



平成22年3月26日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官
 平成19年（行ウ）第11号 政務調査費返還履行請求事件
 口頭弁論終結日 平成22年2月1日

判 決

熊本市				
原	告			
熊本市				
同				
熊本市				
同				
熊本市				
同				
上記4名訴訟代理人弁護士	板	井	俊	介
同	田	中	裕	司
同	小	野	寺	信
同	久	保	田	紗
熊本市手取本町1番1号				
被	告	熊本市長		
		幸	山	政
上記訴訟代理人弁護士		野	口	敏
熊本市九品寺5丁目12番35号				
被告補助参加人	矢	野	昭	三
上記訴訟代理人弁護士	坂	本	秀	徳
熊本市国府本町1番18号				
被告補助参加人	荒	木	哲	美
熊本市花園3丁目3番3号				

同	落 水 清 弘
熊本市黒髪2丁目16番15号	
同	嶋 田 幾 雄
上記3名訴訟代理人弁護士	高 島 剛 一
熊本市湖東2丁目6番6号	
被告補助参加人	三島良之 こと三嶋静良
上記訴訟代理人弁護士	山 下 永 壽
熊本市帯山5丁目15番29号	
被告補助参加人	紫 垣 正 良
上記訴訟代理人弁護士	山 之 内 秀 一
同	坂 本 秀 道
熊本市大江5丁目16番11-501号	
被告補助参加人	田 尻 善 裕
熊本市出仲間4丁目9番2号	
同	高 島 和 男
熊本市花園5丁目22番48号	
同	田 尻 清 輝
上記3名訴訟代理人弁護士	宮 田 房 之
熊本市蓮台寺2丁目3番7-201号	
被告補助参加人	西 泰 史
熊本市池田3丁目6番37号	
同	有 馬 純 夫
熊本市御幸笛田1丁目6番50号	
同	島 田 俊 六
上記3名訴訟代理人弁護士	黒 川 忠 行
同	橋 山 吉 統

同 立 野 憲 司
同 篠 原 広 幸
主 文

- 1 被告は、被告補助参加人矢野昭三に対し、107万7237円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、被告補助参加人荒木哲美に対し、1万2991円及びこれに対する平成19年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、被告補助参加人三島良之こと三嶋静良に対し、60万円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、被告補助参加人田尻清輝に対し、61万1807円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 5 被告は、被告補助参加人紫垣正良に対し、14万5862円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 6 被告は、被告補助参加人田尻善裕に対し、33万5696円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 7 被告は、被告補助参加人落水清弘に対し、60万5098円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 8 被告は、被告補助参加人西泰史に対し、1297円及びこれに対する平成19年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払う

よう請求せよ。

9 被告は、被告補助参加人有馬純夫に対し、1297円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

10 被告は、被告補助参加人高島和男に対し、48万7310円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

11 被告は、被告補助参加人嶋田幾雄に対し、83万0279円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

12 被告は、被告補助参加人島田俊六に対し、7万2540円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

13 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

14 訴訟費用及び補助参加により生じた費用は、別紙1訴訟費用負担裁判一覧記載のと通りの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告は、被告補助参加人矢野昭三に対し、160万2939円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

2 被告は、被告補助参加人荒木哲美に対し、61万3315円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

3 被告は、被告補助参加人三島良之こと三嶋静良に対し、60万円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払う

よう請求せよ。

4 被告は、被告補助参加人田尻清輝に対し、65万0685円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

5 被告は、被告補助参加人紫垣正良に対し、67万7713円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

6 被告は、被告補助参加人田尻善裕に対し、78万4942円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

7 被告は、被告補助参加人落水清弘に対し、90万1477円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

8 被告は、被告補助参加人西泰史に対し、53万4131円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

9 被告は、被告補助参加人有馬純夫に対し、49万5319円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

10 被告は、被告補助参加人高島和男に対し、65万8585円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

11 被告は、被告補助参加人嶋田幾雄に対し、83万0279円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

12 被告は、被告補助参加人島田俊六に対し、80万3998円及びこれに対す

る平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、熊本市の住民である原告らが、熊本市議会議員であった被告補助参加人ら12名が熊本市から交付を受けた平成17年度の政務調査費を違法に支出し、これを不当に利得したと主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、被告補助参加人らに対して、上記支出金額に相当する金員の返還及びこれに対する上記政務調査費の支出に係る収支報告書の提出期限の翌日である平成18年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するように求めた住民訴訟である。

1 争いのない事実等（以下の各事実は、当事者間に争いがないか、文中掲記の各証拠により、容易に認定することができる。）

(1) 当事者等

ア 原告らは、熊本市内に居住する者である。

イ 被告は、地方自治法242条の2第1項4号所定の熊本市の執行機関である。

ウ 被告補助参加人らは、いずれも平成17年度当時、熊本市議会議員であった者である（以下、被告補助参加人らにつき、「被告補助参加人」の表記を省略し、「議員」の表記を付加するとともに、「被告補助参加人ら」を「議員ら」と呼称する。）。

(2) 政務調査費に関する法令の定め（抜粋）

ア 地方自治法（平成20年6月18日法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）の規定

ア) 100条13項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派

又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

(イ) 100条14項

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

イ 熊本市議会政務調査費の交付に関する条例

熊本市は、地方自治法100条13項及び14項の規定を受け、熊本市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として議員に対し政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとして、熊本市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月30日条例第8号。平成16年3月31日条例第39号により改正。以下「本件条例」という。）を制定している。その主たる内容は、以下のとおりである。

(ア) 2条（交付対象）

政務調査費は、熊本市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(イ) 3条（交付額及び交付の方法）

1項 政務調査費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額20万円を一会計年度の半期ごとに交付する。

(ウ) 5条（使途基準）

議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない。

(エ) 6条（収支報告書の提出）

1項 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収入及び

支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2項 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

(オ) 7条（政務調査費の返還）

1項 市長は、政務調査費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において市政の調査研究に資するための必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命じることができる。

2項 市長は、政務調査費の交付を受けた議員が次に掲げる事由に該当すると認めたときは、政務調査費の一部又は全部の返還を命じることができる。

(1) 5条の規定に違反した場合

(2) 政務調査費について、虚偽その他不正行為があったと認められる場合

(カ) 8条（収支報告書の保存）

議長は、6条の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(キ) 9条（委任）

この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

ウ 熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

熊本市は、本件条例9条を受け、熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「本件規則」という。）を定めている。その主たる内容は、以下のとおりであり、本件規則5条の別表は、別紙2のとおりであ

る（以下、同表に定められた政務調査費使途基準を「本件使途基準」という。）。

(ア) 5条（使途基準）

条例5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表に定めるとおりとする。

(イ) 6条（収支報告書の写しの送付）

議長は、条例6条の規定により提出された政務調査費収支報告書（様式第6号）の写しを市長に送付するものとする。

(ウ) 7条（政務調査費の返還）

政務調査費の返還は、政務調査費返還届（様式第7号）により行うものとする。

(エ) 8条（会計帳簿等の整理保管）

1項 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の支出について支出伝票（様式第8号）及び出張記録書（様式第9号）を作成し、現金出納簿、当該議員名義の預金通帳を備えた会計帳簿等を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理しなければならない。

2項 政務調査費の交付を受けた議員は、前項の証拠書類等について当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

3項 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の支出についてやむを得ない理由により領収書を徴し得ない場合は支払証明書（様式第10号）をもってこれに代えることができる。

(3) 政務調査費の支出

議員らは、平成17年度政務調査費（以下「本件政務調査費」という。）として、下記のとおり支出した（以下、一括して「本件各支出」という。）。

記

- ア 矢野昭三議員 事務所費 160万2939円
- イ 荒木哲美議員 事務所費 61万3315円
- ウ 三島良之こと三嶋静良議員 事務所費 60万円
- エ 田尻清輝議員 事務所費 65万0685円
- オ 紫垣正良議員 事務所費 67万7713円
- カ 田尻善裕議員 事務所費 78万4942円
- キ 落水清弘議員 事務所費 90万1477円
- ク 西泰史議員 事務所費 53万4131円
- ケ 有馬純夫議員 事務所費 49万5319円
- コ 高島和男議員 事務所費 65万8585円
- サ 嶋田幾雄議員 調査旅費 83万0279円
- シ 島田俊六議員 調査旅費 80万3998円

(4) 監査請求

原告らは、平成19年3月1日、被告に対し、全ての議員に対して、本件政務調査費の目的外使用分の返還を請求することその他を求めて、熊本市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づく監査請求を行った。

熊本市監査委員は、同年4月27日付けで、原告らに対し、監査請求のうち、被告に対し、全ての議員に対して本件政務調査費の目的外使用分の返還を請求する部分については、これを棄却する旨の監査結果を通知した。

2 争点と主張

(1) 本件各支出の違法性の判断基準

(原告らの主張)

ア 政務調査費について

政務調査費とは、従来、地方自治体の寄附行為又は補助行為を認める地方自治法232条の2に基づいて地方議会の会派に対して交付されてきた調査研究費につき、平成11年に成立した「地方分権の推進を図るための

関係法律の整備等に関する法律」により、地方自治体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、地方議会議員の専門化が進み議員活動の充実が要請されるようになる一方で、政治資金規正の強化等により政党及び議員個人に対する寄附金等が制限されるようになったことから、地方議会議員の政策立案・調査研究に資するための交付金について法的根拠を設ける趣旨で、地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）により、地方自治法100条13項、14項が新設されたものであり、本来的にはあくまでも地方議会議員の政策立案・調査研究に資するための交付金としての性質を有するものである。政務調査費の制定にあたっては、総務省が示すとおり、情報公開を促進し、その使途の透明化を確保し、住民から批判を受けることがないように配慮すべきことが要請されている。しかし、地方自治法上、政務調査費の使途につき、これを裏付ける領収書の添付義務までは課されず、いわゆる収支報告書の提出を要求するのみに止まり（同法100条14項）、また、各地方自治体で制定された条例においても、収支報告書の提出義務を課すのみで、領収書の添付義務は課されていなかったが、政務調査費の使途を問題視する地方自治法242条の2第1項4号に基づく住民訴訟が各地で提起され、その司法判断の積み重ねにより、社会的にも政務調査費の使途がチェックできないこと、その結果、多額の住民の血税が適切でない使途に用いられてきたことに対する問題意識が高まった。その結果、政務調査費の使途の透明化を求める世論は、もはや全国的な常識となったと評価してよいのであり、熊本市議会では、平成20年4月から、熊本県議会では、平成21年4月から、全ての領収書の添付義務が課されることとなった。

イ 政務調査費の使途の適法性をめぐる証明責任について

政務調査費に関する法令の規定（地方自治法100条13項、14項、本件条例2条、3条1項、5条、本件規則5条、8条1項・2項）は、当

該政務調査費の支出が真に政務調査費のために支出されたかどうかをチェックし、もって自治体財政の透明性を図る点にその趣旨がある。そして、本件条例7条及び本件規則7条の規定は、政務調査費が市民の血税から支出されるものであることから、残余额が生ずる場合や目的外使用があった場合には、それは当然に不当利得となり、当該議員には、熊本市に対して不当利得返還義務が生ずることから、当該残余额が返還されることを確認的に規定したものと見える。もっとも、本件政務調査費に関しては、その使途を裏付ける領収書の提出義務までは課されておらず、各議員による自己申告による収支報告書のみを提出すればよいこととなっていたため、実際には、原告らに目的外使用の有無をチェックする術はなかった。

このように、政務調査費の使途を裏付ける領収書の提出までは要求されていないという制度の下では、政務調査費の使途について、原告ら一般市民が政務調査費の不当な使途を立証しうるだけの十分な証拠を入手することは困難である。そのため、裁判例は一般に、立証責任を転換することにより具体的な解決を図ってきた。したがって、本件のような政務調査費の使途の適法性を問う訴訟においては、原告らにおいて、政務調査費の使途の違法性を疑わしめる主張・立証が行われた場合には、被告及び議員ら側において、その使途の適法性に関する主張・立証をしない限り、当該政務調査費の使途は違法となるものと考えべきである。

ウ 政務調査費の支出の適法性判断基準について

(ア) 違法支出（目的外使用）と返還義務

政務調査費は、その使途が限定され、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることが禁止され、交付を受けた議員に会計帳簿等の調製や領収書等の整理保管が義務付けられているから、地方自治法や本件条例及び本件規則の趣旨に従い、適正に使用されるべきである。そして、議員が保管整理を義務づけられている領収書等の資

料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出（目的外使用）が、本件使途基準に合致しない違法な支出となることは明らかである。さらに、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明もしない場合には、当該支出も違法と評価されるというべきである（仙台高等裁判所平成18年（行コ）第20号政務調査費返還履行請求控訴事件同19年4月26日判決、青森地方裁判所平成17年（行ウ）第4号政務調査費返還履行請求事件同18年10月20日判決参照。）。このような場合、当該議員への政務調査費の交付は、法律上の原因を失った支出として不当利得となり、返還義務が生じるというべきである。

(イ) 事務所費に関する判断基準

本件使途基準によれば、事務所費は「議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、維持管理等に要する賃借料、維持管理費、備品購入費、リース代等の経費」として支出すべきことが定められている。

しかしながら、同規定は余りに漠然としており、同規定からは、個々具体的な支出の違法・合法の判断基準が明らかとならない。そこで、月額67万8000円の議員報酬とは別個の法的根拠に基づき、市政のための調査研究という純粋な研究目的のためにのみ支出が許される政務調査費の適正な支出という法の要請の観点から、政務調査費が、いわば「第二の議員報酬」と同視されないよう、個別的事案において具体的に判断することが可能な判断基準を定立する必要がある。

a まず、「領収書」提出による裏付けがない支出は違法とすべきである。本件規則8条1項は、政務調査費の使途の適正を事後的にチェックすることを可能とし、もって、政務調査費の財源である市民の血税の使用の適正化を図るため、政務調査費の交付を受けた各議員に対し、

「支出伝票」のほか、「現金出納簿」、「会計帳簿」の作成を義務づけている。この趣旨を全うするためには、法律上も、社会通念上も、第三者発行の領収書で行うのが合理的であるから（民法486条）、本件規則は、議員自身が作成する支出伝票、現金出納簿、会計帳簿の作成のみならず、第三者が「いつ」、「誰が」、「誰に対し」、「何を」、「いくらで売却し、対価を支払った」かを記載して作成・発行する「領収書等」を「証拠書類」として保管することを義務づけたものである。また、本件規則8条2項は、上記領収書を収支報告書の提出日から起算して5年間保管することを義務づけているから、上記領収書は、収支報告書の提出日である毎年4月30日から5年後においても、領収書自体から判読可能な状態のもの（領収書原本）でなければならない。したがって、「いつ」、「何を」、「いくらで」、「誰から」購入したものが明らかになるもので、かつ、それらの事情が領収書自体から判読可能な領収書原本による裏付けのない支出はすべて違法である。

b 次に、「領収書」による裏付けがある場合であっても、「事務所費」とはいえない支出は違法である。

(a) 本件用途基準上の他の支出項目（研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、その他の経費）から支出すべき支出は、当該項目で計上すべきであって、事務所費からの支出は違法とすべきである。

(b) 本件用途基準は、「事務所費」として、「議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の備品購入費」を掲げるところ、ここでいう「備品」は、備え付けておく物を指すというべきであるから、上記「備品」には、使用するにしたがって無くなっていく消耗品は含まないと解するべきである。

(c) 政務調査費は、月額67万8000円の議員報酬とは別個の法的

根拠に基づき、市政に関する調査研究という純粋な研究目的のために、あえて市民の血税をあてがって支出されるものであるから、社会通念に照らし、市政に関する調査研究と直接の関連性がない支出は、「事務所費」に該当しないというべきである。

- c さらに、領収書があり、「事務所費」としての支出であっても、政務調査のための支出として不相当あるいは高額な支出は、すべて違法である。そして、議員の行う調査研究活動のために必要な事務所（以下「政務調査のための事務所」という。）が他の用途・目的により設置されている事務所と一体化している場合には、政務調査のために事務所所在地を公表し、他の事務所との一体性がないことをあらかじめ公開している場合でない限り、その支出は違法である。このような場合、政務調査費が、月額67万8000円の議員報酬とは別個の法的根拠に基づき、市政に関する調査研究という純粋な研究目的のために、あえて市民の血税をあてがって支出されることに照らせば、政務調査費は、社会通念に従って、相当な範囲での支出に限定されるべきである。政務調査のための事務所が、他の用途（議員が経営に携わる会社の事務所、議員の自宅、政党の支部、後援会事務所、議会控室等）の一つでも重なり合い、一体化している場合には、それぞれの事務所自体が渾然一体のものであり、それぞれの事務所の明確な使用割合も判然としないから、結局、政務調査費としての支出といいながら、その実態は、自宅、後援会事務所、政党支部、議会控室の賃料やその備品代を政務調査費から支払うに等しい結果となる。そして、原告らの側において、議員の事務所の使途方法の詳細まで立証することはおよそ不可能であるから、原告らにおいて、同使途につき、それがもっぱら政務調査のために使用されていない高度の蓋然性を証明した場合には、当該議員を含めた被告側において、その事務所がもっぱら政務調

査のために使用されたことを立証しない限り、その支出はすべて違法とすべきである。そして、議員自らが経営に携わる会社の事務所、自宅、政党支部、後援会事務所、議会控室はいずれも市政に関する政務調査を行うことを目的として設置された場所ではないから、これらの用途と政務調査のための事務所とが一体化している場合は、同施設が、もっぱら政務調査のために使用されていない高度の蓋然性が認められるというべきである。

(ウ) 調査旅費に関する判断基準

本件使途基準によれば、調査旅費の使途基準は「議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する交通費、旅費、宿泊費等の経費」と規定されているのみであり、本件規則には、個別具体的な政務調査の支出の違法性に関する判断基準は定められていない。しかしながら、政務調査の趣旨や本件条例5条の「市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない」との規定等、政務調査費の適正な使途の確保を目的とする諸規定に照らせば、調査研究活動の実質がない場合、調査研究活動と市政との関連性がない場合や必要性・合理性がない場合には、当該政務調査費の支出は違法とされなければならない（仙台地方裁判所平成19年4月27日判決参照）。そして、原告らは、議員らの各支出につき市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたものとはいえないこと、つまり、調査研究活動の実質がないことや調査研究活動に市政との関連性がないこと、必要性・合理性がないことを推認させる一般的、外形的な事実を主張立証すれば、当該政務調査費の支出が違法であることが推認されるというべきである。そして、被告及び議員らが、原告らの主張立証に対して、当該調査研究活動につき、①なぜそこに行く必要があると判断したのかの判断過程を合理的に説明できない場合、②調査・研究の実施事実、具

体的内容，個別の経費につき説明できない場合，③調査・研究の実施事実，具体的内容，個別の経費につき裏付けとなる資料がない場合，④調査結果を市政に活用した事実を具体的に摘示できない場合には，市政に関する調査研究に資するため必要な経費に充てられたと認めるに足りる具体的な用途を明らかにすることができず，当該支出が調査研究のために必要な経費に充てられたという反証がなかったものとして，当該調査研究活動に関する政務調査費の支出は違法と考えるべきである。

嶋田幾雄議員及び島田俊六議員の各調査旅費の中には，熊本市議会議員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「報酬等条例」という。）5条2項や熊本市職員等の旅費支給に関する条例（以下「旅費条例」という。）に準拠して，報酬等条例等が採用する定額方式によって計算された調査旅費の支出をしていると思われるものがあるが，本件条例5条は，「市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない」と規定しているのであるから，当該調査研究活動に要した実費を填補する範囲内での支出しか許されないというべきであり，実費填補以上の支出は本件用途基準に照らして必要性・合理性を欠き違法というべきである（仙台地方裁判所平成19年11月13日判決参照）。したがって，議員が，調査旅費のために要した実費相当額を超える金員を政務調査費から支出した場合は，当該超過部分の支出は違法となる。仮に，現実に要した実費の多寡にかかわらず，標準的な実費である一定額を支給する定額方式を採用する場合を認めるとしても，実費填補の原則からすれば，当該定額方式が実費相当額とほぼ一致しており，当該調査旅費に要した実費を厳密に算出することが不可能ないし著しく困難であることを，被告及び議員らにおいて具体的に説明できず，かつ，その裏付けとなる資料を提出できない場合には，定額方式による支出は，本件用途基準に照らして必要性・合理性を欠くものとして違法

というべきである。

(被告の主張)

ア 現行の地方自治制度は、議会及び長がともに住民の直接選挙によって選ばれ、ともに住民の代表機関たる地位に立つ首長主義をとっている。その特色は、議会及び長がそれぞれ独立して権限を行使し、相互の牽制と均衡を通じて、適正な行政運営を図ることにある。政務調査費の使用の適否を判断するにあたっては、かかる地方自治制度の本旨を十分に理解し、かつ、尊重し、政務調査費の制度を地方自治制度の中に、適切、かつ、正当に位置づけてみるのが重要である。

イ 地方自治法100条13項は、政務調査費を交付する対象を議会における会派又は議員とし、同規定を受けて、本件条例は、政務調査費は議員に対して交付することとし(2条)、月額20万円を一会計年度の半期ごとに交付する(3条1項)旨規定しているから、本件条例は、議員の良識を信頼し、その適正な支出を議員の良識に委ねる姿勢を取っているものといえる。次に、地方自治法100条14項及び本件条例6条は、政務調査費の交付を受けた議員は、収支報告書を作成し議長に提出するものとする旨定め、同条例8条は、議長は、同報告書を5年間保存しなければならない旨定めている。このように、収支報告書の提出先は、市長ではなく、議長であり、本件規則6条によれば、市長は、議長から収支報告書の写しを送付されるにすぎない。これらの規定は、収支報告書の取扱いを市長から切り離し、議会の自律に委ねる趣旨であるといえる。また、議会の調査活動及びこれを支え実効あらしめる議員の調査活動はその範囲がすこぶる広範であり、中には、市長に対し、市政の責任を問い、市長に不利益であったり市長を批判するための調査活動も当然含まれるものであり、そのような議員の活動を現金出納簿等や領収書等により解析し、金銭の動きの面から如実に把握し得るようなことになれば、

市長が、議員活動に容易に容喙、介入することができ、議員活動を抑制、萎縮させる弊害があることから、現金出納簿等や領収書等の証拠書類は、市長に提出されないこととなっており、議長にすら提出する必要がないものとされている。さらに、議会内部においても議員の自律性や議員に対する高い信頼に鑑み、領収書等の証拠書類を議長に提出させたり、議長に調査を許すような制度とはなっていない。議員は、本件規則8条により、現金出納簿等の調製や領収書等の証拠書類の整理が義務付けられているが、これは、議員に対する政務調査費という公金の管理及び支出の負託に対する当然の職責を定めたにすぎず、地方自治法及び本件条例には、あえてこの類の規定は設けられていない。

ウ 以上によれば、本件条例の、市長が、政務調査費に残余が生じた場合、本件使用基準に従わない必要経費以外に充てられた場合及び虚偽その他不正行為があった場合に議員に政務調査費の返還を命じることができる旨の定めは、市長が市の財産の管理者としての職責を有することから当然のことを規定したものであって、市長としては、財産の管理者、予算の執行者の立場から、政務調査費が正当に支出されているか否かの判断にあたって、議長から送付されてきた収支報告書の写しのみを見分して本件使用基準や金額に照らし一見明白な条例違反や不正行為が認められない場合には、正しい政務調査費の支出がされたものと判断することができ、また、そのように判断しなければならないのである。

(矢野昭三議員の主張)

本件条例が、証拠書類等の整理保管を各議員において行い、議長、市長への提出を義務づけていない(本件規則8条)のは、議員と議会、議員と市長との均衡を考慮し、各議員において政務調査費の具体的支出についてある程度の裁量を与えているからである。また、本件使用基準は、項目と具体的用途が例示されているにすぎず、実際の個別具体的な支出に際して政務調査活

動に当たるか否かの判断は、各議員において行うことが予定されており、そのため、その判断にあたっては各議員にある程度の裁量を与えられているのである。さらに、地方議会の権限は、条例の制定、予算の議決等地方行政全般にわたることからすれば、議員の調査活動も広範かつ多岐にわたるものであり、調査活動の内容についても各議員にある程度自由な裁量が認められているものである。

以上からすれば、本件条例7条に基づく市長の各議員に対する返還請求に関しては、議員がその裁量の範囲を著しく逸脱したり、そのために支出した金額が相当な範囲を超えている場合に限り、違法もしくは法律上の原因を欠く支出とされるべきである。

矢野昭三議員が支出した各費用は、いずれも市議会議員の活動のための相当な費用か、もしくは裁量の範囲内の費用であって、裁量の範囲を著しく逸脱したものでないことは明らかであるから、原告らの請求は理由がない。

(田尻清輝議員及び田尻善裕議員の主張)

そもそも、政務調査費は、地方分権推進に伴い、普通地方公共団体の議員の調査研究活動の基盤強化を図る趣旨で設けられたものであり（地方自治法100条13項、14項）、その趣旨に照らせば、その適正な使用の確保は、第1次的には、その交付を受けた各議員において自律的に行うべきものと考えられる。他方で、政務調査費の支出の適正を図り、その透明性を確保する必要もあることから、法は条例で具体的に政務調査費の支出に関する規定を定めるようにしている。本件においては、本件条例5条と、これを受けた本件規則5条及び本件用途基準において、政務調査費の実体的要件として支出基準が定められているのである。そして、支出の適正、透明性確保の観点から、本件規則8条1項は、現金出納簿、当該議員名義の預金通帳を備えた会計帳簿等を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理しなければならないとしつつも、同条3項において、やむを得ない理由により領収書を徴し得

ない場合は支払証明書をもって代えることを認めている。これらの規定は、原告らが主張するような厳格な内容の領収書に限らず、およそそれ以外の証拠書類をも認め、領収書を徴し得ない場合に支払証明書をもって代えることを認めているのである。したがって、「領収書」の提出がなければ違法な政務調査費の支出とする原告らの主張が独自のものであり、採用できないことは明らかである。

(紫垣正良議員の主張)

原告らは、原告らの側において議員の事務所の用途につきそれがもっぱら政務調査のために使用されていない高度の蓋然性を証明した場合には、議員の側において、その事務所がもっぱら政務調査のために使用されたことを立証しない限り、その事務所賃料や光熱費の支出は全て違法とすべきであると主張する。そして、政務調査のための事務所が、会社事務所、自宅、政党支部、後援会事務所及び議員控室と一体となっている場合には、もっぱら政務調査のために使用されていない高度の蓋然性が認められるとする。しかしながら、紫垣正良議員の事務所は1つしかなく、政務調査活動とそれ以外の議員活動を明確に区別することが困難であるとしても、同議員がその事務所において政務調査活動を全般的に行っていたことは否定できない事実である。したがって、当該事務所についてももっぱら政務調査のために使用されていない高度の蓋然性が認められるものでないことは明らかであるから、上記原告らの主張には理由がない。

(西泰史議員及び有馬純夫議員の主張)

本件規則8条1項において各議員が整理を義務付けられているのは、「領収書等の証拠書類」であって、「領収書」のみではない。また、同条3項では「政務調査費の支出についてやむを得ない理由により領収書を徴し得ない場合は支払証明書(様式第10号)をもってこれに代えることができる。」と規定されているから、原告らの「領収書」の提出による裏付けがない支出

はすべて違法である旨の主張は採用できない。

また、原告らは、宛名のない領収書では「領収書」の裏付けのない支出であって違法であると主張するが、宛名のない「領収書」であっても、当該領収書を実際に所持・保管し、その内容を会計帳簿等に記録して支出を管理しているという事実からすれば、通常、その者が当該支出を行ったことが事実上推認されるものである。また、不特定多数の消費者を相手として取引を行う事業者の場合、宛名を省略しても構わないことが一般の取引慣行となっているから、原告らの主張は採用できない。

さらに、原告らは、感熱紙を用いた領収書は5年間の保存に耐えず、本件規則に定める「領収書」とはいえないと主張するが、用紙の選択は発行者側の問題であり、金額が多額でない場合に普通紙による領収書まで要求しないのが一般の取引慣行であり、その領収書に基づいて帳簿等が作成されれば、支出日、支出先、金額、支出内容等の情報は確実に保存されるのであって、領収書の用紙が感熱紙であることは何ら問題がない。

原告らは、領収書の但書の記載から何を購入したか不明なものも「領収書」による裏付けがない旨主張するが、但書が全く書かれていなくても、発行者から購入品の種類が推認できるものもあるし、そうでなくとも出納帳の記載や議員によって購入品が合理的に説明されるなどした場合に、その説明どおりの物品が購入されたものと推認されるはずである。

原告らは、レジから打ち出されるレシートは「単なるレシート」であるとして、「領収書」による裏付けがないと主張するが、レシートが取引慣行上も印紙税法上も領収書として取り扱われているのであるから、原告らの主張は失当である。

(高島和男議員の主張)

ア 田尻清輝議員及び田尻善裕議員の上記主張を援用する。

イ 熊本市議会では、「政務調査費の取扱いについて」と題する冊子を作成

し、政務調査費の支出の基準とするように議員に交付している。本件政務調査費の支出時点では、本件条例、本件規則及び上記冊子が、政務調査費支出の適法性・相当性判断の拠り所であったのである。そして、上記冊子の「6 政務調査費の使途 (1)支出できる経費」の「事務所費」の項には、「議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費、リース代等）」と記載されているに過ぎない。

原告らは、事前に政務調査のための事務所所在地を公表し、他の事務所との区別が明確にされていない限り、政務調査のための事務所であるとはいえないと主張するが、かかる主張は、本件条例、本件規則、上記冊子のいずれにも記載がなく、原告ら独自のものである。本件各支出の適法性の判断は、その当時適用されるべき本件条例、本件規則をもとに、上記冊子などを参考に行われるべきであって、その後制定された規程あるいは見解を基にすることがあってはならない。

(島田俊六議員の主張)

政務調査費は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により地方自治体の担う役割が増大したことに伴って、多様化する社会情勢や市民のニーズに対応し、地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化し、議会機能を充実させていくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図るために設置されたものである。そして、地方自治体の議会は、条例の制定、予算の議決等地方行政全般について広範な権限を持つことに鑑みれば、この権限を適正かつ有効に行使するための各議員の調査活動も多岐にわたるものである。かかる観点からすれば、各議員が行う調査活動における調査対象の選定、調査方法等の判断については、各議員のある程度の自由な裁量に委ねられていると考えるべきである。したがって、当該調査活動が、かかる裁量の範囲を著しく逸脱したり、そのために支出し

た金額が相当な範囲を超える場合に限り、違法もしくは法律上の原因を欠く支出とみるべきである。

島田俊六議員は、旅費条例に定められている基準をもとに調査旅費を計上した。公務員の旅費については、国・地方を問わず、定額方式が採用されており、これは全ての領収書を要求した場合には事務処理量が増大することから、計上のための経費を節約することを目的としたものである。したがって、本件条例及び本件規則には政務調査費の調査旅費算定にあたって旅費条例を準用する旨は規定されていないが、旅費条例に基づいて算出される金額は、当該出張の旅費として適正なものであれば、これを政務調査費の調査旅費として計上することは、何ら不合理ではない。

(2) 本件各支出の違法性

(原告らの主張)

嶋田幾雄議員及び島田俊六議員を除くその余の議員については、同議員ごとの別表の「科目」、「内訳」、「支出額」（西泰史議員及び有馬純夫議員については「支出先」欄が加わる。）欄記載の各支出につき、嶋田幾雄議員及び島田俊六議員については、両議員の別表の「用務先」、「出張期間」、「用務」、「旅費」欄記載の各支出につき、「原告らの主張」欄に記載のとおりである。

(被告及び議員らの主張)

別表の上記各欄記載の各支出につき、「被告・補助参加人の主張」欄に記載のとおりである。

(3) 遅延損害金の起算日

(原告らの主張)

本件条例6条2項は、収支報告書の提出日を、「前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。」と規定しているから、議員らは、その交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに政務調査費の残余金を精算しなければならない。したがって、本件各支出

は、平成18年4月30日までに返還されなければならなかったものであり、議員らは、その翌日である同年5月1日以降の遅延損害金を支払わなければならない。

(被告の主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1(1) 判断基準

地方自治法100条13項は、普通地方公共団体の議会の議員の調査研究活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対して政務調査費を交付することを認め、その内容を条例で定めることとし、これを受けて制定された本件条例5条を踏まえ、同9条の委任を受けた本件規則において、政務調査費の使途基準(本件使途基準)が定められている。したがって、本件各支出が政務調査費として適法な支出であるか否かは、それらが本件使途基準に合致するか否かによって決せられることになる。

ところで、地方自治法100条による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである(最高裁判所平成17年(行フ)第2号同年11月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁参照)。

そして、上記政務調査費の制度趣旨に加え、地方公共団体の議員の活動内容は広範に及ぶこと(同法100条1項参照)や、政務調査費の財源を当該地方公共団体の住民の経済的負担に依拠していることを併せ考慮すると、当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を

欠いている場合には、当該支出は本件用途基準に合致しないものとして不適法となると解するのが相当である。

(2) 主張立証責任

本件は、原告らが、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、その有する不当利得返還請求権の行使を違法に怠るものとして、本件各議員に不当利得金の返還を請求するよう求めるものであるから、原告らにおいて、不当利得返還請求権の発生原因事実の一つである法律上の原因がないことを主張立証しなければならないと解するのが相当である。

これを本件に即していえば、原告らは、本件各支出が議員の行う調査研究活動のための支出として、合理性ないし必要性を欠いていることを主張立証しなければならないことになる。もっとも、地方自治法100条14項及び本件条例6条1項が政務調査費の交付を受けた議員に対し当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書の提出を義務づけ、本件規則8条1項及び3項も支出伝票及び出張記録書の作成、現金出納簿、当該議員名義の預金通帳を備えた会計帳簿等の調製及び領収書等の証拠書類（領収書を徴し得ない場合には支払証明書）の整理を要求していることからすれば、原告らが、本件各支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証した場合には、当該支出が違法であることが事実上推認され、被告及び各議員において、この推認を妨げるに足りる反証を行う必要があるというべきであり、この反証がされない場合には、当該支出が本件用途基準に合致しないものと認めるのが相当である。

(3) 具体的検討

本件各支出の用途は、事務所賃料その他の雑費と調査旅費とに大別することができるから、それぞれについて本件用途基準に合致するか否かを検討する（以下において、「番号」という記載は、各議員ごとの別表の「費目番号」

欄記載の番号を意味する。)

ア 事務所賃料その他の雑費について

(ア) 事務所賃料（駐車場の賃借料も含む。）・維持費

a 政務調査のための事務所の設置，維持管理等に要する賃料・維持費は，本件用途基準の「事務所費」に該当する。

b(a) もつとも，当該事務所が，自宅と同一建物・敷地内にある場合や自己所有物又は本人が代表者等の機関となっている法人からの賃借によるものである場合には，そもそも事務所賃料（駐車場の賃借料も含む。）・維持費が発生していること自体に合理的な疑いが強く生じるから，このことは，当該支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情といえることができる。また，当該事務所が，近親者からの賃借又は近親者が代表者等の機関となっている法人からの賃借によるものである場合には，それ自体が直ちに事務所賃料・維持費が発生していることに合理的な疑いを生じさせるものではないが，この場合においても，具体的事情によっては当該支出は議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠く場合もありうる。

(b) 具体的検討

① 三島良之こと三嶋静良議員（番号1）

証拠（丙ヲ1～7，8の1～12，9，10の1・2）及び弁論の全趣旨によれば，三島良之こと三嶋静良議員は，自宅（後援会事務所を兼ねる。）に加え，自宅と同一敷地（同議員所有）内にあり，かつ，これと隣接する建物の1階部分を，同人が取締役（平成17年2月24日までは代表取締役）を務め，同建物の所在地を本店所在地とする有限会社エム・ケイ・ケイから，政務調

査のための事務所として賃借していること、同建物は未登記となっており、その所有権の帰属先は不明確であり、土地とともに、同議員が所有しているとの疑いが残ることを考慮すれば、同事務所において、賃料が発生することについては極めて強い疑義が生じるというべきであり、三島良之こと三嶋静良議員が同事務所を実際に使用していたことを考慮しても、反証としては十分ではなく、当該支出は本件用途基準に合致しないものと認める。

② 田尻清輝議員（番号1）

証拠（甲D1の1）及び弁論の全趣旨によれば、田尻清輝議員は、自宅の敷地内にあり、その妻田尻慶子が代表取締役を務める有限会社花園不動産の事務所と同議員の後援会事務所を兼ねた建物を、政務調査のための事務所として賃借していることが認められるところ、当該事務所において賃料が発生することについては極めて強い疑義が生じるというべきであり、田尻清輝議員からこの点について合理的な説明もされていないから、当該支出は本件用途基準に合致しないものと認める。

③ 矢野昭三議員（番号1）

証拠（丙ル3～5、12）及び弁論の全趣旨によれば、矢野昭三議員は、その長男である訴外矢野悦生が代表取締役を務める有限会社矢野畜産（以下「矢野畜産」という。）が所有する工場・事務所の一部を政務調査のための事務所として、月額10万円（敷地上の4台分の駐車スペースの同社との共同利用を含む。）により賃借していること、上記事務所は矢野畜産の工場・事務所部分とは明確に区別された1区画にあり、椅子・机等が置かれ、事務所としての実態を有していたこと、同議員は矢野畜産に対して出資持分を有していないことが認められ、これらの事実によれば、当

該支出を本件使途基準に合致しない違法な支出であると認めることはできない。

(イ) その他の雑費

a 社会通念上議員の行う調査研究活動のために用いられるものと認められる通信・情報の収集に要する費用，資料の作成・広報に要する物品の購入費（具体的には，電話機，FAX，コピー機，印刷機，パソコン，デジタルカメラ，備品の維持・修理費，文具，用紙，電話・インターネット等の利用料，書籍・地図等の購入費，封筒・郵便切手代等）は，形式的には本件使途基準の「資料作成費」，「事務所費」，「広報費」及び「その他の経費」に該当する。また，陳情等のために事務所を訪れた市民に対する茶菓子代（茶菓子を提供する場合に最低限必要な食器類を含む。）も，本件使途基準の「広聴費」として市民の市政に対する要望及び意見を吸収するための会議等における茶菓子代が認められていることに鑑み，「事務所費」に該当すると解するのが相当である。したがって，これらは，原則として，議員の行う調査研究活動のための支出と認めることができる（ただし，高島和男議員の後援会の封筒デザイン代，封筒印刷代（番号5）は，議員の行う調査研究活動のための支出と認めることはできない。）。

b 事務所の備品・消耗品について

事務所の備品・消耗品については，政務調査のための事務所が事務所として機能するために通常必要とされる備品・消耗品に該当する場合には，「事務所費」に該当し，調査研究活動のための支出と認めることができる。この観点からすれば，観葉植物のリース代，花の苗代，常備薬代，ティッシュ代，タオル代等はこれに該当しないというべきである。具体的には，矢野昭三議員（番号3，5，6，9，11），荒木哲美議員（番号2，4），紫垣正良議員（番号5，7，9），田

尻善裕議員（番号1, 2, 13のうちの加湿器）、落水清弘議員（番号8, 10）、西泰史議員（番号63, 69, 79）及び有馬純夫議員（番号41, 47, 57）であり、これらの支出については、反証があったと認めることはできず、本件用途基準に合致しないものと認める。

c 高額支出について

政務調査費は、議員の調査研究活動のために必要な経費として認められるものであるから、当該支出が本件用途基準に合致するものであっても、社会通念上、当該費目の性質に比して不相当に高額であることが認められる場合には、このことは、かかる支出が議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くことを推認させる客観的事実と認められる。これに該当するのは、田尻善裕議員（番号9）であり、反証があったと認めることはできないから、当該支出は本件用途基準に合致しないものと認める。

d 大量購入について

原告らは、議員らが、はがき・郵便切手等を大量に購入していることを指摘し、高額であること、あるいは備品のストックは許されないことを主張するが、本件用途基準において広報費が認められていることを考慮すれば、はがき・郵便切手等の購入が多量にのぼることは、議員が行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くことを推認させる客観的事実とはいえないから、原告らの主張は採用できない。

e 支出費目ごとの補足説明

(a) ケーブルテレビ利用料

矢野昭三議員（番号10）、荒木哲美議員（番号3）、田尻清輝議員（番号6）、紫垣正良議員（番号8）、落水清弘議員（番号9）

及び高島和男議員（番号11）は、ケーブルテレビの利用料を政務調査費（会派共通経費）として計上している。しかしながら、同ケーブルテレビ（熊本市民チャンネル、衛星劇場）の番組内容は娯楽的要素の高いものが多く見られ（甲22, 24）、通常のテレビ放送による市政に関する情報収集手段があることからすれば、議員が行う調査研究活動のための支出としての合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情に該当するところ、これについての反証はされていないから、当該支出は本件用途基準に合致しないものと認める。

(b) 有馬純夫議員は、平成18年3月31日、パソコンデスク・書棚等を合計26万円で購入している（番号4）が、当該支出は、議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の備品ということが出来るものの、支出の日時及び額の点で疑義を生じる余地がある。しかしながら、有馬純夫議員を含む公明党所属の熊本市議会議員は、市議団議員室をもつばら政務調査のための事務所として利用しており、上記支出は市議団議員室で政務調査活動を行う際に、既存の机等では手狭であったため、購入する必要があったものであり、購入時期が年度末になったのは、限られた政務調査費の予算の中から調査旅費、資料購入費、広報費等の政務調査活動に直接必要で不可欠な支出を優先した結果であることが認められる（丙ト3）から、本件用途基準に合致しないと認めることはできない。

f その他

(a) 原告らは、第三者が「いつ」、「誰が」、「誰に対し」、「何を」、「いくらで売却し、対価を支払った」かを記載して作成・発行する「領収書等」がない支出は本件用途基準に合致しない支出と認めるべきであると主張する。

しかしながら、原告らの主張する「領収書等」がなくても、いかなる費目にいかなる額の支出がされたかについて立証がされる限り、当該支出が本件用途基準に合致するか否かは判断できるから、原告らの上記主張は採用できない。

- (b) もっとも、領収書等が全く存在しない場合については、本件規則 8 条 3 項が、やむを得ない理由により領収書を徴し得ない場合は支払証明書をもってこれに代えることができると規定していることから、「やむを得ない理由」の存否を検討する必要がある。

西泰史議員（番号 6 1）及び有馬純夫議員（番号 3 9）の支出については、領収書は存在せず、支払証明書（丙へ 4）でその理由につき「領収書紛失による」と記載されているところ、両議員の他の支出については、すべて領収書類が備えられていることに照らすと、やむを得ない理由が存在するものと認められる。

これに対し、矢野昭三議員（番号 1 4）、荒木哲美議員（番号 7）、田尻清輝議員（番号 8）、紫垣正良議員（番号 6、1 2）、落水清弘議員（番号 1 3）及び高島和男議員（番号 1 3）の各支出については、支出を裏付ける領収書等が存在しないから、本件用途基準に合致しない。

- (c) さらに、領収書等は存在するものの、感熱紙等（いわゆるレシートなど。）による印字であるために期間の経過とともに印字が消えたり、領収書等に品目として「事務用品代」という概括的な記載がされたり、領収書等に品目は記載されていないが、領収書等の発行者が事務用品を取り扱っていること等から当該議員の主張する用途と合致する可能性が高い場合には、当該議員において本件用途基準に合致する費目として当該支出を計上している限り、当該事情のみをもって、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ない

し必要性を欠くことを推認させる客観的事情に当たるとまではいえない。これに該当する支出として、矢野昭三議員（番号4）、田尻清輝議員（番号2～4）、田尻善裕議員（番号5、14）、落清水弘議員（番号7）、西泰史議員（番号1～3、7～9、17、20、24、31～51、62、67）、有馬純夫議員（番号1、2、9～29、40、45）及び高島和男議員（番号1、7、8、9）があり、当該各支出は、本件用途基準に合致しないとはいえない。

イ 他の用途を有する支出について

(ア) 本件各支出の費目には、当該議員の議員活動のための事務所、当該議員の後援会事務所、自宅など、調査研究活動以外の用途（以下、これらを一括して「他の用途」という。）としても使用される事務所に係る支出（例えば、事務所賃料、同維持費）が存在する。このように当該支出が他の用途のための支出にも該当することは、他の用途として用いられた部分につき、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くことを疑うに足りる客観的事情であると認められるから、反証のない限り、当該支出のうち、他の用途のためにされた支出部分は本件用途基準に合致しないものと認めるのが相当である。

もっとも、實際上、他の用途のためにされた支出部分と議員の行う調査研究活動のためにされた支出部分を明確に区別することは困難であるといえるから、上記反証がされない場合には、条理上、当該事務所賃料又は同維持費を各用途（活動）の数で除した金員をもって調査研究活動のために使用された部分とし、その余の部分について本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

原告らは、政務調査のための事務所と、議員活動のための事務所を区別すべきであると主張するが、議員活動とその活動のための調査研究活動は極めて密接な関係を有するものであり、社会通念上も両者を区別し

て取り扱うのは相当でないといえるから、原告らの上記主張は採用できない。また、原告らは、議員控室の利用を他の用途によるものであると主張するが、議員控室の利用は議員活動の一貫であるから、議員活動のための事務所と同様、調査研究活動とは異なる用途に利用していたものであると認めることはできない。

(イ) 具体的検討

a 矢野昭三議員（番号1, 2, 4, 7, 8）

矢野昭三議員の政務調査のための事務所は、自民党第11支部及び後援会事務所の住所の届出が行われている（丙ル12）のであるから、これらの他の用途のためにも利用されていると認めるのが相当である。そして、上記他の用途のために用いられた部分につき反証がされているとはいえないから、当該事務所に係る支出（番号1, 2, 4, 7, 8）については、用途の数に基づいて、これを3分し、その2については本件用途基準に合致しないものと認める（円未満切り捨て。以下同じ。）。

b 荒木哲美議員（番号1）

原告らは、荒木哲美議員について、政務調査のための事務所と後援会活動のための事務所が一体化していた旨主張する。しかしながら、証拠（甲18, 丙ロ1, 2の1～12,）及び弁論の全趣旨によれば、荒木哲美議員は、自宅を議員活動のための事務所として利用するとともに、訴外昇建設株式会社から事務所を賃借し、調査研究活動を含む議員活動のための事務所として利用し、その賃料（月額5万円）を政務調査費から支出していること、同議員は、さらに別の場所にある建物を後援会事務所として利用していることが認められ、これらの事実によれば、同議員は、上記賃借事務所において後援会活動を行っていたとは認められない。したがって、原告らの上記主張は採用できない。

c 紫垣正良議員（番号1～4）

紫垣正良議員の政務調査のための事務所は、訴外田中一夫が代表を務める熊本政策懇話会なる事務所をも兼ねたものであって（争いが無い。）、反証がされているとはいえないから、当該事務所に係る支出（番号1～4）については、これを2分し、その1を本件用途基準に合致しないものと認める。そして、当該事務所の賃料（番号1）については、月額8万5000円のところ、一括年払により年100万円に減額されている（丙イ3）から、そのうち50万円が本件用途基準に合致し、その余は合致しない。結局、紫垣正良議員は、上記賃料のうち60万円を本件政務調査費として計上しているから、その差額の10万円を本件用途基準に合致しない支出と認める。

d 田尻善裕議員（番号6, 7, 10～12, 13のうちの時計・シュレッダー, 14）

田尻善裕議員は、自宅兼政務調査のための事務所のファクシミリリース料、パソコン関連機器等（番号6, 7, 10～12, 13のうちの時計・シュレッダー, 14）を政務調査費として計上しているが、自宅のために用いられた部分につき、反証がされているとはいえないから、当該事務所に係る支出については、これを2分し、その1を本件用途基準に合致しないものと認める。また、田尻善裕議員は、携帯電話の使用料を政務調査費として計上している（番号8）が、携帯電話は常時携帯するものであり、私用との区別が困難であるから、上記のその余の費目（番号6, 7, 10～12, 13のうちの時計・シュレッダー, 14）と同様に考えるのが相当であり、本件においては、私用部分につき反証がされたとはいえないから、これを2分し、その1を本件用途基準に合致しないものと認める（ただし、田尻善裕議員は、当初から、携帯電話の使用料の2分の1に相当する8万3390

円を政務調査費として計上しているから、番号8において本件用途基準に合致しない額は0円と認める。)

e 落水清弘議員 (番号1～7)

証拠(甲2, 9の1～3)及び弁論の全趣旨によれば、落水清弘議員は、自宅を事務所(後援会事務所を含む。)として利用し、さらに、自宅敷地内の別棟の独立した建物も事務所(後援会事務所を含む。)として利用していたこと、これらの建物の実際の利用方法については曖昧な部分があること(同議員は十分な説明を行っていない。)が認められる。そして、落水清弘議員は、上記自宅建物ないし事務所において、NTT料金、コピー機購入費、プリンタ修理費、コピー用紙代、ゴム印代、文具代、事務用品代を支出している(番号1～7)が、反証がされていないから、これらを3分し、その2を本件用途基準に合致しないものと認める。

f 高島和男議員 (番号1～4, 6～8)

高島和男議員は、自宅の一室を政務調査のための事務所として利用しているところ、番号5の費目の内容及び同議員の主張内容に照らして、当該事務所を後援会事務所としても利用していたものと認めるのが相当であり、同事務所に係る支出(番号1～4, 6～8)は、これを3分し、その2を本件用途基準に合致しないものと認める。

ウ 調査旅費について

(ア) 本件用途基準によれば、調査旅費とは、「議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する交通費、旅費、宿泊費等の経費」をいうところ、当該支出が調査旅費に該当するか否かは、調査研究の目的と市政との関連性、当該目的と実際に行った調査研究活動との関連性、調査研究結果の市政への影響、支出額の相当性等の見地から、当該支出が調査研究活動のための支出としての合理性ないし必要性を有

しているか否かにより判断するのが相当である。

(イ) a 嶋田幾雄議員

嶋田幾雄議員については、別表の用務先及び用務につき、一部（番号 9, 13）を除いて市政との関連性が明確ではない（同議員が 1 年間に出張した 15 の用務地のうち 12 の用務地の主たる用務が観光行政となっており、これに伴い、12 の用務地はすべて観光地となっている。）上に、全用務地（番号 1～15）を通じて、一度も現地の行政担当者や施設運営管理者等と面談したり、市政の参考となりうる資料等の収集を行ったりしておらず、一般の観光客ないし旅行者でもなしうる行動しか取っていないのであって、その外形は私事旅行と差異がないことが認められる。そして、嶋田幾雄議員は、用務地への上出張後、定例会経済委員会において、各調査の所感に基づく意見等を述べており（丙リ 17～22）、出張記録書にも調査概要を 10 ないし 20 行程度記載しているが（丙リ 1～15 の各 2）、その内容は一般観光者ないし旅行者においても報告が可能な内容に留まっており、市政に影響を与えるような具体性のある内容は見当たらない等、調査目的（用務）と実際に行った調査研究活動との関連性も認められず、旅費をかけてまで現地視察を行うことを要するものとは到底いえないから、旅費の支出につき、調査研究活動のための支出としての合理性ないし必要性は認められない。

したがって、嶋田幾雄議員に係る本件政務調査費の支出はいずれも本件用途基準に合致しないものと認める。

b 島田俊六議員

証拠（丙チ 1, 2, 8～12）及び弁論の全趣旨によれば、島田俊六議員については、番号 5 を除いて、各用務と市政との関連性が明確である上に、同議員は、用務地への上出張にあたって、熊本市議会事務

局等を通じて、書面（用務地への訪問日時、視察者、調査事項を記載した「行政視察について（依頼）」と題する文書）を送付したり、口頭により、用務地の訪問予定の企業等に事前に連絡し（番号1～3、6～8）、用務地においても、行政担当者や施設運営管理者と面談したり（番号1～3、6、7、8）、地元住民から事情を聴取したりし（番号10）、関連する資料を収集して持ち帰り（番号2、3、6、7）、出張後にはその成果を具体的に記載した出張報告書を作成したり、経済交通委員会において成果を具体的に報告したりしており、用務に沿った調査研究活動の実態を備えている（番号1～4、6～10）ことが認められるから、番号5を除く出張に関しては、議員が行う調査研究活動のための支出として、合理性ないし必要性が認められるから、本件用途基準に合致しているものと認める。

他方、番号5の熊本市動植物園で購入する予定の遊具と同一の遊具の安全性や購入の可否を検討するために行った愛知万博の視察については、その安全性や購入の可否を検討するという目的のために愛知県の万博会場にまで出張する必要性が明らかではない上に、用務先では、上記遊具に客が乗車している様子を外から眺めただけで、遊具の安全性や収益の状況を担当者から聴取する等のことは一切行っていないのであり、一般の観光者ないし旅行者とは異なる具体的な調査研究活動が行われたと認めるに足りる事情も見当たらないから、調査研究活動のための支出としての合理性ないし必要性は認められない。したがって、番号5に係る支出は本件用途基準に合致しないものと認める。

ところで、島田俊六議員は、番号1～10の他に26万2273円（番号11）を調査旅費として計上しているが、証拠（丙チ1～4）及び弁論の全趣旨によれば、これらはいずれも議員活動（熊本市内各地において実施した市政相談や視察等）に要した車賃であり、用務先

までの走行距離等に基づいて、旅費条例に定められた基準により算出していることが認められるから、議員の行う調査研究活動のための支出として、合理性ないし必要性が認められ、本件用途基準に合致している。

エ 小括

以上により、本件用途基準と合致しない費目・額の認定は、別表の「本件用途基準に合致しない額」欄に記載のとおりである。

ところで、不当利得返還債務は、期限の定めのない債務として債権者の請求を受けたときから遅滞に陥る。そして、訴訟告知には実体法上の催告としての効力があると解されるから、各議員の不当利得返還債務は、本件訴訟において、被告の各議員に対する訴訟告知書が各議員に送達された日の翌日に遅滞に陥るものと認めるのが相当である。

2 各議員の返還義務の範囲

(1) 矢野昭三議員

107万7237円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員

(2) 荒木哲美議員

1万2991円及びこれに対する平成19年7月4日から支払済みまで年5分の割合による金員

(3) 三島良之こと三嶋静良議員

60万円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員

(4) 田尻清輝議員

61万1807円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員

(5) 紫垣正良議員

14万5862円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員

(6) 田尻善裕議員

33万5696円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員

(7) 落水清弘議員

60万5098円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員

(8) 西泰史議員

1297円及びこれに対する平成19年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員

(9) 有馬純夫議員

1297円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員

(10) 高島和男議員

48万7310円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員

(11) 嶋田幾雄議員

83万0279円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員

(12) 島田俊六議員

7万2540円及びこれに対する平成19年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員

第4 結論

以上によれば、原告らの本訴請求は、被告に対し、各議員に対して、上記第3の2の各金員を支払うように請求することを求める限度で理由があるから認



容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

第一評書用長氏貴西様

熊本地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 高 橋 亮 介

裁判官 古 市 文 孝

裁判官 植 田 裕 紀 久

訴訟費用負担裁判一覧

1 訴訟費用について

これを2分し、その1を原告らの、その余を被告の各負担とする。

2 補助参加により生じた費用について

(1) 原告らと被告補助参加人矢野昭三との間に生じた費用について

これを3分し、その1を原告らの、その余を同被告補助参加人の各負担とする。

(2) 原告らと被告補助参加人荒木哲美との間に生じた費用について

原告らの負担とする。

(3) 原告らと被告補助参加人三島良之こと三嶋静良との間に生じた費用について

同被告補助参加人の負担とする。

(4) 原告らと被告補助参加人田尻清輝との間に生じた費用について

同被告補助参加人の負担とする。

(5) 原告らと被告補助参加人紫垣正良との間に生じた費用について

これを5分し、その1を同被告補助参加人の、その余を原告らの各負担とする。

(6) 原告らと被告補助参加人田尻善裕との間に生じた費用について

これを5分し、その2を同被告補助参加人の、その余を原告の各負担とする。

(7) 原告らと被告補助参加人落水清弘との間に生じた費用について

これを3分し、その1を原告らの、その余を同被告補助参加人の各負担とする。

(8) 原告らと被告補助参加人西泰史との間に生じた費用について

原告らの負担とする。

(9) 原告らと被告補助参加人有馬純夫との間に生じた費用について

原告らの負担とする。

(10) 原告らと被告補助参加人高島和男との間に生じた費用について
これを4分し、その1を原告らの、その余を同被告補助参加人の各負担とする。

(11) 原告らと被告補助参加人嶋田幾雄との間に生じた費用について
同被告補助参加人の負担とする。

(12) 原告らと被告補助参加人島田俊六との間に生じた費用について
これを10分し、その1を同被告補助参加人の、その余を原告らの各負担とする。

原告らと被告補助参加人高島和男との間に生じた費用について	被告補助参加人
原告らと被告補助参加人嶋田幾雄との間に生じた費用について	被告補助参加人
原告らと被告補助参加人島田俊六との間に生じた費用について	被告補助参加人
原告らと被告補助参加人高島和男との間に生じた費用について	原告ら
原告らと被告補助参加人嶋田幾雄との間に生じた費用について	原告ら
原告らと被告補助参加人島田俊六との間に生じた費用について	原告ら

別表 平16規則22・一部改正

政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	議員が、研究会、研修会等を開催するため、又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等の経費
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する交通費、旅費、宿泊費等の経費
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等の経費
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するために要する広報紙及び報告書の印刷費、送料、会場費等の経費
広聴費	議員が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する会場費、印刷費、茶菓子代等の経費
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、維持管理等に要する賃借料、維持管理費、備品購入費、リース代等の経費
その他の経費	その他の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

別表

矢野昭三議員

費目番号	科目	内訳	支出額	原告らの主張	被告・補助参加人の主張	本件使途基準に合致しない額
1	事務所賃料	平成17年4月期～平成18年3月期	1,200,000 (月額10万円)	<p>(自己賃借、自ら経営する法人からの賃借) 矢野昭三議員が事務所の賃借を受けている有限会社矢野畜産が、有限会社における取締役を兼ねるから(旧有限会社第26条、平成18年5月1日の新会社法掘行前であるから旧法に従う)、当然、矢野昭三議員も矢野畜産の業務執行に従事しており、自らの経営している会社からの賃借であることは明白であって、この賃借は自己賃借に限りなく近い。</p> <p>また、矢野昭三議員は、賃貸借契約書も提出していないが、矢野昭三議員と矢野昭三議員とは特別な関係にあるからである。また、矢野昭三議員は自由民主党熊本本会議団での事務所の賃料5万円という取り決めに従わずに矢野昭三議員の月額10万円を支払っており、これこそお手盛りであると認められる。</p> <p>また、矢野昭三議員は自己賃借であるという主張を述べたが、本質的に自己賃借であることは、熊本市議会政務調査費の使途に関する調査報告書によれば、「自宅を事務所として届け出ている場合や、本人(法人を含む)所有の事務所賃料は認めない」とされており、かかる支出は違法である。</p>	<p>① 矢野昭三議員は、有限会社矢野畜産の建物の1階部を「専用」の市議会事務所として賃借して使用していたもので、室内には事務機、打ち合わせ机、椅子、パソコン、書類棚等々の議員活動に必要な設備が整えられている。② また、事務所のドアの外にも事務所用の冷蔵庫を設置して利用していた。③ さらに、陳情や打ち合わせが立て込んで事務所に来訪した関係者に待たせてもらう必要がある場合、人数が多い場合の打ち合わせについては、この建物の1階の談話室も使用していた。④ 陳情等の関係者の人数が多い場合には、1階の談話室では狭くて支障が生じるので、2階の会議室(6～10名位)や食堂休憩室(40名位)等も使用していた。⑤ また、矢野昭三議員の電話やFAX、コピー機なども必要に応じて調査研究活動のために使用していた。⑥ 駐車場については、4台位駐車できるスペースがあり、賃料月10万円の賃料は市議会議員の活動費として相応なものである。</p> <p>また、本質的に自己賃借であるという主張は、報告書によれば、原告らは本質賃借を自己賃借と同様だと非難しているが、矢野昭三議員は平成2年11月1日から矢野悦生が代表取締役として経営している会社であるから、また矢野昭三議員は同社の経営には関わっていないし、また矢野昭三議員も有していないものから、矢野昭三議員は矢野昭三議員を事実上の同一人格として取り扱うことは全く不当である。矢野昭三議員は一個の独立した営利企業なのであるから、専用事務所を含めた建物の利用として、逆三議員から賃料を徴収するのは当然のことであって、矢野昭三議員が矢野昭三議員に対して本件事務所を無償貸与するとすれば、税務調査のとき等において税務署から否認の取扱いや会計処理の不適切さを指摘されることになつて、却つて不当な事象となつてしまふ。よつて、この点に関する原告らの主張は理由がない。</p> <p>後援会等の活動は選挙が行われる場合などごく例外的な場合であり、しかも主として矢野昭三議員と共有の1階の談話室や2階の会議室、食堂、休憩室を使用するにすぎないものであるから、事務所について日常的に利用が混在していたことはない。</p>	800,000
			1,200,000			
科目総額			1,200,000			

矢野昭三議員

2	駐車場代	平成17年4月期～平成18年3月期	360,000	<p>(3)事務所用駐車場の一体化) この駐車場も結局は自らが経営に携わる会社内に設置した事務所のために必要とされていたものであるから、事務所賃料と同様の理屈により、会社の事業のため、政党支部のため、後援会事務所のために使用されていたことは明らかであり、この駐車場がもつばら政務調査のために使用されたことこの証明がない以上駐車場代も違法である。</p>	<p>矢野昭三議員の事務所は陳情等の来訪者も多かったため、和田文子から、車が4～6台位駐車できる駐車場を月額3万円円で賃借して使用したもので、市議会議員活動のための相当な費用である。</p>	240,000
3	科目総額 その他	花の苗代	<p>360,000</p> <p>2,904 (4月26日)</p> <p>735 (10月24日)</p> <p>490 (花の土、 10月27日)</p> <p>4,129 (合計)</p>	<p>(2)市政に関する調査研究と関連性を欠く) 花や苗、花の土は、市政に関する調査研究とは直接の関連性を欠き、支出は違法である。</p>	<p>花類についても、来訪者に対する少額のお茶代やお菓子代が広報費として認められていたものであるから、花類も来訪者の心を和ませ雰囲気をよくしてより良い広報の機会を作るものとして必要相当な経費である。</p> <p>この点は、例えば裁判所においても来訪者の心を和ませるため人工の観葉植物等が設置されたりしており、決して不当な支出ではない。</p>	4,129
4	文具代		<p>(2)市政に関する調査研究と関連性を欠く) 矢野昭三議員の提出した領収書からは、「文具」と書かれたのみであり、何を購入した物であるか判然としないから、市政に関する調査研究とは直接の関連性を欠き、支出は違法である。</p> <p>1,134 (4月10日)</p> <p>1,134 (7月18日)</p> <p>1,134 (8月24日)</p> <p>1,134 (10月1日)</p> <p>207 (10月24日)</p> <p>315 (10月25日)</p> <p>1,134 (11月8日)</p> <p>1,134 (12月15日)</p> <p>1,700 (12月15日)</p> <p>1,134 (2月9日)</p> <p>420 (2月16日)</p> <p>1,134 (3月19日)</p> <p>1,134 (3月31日)</p> <p>12,848 (合計)</p>	<p>鉛筆やボールペン、紙、ホチキス、その他の文具が市議会議員の活動をするために必須のものであることは、当然のことである。</p> <p>原告らは文具代の領収書に購入した物品の内容が記載されていないので関連性が判然とせず支出は違法であると言っているが、文具代はいずれも100円台か1000円台の金額であって、支出当時において議員活動と関係がない文具を購入してわざわざ経費にしたとは到底考えられないものであるから、原告らの主張は理由がない。</p>	8,565	

5	葉代	<p>(5月29日) 2,835 (9月1日) 1,575 (10月1日) 1,575 (10月14日) 1,575 (1月18日) 1,575 (合計) 9,135</p>	<p>(2) 市政に関する調査研究と関連性を欠く) 葉は、体調を悪くした者が自ら医療費として支出すべきものであって、市政に関する調査研究とは直接の関連性を欠き、支出は違法である。</p>	<p>葉代は、絆創膏や胃腸薬などの事務所の常備薬として購入したものがある。事務所の事務員が作業する際にちよつとした怪我をする事もあり、また陳情や打ち合わせに来た市民らが体の調子が悪くなく購入したもので、事務所費の消耗品として迅速に対応すべく購入したもので、必要相当な経費である。</p>	9,135
6	ティッシュ代	228 (7月26日)	<p>(2) 市政に関する調査研究と関連性を欠く) ティッシュは、市政に関する調査研究とは直接の関連性を欠き、支出は違法である。</p>	<p>箱ティッシュは事務所の消耗品として必要相当の経費である。</p>	228
7	電池ほか	2,784 (1月24日)	<p>(2) 市政に関する調査研究と関連性を欠く) 電池は、市政に関する調査研究とは直接の関連性を欠き、支出は違法である。</p>	<p>電池についても事務所の置時計の電池を購入したものであるから、事務書の消耗品として必要相当な経費である。</p>	1,856
8	接着剤	500 (1月23日)	<p>(2) 市政に関する調査研究と関連性を欠く) 接着剤は、市政に関する調査研究とは直接の関連性を欠き、支出は違法である。</p>	<p>接着剤も事務所の備品を補修した際に購入したものであるから、事務所の消耗品として必要相当な経費である。</p>	333
	「その他」の科目全てに当てはまる主張		<p>(3) 事務所の一体化) 以上の文具等の品物も、結局は自らが経営に携わる会社内に設置した事務所のために必要とされ、会社の事業のため、政支部のため、後援会事務所のため使用されたことには明らかであり、この文具等がもたらした政務調査のために使用されたことの証明がない以上これらの支出も違法である。</p>	<p>本件文具類は、全て矢野昭三議員の事務所の費用として支出したものであるから、その支出は何ら違法なものではない。</p>	
9	科目総額	29,624	<p>(2) 「事務所費」に該当せず) 植木リース料4万0320円(年間)については、市政に関する政務調査とは直接の関係がなく、観葉植物などなくとも市政に関する調査研究は可能である。「熊本市政政務調査費の使途に関する調査報告書」(甲23)においても観葉植物に対する支出を認めていない。市政に関する研究と観葉植物の存在との間に因果関係は存しないから「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>植木リース料は事務所環境の整備の一環として必要な費用であり、また、広い意味で広聴の機会をつくるものであるから、違法な支出ではない。</p>	2,122
会派共通経費 (平成17年 4月期～平成 18年3月 期) 民主党議団 (19名)	植木リース料	2,122			

10	ケーブルテレビ利用料	2,653	②「事務所費」に該当せず) ケーブルテレビ利用料5万0400円(年間)については、ケーブルテレビ自体は市政に関する研究に直接の関係はない。熊本市民に関する番組である「熊本市民チャンネル」は娯楽的要素が多く、一般のテレビ局作成のニュース以外で必ず情報収集を要するようない必要はない。「熊本市議会政務調査費の使途に関する調査報告書」(甲23)においてもケーブルテレビに対する支出を認めていない。よって、市政に関する研究とケーブルテレビの間に因果関係は存しないから、ケーブルテレビ利用料5万0400円は「事務所費」に該当せず違法支出である。	2,653	ケーブルテレビには環境問題や教育問題等の市政に必要な事柄を認識できる番組があり、また、熊本市内の色々な情報のためにも有用なものであるから、ケーブルテレビの利用料は違法な支出ではない。	2,653
11	ティッシュ代	29	②「事務所費」に該当せず) ティッシュ代計544円(296円、248円)は、市政に関する研究とは関係がなく「事務所費」に該当しないから違法支出である。	29	これらについても、事務所運営のために必要な経費であって、何ら違法な支出ではない。	29
12	合い雑代	195	②「事務所費」に該当せず) 合い雑代3699円は、議員控室等の總を無くしたために必要となったものであり、市政に関する研究とは関係がなく「事務所費」に該当しないから違法支出である。	195	同上	
13	急須代	129	②「事務所費」に該当せず) 急須代2450円は、市政に関する研究とは関係がなく「事務所費」に該当しないから違法支出である。	129	同上	
14	その他	8,187		8,187		8,187
	科目総額	13,315	③会派共通経費のすべてに関わる問題として、事務所(一体化)会派共通の事務所費は、議員控室における支出と考えられるから、議事控室と政務調査のための事務所は一体化しており、当該議員を含む被側において、その事務所がもつたら政務調査のために使用されたことを立証しない限り、その支出はすべて違法とすべきである。	13,315	市議会議員は多様な活動をしており、また、多忙であることから、個人としての政務調査事務所以外に議会控室等を仕事場として使用せざるを得ないことも多く、事務所及び外出の両方で調査活動をしたからといって、これが違法となることはない。	
	合計	1,602,939		1,602,939		1,077,237

費目番号	科目	内訳	支出額	原告らの主張	被告・補助参加人の主張	本件使途基準に合致しない額
1	事務所賃料	平成17年4月期～平成18年3月期	600,000 (月額5万円)	(3)事務所の一体化) 荒木哲美議員の政務調査のための事務所と後援会事務所は一体化しており、当該議員を含む被告側において、その事務所がもつばら政務調査のため使用されたことを立証しない限り、その支出はすべて違法とすべきである。	議員の活動を政務調査活動とそうでない議員活動に区別することは不可能である。荒木哲美議員は、自宅事務所と当該賃借事務所の両方を使ってきたものである。したがって、賃借事務所の賃料を政務調査費の事務所費から支出することは政務調査費の趣旨に沿うものである。正当である。	
2	会派共通経費 (平成17年4月期～平成18年3月期) 自民党市議団 (19名)	科目総額 植木リース料	600,000 2,122	(2)「事務所費」に該当せず) 植木リース料4万0320円(年間)については、市政に関する政務調査とは直接の関係がなく、観葉植物などとも市政に関する調査研究は可能である。「熊本市議会政務調査費の使用に関する調査報告書」(甲23)においても観葉植物に対する支出を認めていない。市政に関する研究「観葉植物の存在との間に因果関係は存しないから「事務所費」に該当せず違法支出である。	本件条例及び規則によれば、自民党市議団の事務所費用として、事務所の設置費用や維持管理等に要する賃借料のほか、維持管理費、物品購入費、リース代等は認められるものである。植木リース料は事務所環境の整備の一貫として必要な費用であり、社会通念上も月額3360円というリース料に照らして何ら問題となるものではない。裁判所内にも、一般の会社事務所にも、法律事務所にも、観葉植物(造花も含めて)が多く見られるが、職場や事務所の環境整備の一貫として必要だからこそ設置されているのであって、業務を行うにあたり直接的に観葉植物の設置が必要だと誰も考えていないのは当たり前である。	2,122

3	ケーブルテレビ利用料	2,653	②「事務所費」に該当せず ケーブルテレビ利用料5万4000円(年間)については、ケーブルテレビ自体は市政に関する研究に直接の関係はない。熊本市民に関する番組である「熊本市民チャンネル」は娯楽的要素が多く、一般のテレビ局作成のニュース以外で必ず情報収集を要するような要素はない。「熊本市民チャンネル」の用途に関する調査報告書(甲28)においてもケーブルテレビに対する支出を認めていない。よって、市政に関する研究とケーブルテレビ利用料5万4000円は「事務所費」に該当せず違法支出である。	2,653	ケーブルテレビには様々なチャンネルがあり、環境問題や教育問題等の市政に必要な事例を取り上げる番組が放映されることがあり、当然政務調査のために必要な情報収集を要する。政務調査に必要な番組は熊本市民に関する「熊本市民チャンネル」だけと限定することはできないし、また、「熊本市民チャンネル」のホームページの番組内容に照らしても、熊本市民の様々な生活情報を得ることは政務調査の上で役立つことが十分あり得るのであって、政務調査に役立つ情報がないと即断するのは不当である。	2,653
4	ティッシュ代	29	②「事務所費」に該当せず) ティッシュ代計544円(296円、248円)は、市政に関する研究とは関係がなく「事務所費」に該当しないから違法支出である。	29	消耗品等その他の物品購入費は、まさに事務所の運営のために必要なものであって、何ら不当な支出ではない。	29
5	合い鍵代	195	②「事務所費」に該当せず) 合い鍵代3699円は、議員控室等の鍵を無くしたために必要となったものであり、市政に関する研究とは関係がなく「事務所費」に該当しないから違法支出である。	195	消耗品等その他の物品購入費は、まさに事務所の運営のために必要なものであって、何ら不当な支出ではない。	195
6	急須代	129	②「事務所費」に該当せず) 急須代2450円は、市政に関する研究とは関係がなく「事務所費」に該当しないから違法支出である。	129	消耗品等その他の物品購入費は、まさに事務所の運営のために必要なものであって、何ら不当な支出ではない。	129
7	その他	8,187		8,187		8,187
	科目総額	13,315	③会派共通経費のすべてに関わる問題として、事務所の一体化) 会派共通の事務所費は、議員控室における支出と考えられるから、議会控室と政務調査のための事務所は一体化しており、当該議員を含む被告側においてその事務所がもつばら政務調査のために使用されたことを立証しない限り、その支出はすべて違法とすべきである。	13,315	本件条例及び規則によれば、自民党市議団の事務所費用として、事務所の設置費用や維持管理等に要する賃借料のほかに、維持管理費、物品購入費、リース代等は認められるものである。したがって、何ら不当な支出はない。	13,315
	合計	613,315		613,315		613,315

三島良之議員

<p>区別の文言が必要であるが、その記載もないのであるから事務所が一体化していると解釈されてもやむを得ない。</p>		600,000	
<p>本社事務所に、つており、同社の営業活動のための営業日誌、経理事務書類その他の営業関係書類が、そろっており、営業活動を行なっている状況が認められ、三島良之議員の自宅や同議員の政務調査事務所とも厳然と区別されている状況が認められる（丙ラ3写真13～16）。</p>		600,000	
<p>同敷地内に存在するとはいえず、自宅兼後援会事務所と本件政務調査事務所については、各々の事務所ごとに峻別して使用していた事実は明らかである。原告らの主張は理由がない。</p>		600,000	600,000
科目総額		600,000	
合計		600,000	600,000

<p>（丙ラ3写真13～16）</p>	<p>（丙ラ3写真13～16）</p>	<p>（丙ラ3写真13～16）</p>	<p>（丙ラ3写真13～16）</p>
<p>（丙ラ3写真13～16）</p>	<p>（丙ラ3写真13～16）</p>	<p>（丙ラ3写真13～16）</p>	<p>（丙ラ3写真13～16）</p>
<p>（丙ラ3写真13～16）</p>	<p>（丙ラ3写真13～16）</p>	<p>（丙ラ3写真13～16）</p>	<p>（丙ラ3写真13～16）</p>
<p>（丙ラ3写真13～16）</p>	<p>（丙ラ3写真13～16）</p>	<p>（丙ラ3写真13～16）</p>	<p>（丙ラ3写真13～16）</p>

<p>(親族経営の法人所有物件の賃借) 本件のように親族経営の法人から事務所に賃借するよきな場合、そもそも、お手盛り禁止という要請が働くべきである。なぜなら、賃借人が親族ないしこれと同視できる者である場合、賃料の設定などを親族及びそれと同視できる者らとの間で行うことが可能となり、市民の血税を用いて私腹を肥やすことが可能となるからである。本件でも、事務所建物、決して新しい建物ともいえず、これに対し、月額5万円の賃料を支払うことは相場から見ても高額に過ぎる。</p> <p>このような理解は、「熊本市議会政務調査費の使途に関する調査報告書」(甲23、16頁)により、「3親等以上の親族所有への賃料は不可(法人を含む)」とされていることから明らかである。親族に対する支払は、お手盛りの可能性があるから認めないというが、熊本市の依頼を受けた調査報告である。このような親族所有に対する賃料支払は全額違法とすべきが社会通念なのである。</p> <p>したがって、親族及びそれと同視できる者らに対する事務所賃料の支払は違法とすべきである。</p> <p>本件でも、田尻清輝議員の政務調査のための事務所の賃借人は、同人の極めて親しい親族である田尻慶子が代表取締役を務める法人であって、このような賃借人に対する賃料支払は全額違法である。</p>	<p>田尻清輝議員が賃借していた事務所の賃料支払が全額違法となることは争う。親族及びそれと同視できる者らに争う。事務所に賃料の支払が、本件で違法となることは争う。(熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則別表(使途基準)において、事務所に賃料を支払う者が代表者である若しくは3親等以内の親族、又はこれらの者が代表者である者が所有している事務所の賃借料は認めない。)と規定されたが、同施行規程は、平成20年4月1日以降に交付される政務調査費について適用されるものである。</p>	<p>第1段落のうち、田尻清輝議員が賃借する事務所が自宅と同一般地に建っていることは認め、それが、有限会社花園不動産の事務所、後援会事務所でもあつたことは否認する。事務所は、自宅とは別棟の建物であり、また、有限会社花園不動産の事務所とは区画されており、出入口も別であつて、政務調査のための事務所としての区分けも別である。政務調査費の事務所費支出の条件として、政務調査のための事務所の所在地の公表は定められていない。</p>
<p>田尻清輝議員は、この事務所が政務調査のためのみの事務所であり、議員事務所とは別個であるというが、それぞれの証拠も提出していない。自宅及び後援会事務所、花園不動産の事務所が同一敷地上に建っていること、及び、各建物の位置関係に照らせば、政務調査のための事務所と、その他の建物は、社会的には一体の建物といわざるを得ず、この場合、親族経営の会社事務所、後援会事務所、自宅と政務調査のための事務所が一体となつていて、評価すべきである。その証左として、事務所とされた建物には「花園不動産」の看板が掲げられ(甲6の3)、だからこそ、ゼンリン地図には当該建物が「花園不動産」として掲載されている(甲6の2)。さらに、花園不動産の電話番号と議員としての電話番号(甲2、甲21)、田尻清輝議員自身が、不動産会社事務所と政務調査のための事務所を区別していないのであつて、当然、この「花園不動産」事務所において、不動産会社の営業活動、議員活動等を行つていたと考えられる。</p> <p>政務調査のための事務所が、会社事務所、自宅、後援会事務所と一体となつていて、当該議員を含む被差別に利用されて、その事務所がもつた政務調査のために使用されたこと、それを立証しない限り、その支出はすべて違法とすべきである。</p>	<p>田尻清輝議員が賃借する事務所が自宅と同一般地に建っていることは認め、それが、有限会社花園不動産の事務所、後援会事務所でもあつたことは否認する。事務所は、自宅とは別棟の建物であり、また、有限会社花園不動産の事務所とは区画されており、出入口も別であつて、政務調査のための事務所としての区分けも別である。政務調査費の事務所費支出の条件として、政務調査のための事務所の所在地の公表は定められていない。</p>	<p>田尻清輝議員が賃借する事務所が自宅と同一般地に建っていることは認め、それが、有限会社花園不動産の事務所、後援会事務所でもあつたことは否認する。事務所は、自宅とは別棟の建物であり、また、有限会社花園不動産の事務所とは区画されており、出入口も別であつて、政務調査のための事務所としての区分けも別である。政務調査費の事務所費支出の条件として、政務調査のための事務所の所在地の公表は定められていない。</p>
		<p>科目総額 600,924</p>

由尻清輝議員

2	事務用品費	事務用品代	6,510	<p>①事務所費との関連性を欠く) 田尻清輝議員が提出した領収書からは何を購入したのか識別不能であり、かかる支出は市政に関する調査研究との関連性が認められないから支出は違法である。</p> <p>②事務所費との関連性を欠く) 田尻清輝議員が提出した領収書からは何を購入したのか識別不能であり、かかる支出は市政に関する調査研究との関連性が認められないから支出は違法である。</p> <p>③(事務所の一体化) 仮に事務所費と認められるとしても、この事務用品が自宅、会社事務所、後援会事務所と政務調査事務所が一体化しているから、専ら政務調査のために使用したという証明がなされない限り全額が違法である。</p>	<p>事務用品代と記載があり、備品購入費であることは明らかであって、事務所費に該当する。仮に「事務所費」に該当しないとしても、「資料作成費」「資料購入費」「広報費」「その他の経費」に該当し、政務調査費の支出として適正である。</p>
3		事務用品代	4,809		<p>文房具・事務機等を扱う甲玉堂で購入したことは明らかであって、備品購入費として事務所費に該当する。</p>
4	会派共通経費 市民クラブ (7名)	科目総額 不明	11,319 85,698 (12,243)	<p>原告らが主張する「領収書」がなければ、政務調査費としての支出が違法となるものではない。原告らが指摘する支出についても、領収書は存在する。会派内で共通に利用した事務用品であり、例えば、5月17日分、7月12日分、3月22日分などは、発行元が泰幸産業(アスタイルという大手事務用品店の代理店)、ホリ文具といった事務用品専門店であることから、商品が事務用品であることは明らかである。備品購入費として事務所費に該当する。</p>	<p>本件事例では、政務調査費の支出のための政務調査事務所の届出あるいは公表を求めている。また、それが一つでなければならぬという定めもない。田尻清輝議員は、政務調査事務所として専ら使用している。なお、職員は、個人としての政務調査事務所に議会控室等を仕事場として使用せざるを得ないことが多く、事務所及び控室両方で調査活動する必然性がある。よって、違法ではない。</p>

田尻清輝議員

5	<p>フアクシミリ 利用料(平成 17年4月期 ～平成18年 3月期)</p>	<p>56,815 (8,116 (内訳) 4月 2,653 5月 2,644 6月 2,632 7月 2,616 8月 15,629 9月 4,399 10月 4,372 11月 4,344 12月 4,372 1月 4,438 2月 4,344 3月 4,372</p>	<p>②「事務所費」とはいえない支出) 田尻清輝議員の会派の控室に設置したフアクシミリの利用料金について、フアクシミリが、携帯電話や固定電話などと同様、通信手段として利用されるものである以上、本来であれば、「事務通信費」なる項目に該当するといえる。しかし、本件規則第5条別表には「通信費」なる項目が存在しない。そこで、「その他の経費」に該当するものとして、設置電話の利用料金は「事務所費」から支出すべきものでなく、同支出も違法である。</p>	<p>事務所の維持のためのリース代であり、「事務所費」に該当するものである。仮に、それに該当しないとして、原告らが主張するとおり「その他の経費」に該当するものであり、政務調査費であって、支出は適正である。</p>	3,600
6	<p>ケーブルテレビ利用料(平成17年4月期～平成18年3月期)</p>	<p>25,200 (月額2100円) (3,600)</p>	<p>②「事務所費」とはいえない支出) 会派の控室に設置されていると思われるケーブルテレビは、今日において、テレビが一般に普及していることからして、あえて、議会議室に設置することは考えられず、関連性を有するとは考えられない。</p> <p>このことを裏付けるように、平成17年12月期には、韓国ドラマや映画など、およそ娯楽番組のみを放映する衛星劇場というチャンネル(甲22)の契約がされており(この料金は、事務所費として計上されたことによる)、議会議室内で娯楽番組を見たいことを推測させる領収書も存在するのである。田尻清輝議員の指摘する「熊本市民チャンネル」であるが、通常の放送局作成のニュース以外で必ず情報収集を要するような内容の番組であるとは考えられない。少なくとも、インターネット上のホームページによる限り、熊本市政に関する調査に役立つような地域に密着した番組とは考えられない(甲24)。</p> <p>また、「熊本市議会政務調査費の使途に関する調査報告書」(甲23)においても、ケーブルテレビ利用料に対する支出を許容する記載はない。</p> <p>したがって、ケーブルテレビが市政の調査研究のための事務所の設置に直接関連するものとはいえず、同支出も違法である。</p>	<p>ケーブルテレビでは、「熊本市民チャンネル」など地域発信の番組が数多く放映されており、調査研究の情報収集として大いに活用されているものである。</p>	3,600
7	<p>ゼンリン住宅地図</p>	<p>50,400 (7,200)</p>	<p>②「事務所費」に該当しない) 市民クラブは、平成17年9月30日付けで、会派名義で熊本市内のゼンリン住宅地図を代金5万0400円で購入している。しかし、ゼンリン住宅地図は、明らかに「資料」に該当するといえるべきであり、これに支出する費用は「資料購入費」(本件規則第5条別表)である。</p> <p>したがって、同支出は、「事務所費」ではなく違法である。</p>	<p>事務所の備品であり、「事務所費」に計上したものである。仮に、原告らの主張するとおり「資料購入費」であるとしても、政務調査費に該当するのであり、その支出は適正である。</p>	

費目番号	科目	内訳	支出額	原告らの主張	被告・補助参加人の主張	本件用途基準に合致しない額
1	事務所賃料	平成17年4月～平成18年3月	600,000 (月額5万円)	<p>(②)事務所費と関連性なし) 崇徳正良議員は、他人である田中一夫が代表を務める熊本政策懇話会の事務所のために賃料を支出しており、かかる支出は同人による市政に関する調査研究とは無関係であるから「事務所費」に該当しない。</p> <p>(③)事務所の一体化) 崇徳正良議員の政務調査のための事務所は、政務調査以外の活動のための事務所、及び、熊本政策懇話会の事務所の3つが一体化しており、当該議員を含む被告側において、その事務所がもつばら政務調査のために使用されたことを立証しない限り、その支出はすべて違法である。</p>	<p>(事務所費に該当) 賃借契約書によれば、賃借人として熊本政策懇話会と崇徳正良議員の名前が記載されており、崇徳正良議員の認識としては、賃借する事務所を熊本政策懇話会の事務所だけでなく、崇徳正良議員の政務調査活動を含む議員活動のための事務所として使用していく認識であった。そして、賃借した事務所の実態としても、熊本政策懇話会の事務所としての機能もあつたが、その中心は崇徳正良議員としての活動と政務調査活動の場となつていた。それ故、賃料支払に対する領収書の宛先も熊本政策懇話会ではなく、崇徳正良事務所となつていのである。</p>	100,000
2	事務所光熱費	科目総額	600,000			
			52,512	事務所賃料と同じ	<p>(事務所費に該当) 暖房用灯油代は、冬場における事務所の光熱費であり、事務所の維持管理に要した費用であるので適法な支出である。</p>	26,256
3	事務用品	科目総額 用紙代	52,512 1,092	<p>(②)事務所費に該当せず) 用紙のような消耗品は「備品」には該当せず「事務所費」に該当しない。</p>	<p>(事務所費に該当) 事務所において事務作業がなされる以上そのための用紙が必要であることは当然であり、備品購入費として適法な支出である。</p>	546

4	事務所備品	9,450	(2)事務所費に該当せず)領収書からは何を購入したかが不明であり「事務所費」に該当しない。	(事務所費に該当)万年筆、ボールペン、ジッパーフ、イル、筆記及びくれ竹筆ペン等の文具の購入に係るものであり、紫垣正良議員が調査研究活動を行う際に必要な文具として購入したものであって適法な支出である。	4,725
5	不明(ザ・ボ ディショッ プ)	840	(2)事務所費に該当せず)領収書からは何を購入したかが不明であり「事務所費」に該当しない。	(事務所費に該当)具体的に何を購入したのか不明であるが、仮に石けんの購入であったとしても、事務所の衛生維持管理に必要なものであり、適法な支出である。	840
6	不明(領収書 なし)	504	(1)領収書なし)支出を裏付ける領収書がない以上、支出は違法である。	(事務所費に該当)領収書の有無については不明であるが、領収書がないからといってその支出が直ちに違法となるものではない。	504
			(すべてに共通の問題として、③事務所の一体化)	事務所賃料と同じ	
	科目総額	11,886			
7	植木リース料	2,122	(2)「事務所費」に該当せず)植木リース料4万0320円(年間)については、市政に関する政務調査とは直接の関係がなく、観葉植物などとも市政に関する調査研究は可能である。「熊本市議会政務調査費の使途に関する調査報告書」(甲23)においても観葉植物に対する支出を認めていない。市政に関する研究と観葉植物の存在との間に因果関係は存しないから「事務所費」に該当せず違法支出である。	(事務所費に該当)植木リース料は事務所環境の整備の一環として必要な費用であり、社会通念上も月額3360円というリース料に照らして何ら問題となるものではない。	2,122



8	ケーブルテレビ利用料	2,653	2,653	<p>(②)「事務所費」に該当せず) ケーブルテレビ利用料5万0400円(年間)については、ケーブルテレビ自体は市政に関する研究に直接の関係はない。熊本市民に関する番組である「熊本市民チャンネル」は娯楽的要素が多く、一般のテレビ局作成のニュース以外で必ず情報収集を要するような要素はない。「熊本市議会事務調査費」の用途に関する調査報告書(甲23)においてもケーブルテレビに対する支出を認めていない。よって、市政に関する研究とケーブルテレビの間には関係は存しないから、ケーブルテレビ利用料5万0400円は「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	2,653
9	ティッシュ代	29	29	<p>(②)「事務所費」に該当せず) ティッシュ代計544円(296円、248円)は、市政に関する研究とは関係がなく「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	29
10	合い鍵代	195	195	<p>(②)「事務所費」に該当せず) 合い鍵代3699円は、議員控室等の鍵を無くしたために必要となったものであり、市政に関する研究とは関係がなく「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	
11	急須代	129	129	<p>(②)「事務所費」に該当せず) 急須代2450円は、市政に関する研究とは関係がなく「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	
12	その他	8,187	8,187		8,187
	科目総額	13,315	677,713	<p>(③)党派共通経費のすべてに関わる問題として、事務所の一体化)党派共通の事務所費は、議員控室における支出と考えられるから、議員控室と政務調査のための事務所は一体化しており、当該議員を含む被告側において、その事務所がもつぱら政務調査のために使用されたことを立証しない限り、その支出はすべて違法とすべきである。</p>	
	合計				145,862

費目番号	科目	内訳	支出額	原告らの主張	被告・補助参加人の主張	本件使途基準に合致しない額
1	会派共通経費 改革フォーラム A (3名)	観葉植物リース代	34,650 (11,550)	(①)領収書が存しない) (②)「事務所費」に該当しない) 観葉植物は市政に関する調査と直接の関連性を欠き、「事務所費」に該当しない。	領収書がなければ、政務調査費としての支出が違法となるものではない。(振込の控えが証拠書類として存在する。) 事務所を訪問される市民の方に対し、心落ち着く環境を整え落ち着いてお話をしていたただく必要があり、事務所維持のリース代に該当し、「事務所費」に該当する。	11,550
2		水	789 (263)	(①)領収書が存しない) 単なるレシートは「誰に対する支出か」が判然とせず「領収書」たり得ない。	本件規則が求める「領収書等」とは、「いつ」「誰が」「誰に対して」「何を」「いくらで売却し、対価を支払ったか」を記載する領収書以外にも、レシート、預金通帳、その他感簿類等、さらに必要があれば議員の説明によることもできる。	263
3		お茶・コーヒー	23,849 (7,950)	(②)「事務所費」に該当しない) お茶やコーヒー等は市政に関する調査と直接の関連性を欠き、「事務所費」に該当(関連番号5、13、14、16、25、26、29、32、34、46、47、54、65、70、83、94、95、102、105、116、117、25、128、130、138、141、142)	事務所には、市民が来訪し市政に関する様々な要望の聴取、意見交換をする。そのなかで話が長時間にわたること多し、また、お待ちいただくことも多し。そのようなときにお茶を準備しておくのは事務所として常識である。事務所の備品購入費に該当する。仮に「事務所費」に該当しないとしても、市民からの要望等を吸収するための茶菓子代で、政務調査費の「広聴費」に該当し、政務調査費としての支出は違法である。	
4		新聞購読費	40,368 (13,456)	(②)「事務所費」に該当しない) 会派で購入している熊本日々新聞購読料(月3364円、12ヶ月で4万0368円)は「資料購入費」であり、「事務所費」には該当しない。	事務所維持の備品購入費として、事務所費に該当するものである。仮に「事務所費」には該当しないとしても、「資料購入費」に該当し、政務調査費としての支出は違法である。	
5		その他の事務用品代	(64,414)		本件条例では、政務調査費の支出のための政務調査事務所の届出あるいは公表を求めない。また、それが一つでなければならぬという定めもない。議員は、個人として政務調査事務所以外に議会控室等を仕事場として使用せざるをえないことが多く、事務所及び控室両方で調査活動する必然性がある。よって、違法ではない。	
6	ファクシミリリース料	ファクシミリリース料	97,633 92,400	(上記の全てについて)③事務所(一体化) 議会控室のために上記の支出をしており、市議会控室と政務調査のため事務所が一体化しているから、田尻善裕議員側において、政務調査のための事務所所在地を公表し、実態を証明しない限り、その支出は違法である。 (①)「領収書」が存しない) 契約書のみ提出では「領収書」による裏付けを要求する条例に反し、その支出は違法である。 (②)「事務所費」に該当しない) ファクシミリは通信の用に供するものであり、設置電話と同様に通信費から支出されるべきものであって「その他の経費」に含まれるべきである。	上述のとおり、原告らが主張する「領収書」がなければ、政務調査費としての支出が違法となるものではない。ファクシミリリース料は、銀行引落になつており、領収書は存在しない。そのため契約書を提出している。同書面でもリース料は明確になる。 通信費は、事務所の設置維持に必要なものであり、「事務所費」に該当する。仮にそうでなくとも、原告らが主張するように「その他の経費」に該当するのであれば、政務調査費になるのである。その支出は適正である。	46,200

田尻善裕議員

			<p>③事務所の一体化) 田尻善裕議員は、自宅、後援会事務所のための事務所が一体化した自宅内の12星のスペースでアークシミリを利用しているから、アークシミリをもっぱら政務調査のために使用しない限り、その支出は全て違法である。</p>	<p>本件条例では、政務調査費の支出のための政務調査事務所の届出あるいは公表を求めない。また、それが一つでなければならぬという定めもない。議員は、個人として政務調査事務所に以外に議会控室等を仕立として使用せざるを得ないことが多く、事務所及び控室両方で調査活動する必然性がある。よって、違法ではない。</p>	
7	その他備品	科目総額	92,400		66,145
8		固定電話	132,291	<p>②「事務所費」に該当しない) 固定電話は通信費に該当し、「事務所費」には該当しないから、平成17年4月期から平成18年3月期までの支出は違法である。</p>	<p>通信費は、事務所の設置維持に必要なものであり、「事務所費」に該当する。仮にそうでなくとも、原告らが主張するように「その他の経費」に該当し、政務調査費に属するのであるから、その支出は適正である。</p>
9		携帯電話	83,390	<p>②「事務所費」に該当しない) 携帯電話は通信費に該当し、「事務所費」には該当しないから、平成17年4月期から平成18年3月期までの支出は違法である。</p>	<p>通信費は、事務所の設置維持に必要なものであり、「事務所費」に該当する。仮にそうでなくとも、原告らが主張するように「その他の経費」に該当し、政務調査費に属するのであるから、その支出は適正である。</p>
10		コーヒーカップ	22,050	<p>②「事務所費」に該当しない) コーヒーカップは市政に関する調査とは無縁であり、「事務所費」には該当しないから違法である。</p>	<p>事務所には、市民が来訪し市政に関する様々な要望の聴取、意見交換をする。そのなかで話が長時間に渡ることも多いし、またお待ちいただくこともある。そのようなときにお茶やコーヒー、それを提供するための茶碗(高価なものではないし、コーヒーカップを購入したのも、意見交換をした市民からの勧めがあったからである。)を準備しておくのは事務所として常職である。事務所の備品購入費に該当する。</p> <p>仮に、「事務所費」に該当しないとしても、市民からの要望等を吸収するための茶菓子代であり、政務調査費の「広聴費」の項目に該当するから、適正な支出である。</p>
11		コーヒー豆	11,400	<p>②「事務所費」に該当しない) コーヒー豆(平成17年6月8日付け3600円、同年11月10日付け3900円、平成18年3月3日付け3900円)は市政に関する調査とは無縁であり、「事務所費」には該当しないから違法である。</p>	<p>事務所には、市民が来訪し市政に関する様々な要望の聴取、意見交換をする。そのなかで話が長時間に渡ることも多いし、またお待ちいただくこともある。そのようなときにお茶やコーヒーを準備しておくのは事務所として常職である。事務所の備品購入費に該当する。</p> <p>仮に「事務所費」に該当しないとしても、市民からの要望等を吸収するための茶菓子代であり、政務調査費の「広聴費」の項目に該当するから、適正な支出である。</p>
12		デジタルカメラ	49,800	<p>②「事務所費」に該当しない) デジタルカメラ(平成17年10月8日付け)は資料作成のためのものであり、「事務所費」には該当しないから違法である。</p>	<p>デジタルカメラは、事務所の備品である。「事務所費」に該当する。</p> <p>仮に、「事務所費」に該当しないとしても、原告らが主張するように政務調査費の「資料作成費」の項目に該当するから、適正な支出である。</p>
12		パソコン関連機器	137,091	<p>②「事務所費」に該当しない) HDドライブ(平成17年5月29日付け1万2200円)、関連機器(平成17年6月5日付け1万1800円)と同5206円)、パソコン(日付不明9万4385円)、PCソフト(平成17年12月17日付け1万3500円)は資料作成のためのものであり、「事務所費」には該当しないから違法である。</p>	<p>パソコン及びその関連機器等は、市政調査に必要不可欠である。(現代社会において、パソコンの利用無くして能率的な事務処理が出来ないことは明らかである。)事務所の備品購入費として「事務所費」に該当するし、そうでなくとも、事務機器購入費として「資料作成費」あるいは「その他の経費」に該当し、政務調査費である。</p>

13	家電購入費	53,030	<p>(2)「事務所費」に該当しないシュレッダー(平成17年4月4日付け2万6190円)、目覚まし時計(平成17年6月18日付け5040円)、加温器(平成17年11月18日付け2万1800円)市政に関する調査とは無関係であるから、「事務所費」には該当せず違法である。</p>	37,415
14	その他の備品代	105,857	<p>(上記の全てについて)③事務所の一体化)田尻善裕議員は、自宅、後援会事務所、及び政務調査のための事務所が一体化している自宅内での使用であるから、田尻善裕議員側において、政務調査のための事務所所在地を公表し、もっぱら政務調査のためのみに事務所を使用している実態を証明しない限り、その支出は違法である。</p>	52,928
	科目総額	594,909		
	合計	784,942		335,696

費目番号	科目	内訳	支出額	原告らの主張	被告・補助参加人の主張	本件用途基準に 合致しない額
1	NTT料金		72,678	<p>②事務所に該当しない設置電話が通信手段として用いられるものである以上、本来であれば「事務通信費」なる項目に該当すべきであるが、本件規則第5条別表には「通信費」が存在せず、事務所費から支出すべき者ではなく違法である。</p> <p>③事務所費と関連性なし) 2つの電話番号のうち「096-352-7658」は、落水平清弘議員の後援会事務所及び自宅の兼用の番号であることは市議会議員名簿から明らかであるから、少なくともこの電話番号に関する支出は政務調査のための事務所に関する支出は違法である。</p> <p>③事務所の一体化) 落水平清弘議員の事務所は、「自宅」「後援会事務所」及び「政務調査のための事務所」の3つが一体化しており、当該議員を含む被告側において、その事務所がもつばら政務調査のために使用されたことを立証しない限り、その支出はすべて違法である。</p>	<p>NTT料金は事務所の設置維持に必要なものであって、事務所費のリース代等の経費に該当する。</p> <p>「096-352-7658」の電話回線は、落水平清弘議員の事務所及び自宅の兼用ではあるが、もつばら事務所として使用している。したがって、この電話番号に関する支出についても違法な点はない。</p> <p>議員の活動を政務調査活動とそうでない議員活動に区別することは不可能である。落水平清弘議員は、二つの電話回線を使用して政務調査活動を含めた議員活動全般をおこなってきたものである。したがって、NTT料金を政務調査費の事務所費から支出することは、政務調査費の制度の趣旨に沿うものであって正当である。</p>	48,452
2	コピー機購入費	科目総額	72,678 693,000	<p>②事務所費に該当せず) コピー機は印刷に関わるものであるが、政務調査費の用途基準において「印刷」に関する支出が認められているのは(1)「議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する印刷」のために「資料作成費」として支出する場合(本件規則第5条別表参照)、(2)「議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するたため」の「印刷費」を「広報費」から支出する場合、(3)「議員が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するための場合の3つに限定されるから、これを事務所費から支出することは違法な支出である。これを事務所費から支出することは違法な支出である。これも、コピー機は「資料作成費」とされている。</p> <p>「熊本市議会政務調査費の用途に関する調査報告書」でも、コピー機は「原則リース契約」とされているが、これは、政務調査費の支出から得られる効果が対応していないから、4年という任期制を採用する市議会である。地方自治法上、4年という任期制を採用する市議会議員においては政務調査の会計年度内に失った場合に利益を保持しなければ、仮に議員としての身分を失った場合に政務調査費が使用されることになり、単なる資産形成のために政務調査費が使用されてしまいうことを防ぐためである。かかるとの観点から、落水平清弘議員において、平成17年11月10日の時点で「リース契約より購入のほうが安価である」という根拠を示さない限り、支出は違法である。</p>	<p>コピー機は「原則リース契約」とされているということでは、例外として購入が認められてもよいということである。通常のリース契約の期間は5年間であり、1ヶ月のリース料金によつて一括購入の方が安価と判断できる場合も当然あり。落水平清弘議員は、見積り等によつてリース契約より一括購入の方が5万円以上安価であることが判明したので、購入時点で市議会議員の任期が約1年5ヶ月より長いことと理解しており、万が一議員の身分を失うようなことになれば、コピー機の減価償却を行うこととが判明した以上、金額を明らかにした上で熊本市に返却することを考えていた。上記の説明で十分であり、原告らが主張するようないくつかの購入の方が安価である根拠を示す必要はない。</p>	462,000

落水平清議員

3	プリンタ修理費	科目総額	693,000 90,300	<p>落水平清議員は、仮に議員の身分を喪失した場合に返金額を明らからかき、1年5ヶ月後に具体的にいづら返すこととすべきである。そうでない限り、落水平清議員の違法性による支費の用途の適正化を図ることは困難である。</p> <p>③事務所の一体化 落水平清議員の事務所は、「自宅」「後援会事務所」及び「政務調査のための事務所」の3つが一体化しており、当該議員を含む被側において、その事務所がもつばら政務調査のために使用されたことを立証しない限り、その支出はすべて違法であり、そこで使用されたコピー機への支出も違法である。</p> <p>②事務所に該当せず プリンタは印刷に用いるものであるが、政務調査の用途基準において「印刷」に関する活動のために必要な資料の作成に要する印刷のため「資料作成費」として支出する場合（本件規則第5条別表参照）、②「議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するため」「議員が市の政策を「広報費」から支出する場合、③「議員が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する」「印刷費」を「広報費」から支出する場合は3つに限定されているから、これを事務所費から支出することは違法な支出である。なお「熊本市議会政務調査費の用途に関する調査報告書」では、プリンタに関する支出については記載がない。</p> <p>③事務所の一体化 落水平清議員の事務所は、「自宅」「後援会事務所」及び「政務調査のための事務所」の3つが一体化しており、当該議員を含む被側において、その事務所がもつばら政務調査のために使用されたことを立証しない限り、その支出はすべて違法であり、そこで使用されたプリンタへの支出も違法である。</p>	60,200
4	事務用品代	科目総額 コピー用紙代 (5月29日、8月5日付け)	90,300 4,720	<p>落水平清議員は、仮に議員の身分を失うようなことにならばコピー機の減価償却を行う返却すべき金額を明らからかき、1年5ヶ月後に具体的にいづら返すこととすべきである。そうでない限り、落水平清議員の違法性による支費の用途の適正化を図ることは困難である。</p> <p>③事務所の一体化 落水平清議員の事務所は、「自宅」「後援会事務所」及び「政務調査のための事務所」の3つが一体化しており、当該議員を含む被側において、その事務所がもつばら政務調査のために使用されたことを立証しない限り、その支出はすべて違法であり、そこで使用されたプリンタへの支出も違法である。</p> <p>②事務所に該当せず プリンタは印刷に用いるものであるが、政務調査の用途基準において「印刷」に関する活動のために必要な資料の作成に要する印刷のため「資料作成費」として支出する場合（本件規則第5条別表参照）、②「議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するため」「議員が市の政策を「広報費」から支出する場合、③「議員が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する」「印刷費」を「広報費」から支出する場合は3つに限定されているから、これを事務所費から支出することは違法な支出である。なお「熊本市議会政務調査費の用途に関する調査報告書」では、プリンタに関する支出については記載がない。</p> <p>③事務所の一体化 落水平清議員の事務所は、「自宅」「後援会事務所」及び「政務調査のための事務所」の3つが一体化しており、当該議員を含む被側において、その事務所がもつばら政務調査のために使用されたことを立証しない限り、その支出はすべて違法であり、そこで使用されたプリンタへの支出も違法である。</p>	3,146

5				<p>(②)事務所に該当せず) プリントは印刷に関わるものであるが、政務調査費の使途基準において「印刷」に関する支出が認められているのは(1)「議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する印刷」のために「資料作成費」として支出する場合(本件規則第5条別表参照)、(2)「議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するため」の「印刷費」を「広報費」から支出する場合、(3)「議員が市民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する」「印刷費」を「広報費」から支出する場合の3つに限られているから、これらを事務調査費から支出することは違法な支出である。なお「熊本市議会政務調査費の使途に関する調査報告書」では、コピー用紙に関する支出については記載がない。</p>	<p>コピー用紙代は備品購入費として事務所費に該当し、何ら違法な支出ではない。</p>	1,840
6	<p>ゴム印代(7月8日、8月2日、12月29日)</p>	2,760	<p>(③)事務所の一体化) 同上</p> <p>(②)「事務所費」と関連性なし) ゴム印は、市政に関する調査研究とは無関係であり、政務調査費から支出すべき「事務所費」に該当せず支出は違法である。</p>	同上	同上	1,840
7	<p>消しゴム等(7月29日) ファイル等(10月5日) ケイシケイ(2月25日) バインダー(735円)</p>	7,404	<p>(③)事務所の一体化) 同上</p> <p>(①)領収書がない) 落永清弘議員が提出したのは、いわゆるレシートであり、落永清弘議員が購入したものであることとの記載はなく、同人による支出の証明はなされていないから「領収書」がなく違法である。</p> <p>(②)「事務所費」と関連性なし) 消しゴム、ファイル、バインダー等は、市政に関する調査研究とは無関係であり、政務調査費から支出すべき「事務所費」に該当せず支出は違法である。</p> <p>(③)事務所の一体化) 同上</p>	<p>提出した事務用品のレシートは「領収書」と明確に記載されており、法的に何ら問題はない。</p> <p>消しゴム、ファイル、バインダー等の購入費は、備品購入費として事務所費に該当し、何ら違法な支出ではない。</p>	同上	4,936
7	不明(3月23日)	17,300	<p>(②)「事務所費」と関連性なし) 落永清弘議員の提出した領収書からは、何を購入したかすら不明であり、かかる支出は市政に関する調査研究と関係があるものとはいえないから、政務調査費から支出すべき「事務所費」に該当せず支出は違法である。</p>	<p>事務用品と明記しており、それ以上の説明は不要である。</p>	同上	11,533
	科目総額	32,184	(③)事務所の一体化) 同上	同上	同上	

8	会派共通経費 (平成17年 4月期～平成 18年3月 期) 自民党市議団 (19名)	植木リース料	2,122	<p>(2)「事務所費」に該当せず) 植木リース料4,003.20円(年間)については、市政に関する政務調査とは直接の関係がなく、観葉植物などとも市政に関する調査研究は可能である。「熊本市議会政務調査費の使途に関する調査報告書」(甲23)においても観葉植物に対する支出を認めていない。市政に関する研究と観葉植物の存在との間に因果関係は存しないから「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>本件条例及び規則によれば、自民党市議団の事務所費用として、事務所の設置費用や維持管理等に要する賃借料のほか、維持管理費、物品購入費、事務所環境の整備の費用などである。植木リース料は事務所に月額3,360円というリース料に照らし、何ら問題となるものではない。裁判所内にも、一般の会社事務所にも、法律事務所にも、観葉植物(造花も含めて)が多く見られるが、職場や事務所の環境整備の一貫として必要だから設置されているのであって、業務を行うにあたり直接的に観葉植物の設置が必要だと誰も考えていないのは当たり前のことである。</p>	2,122
9		ケーブルテレビ利用料	2,653	<p>(2)「事務所費」に該当せず) ケーブルテレビ利用料5万0400円(年間)については、ケーブルテレビ自体は市政に関する研究に直接の関係はない。熊本市民に関する番組である「熊本市民チャンネル」は娯楽的要素が多く、一般のテレビ局作成のニュース以外では必ずしも情報収集を要するような要素はない。「熊本市議会政務調査費の使途に関する調査報告書」(甲23)においてもケーブルテレビに対する支出を認めていない。よって、市政に関する研究とケーブルテレビ利用料5万0400円は「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>ケーブルテレビには様々なチャンネルがあり、環境問題や教育問題等の市政に必要な番組を取り上げる番組が放映されることがあり、当然政務調査のために必要な情報収集と云える。政務調査に必要な番組は熊本市民に関する「熊本市民チャンネル」だけと限定することはできない。また、「熊本市民チャンネル」のホームページの番組内容に照らしてみても、熊本市民の様々な生活情報を得ることは政務調査の上で役立つことが十分あり得るのであって、政務調査に役立つ情報がないと即断するのは不当である。</p>	2,653
10		ティッシュ代	29	<p>(2)「事務所費」に該当せず) ティッシュ代計544円(296円、248円)は、市政に関する研究とは関係がなく「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	<p>消耗品等その他の物品購入費は、まさに事務所の運営のために必要なものであって、何ら不当な支出ではない。</p>	29
11		合い鍵代	195	<p>(2)「事務所費」に該当せず) 合い鍵代3699円は、議員控室等の鍵を無くしたために必要となったものであり、市政に関する研究とは関係がなく「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	<p>消耗品等その他の物品購入費は、まさに事務所の運営のために必要なものであって、何ら不当な支出ではない。</p>	
12		急須代	129	<p>(2)「事務所費」に該当せず) 急須代2450円は、市政に関する研究とは関係がなく「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	<p>消耗品等その他の物品購入費は、まさに事務所の運営のために必要なものであって、何ら不当な支出ではない。</p>	
13		その他	8,187			8,187

費目番号	科目	内訳	支出先	支出額	原告らの主張	被告・補助参加人の主張	本件用途基準に合致しない額
					<p>【結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 西森史議員が平成17年度政務調査費の事務所費として計上した支出は、そのすべてが熊本市役所議会機内の公明党熊本市議員室（以下「市議員室」という）の利用に際して必要となる備品購入等の経費である。 本件規則5条別表に定める事務所とは、「議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、維持管理等に要する賃借料、維持管理費、備品購入費、リース代等の経費」を内容とするものであるところ、西森史議員及び有馬純夫議員は、市議員室を専ら「調査研究活動」のために必要な事務所として利用していた。このことは他の公明党所属の熊本市議員も同様である。 市議員室は、市民の要望や意見の聴取、行政担当者からの情報収集や意見交換、他の市議との市政に関する会議や意見交換、他会派との意見交換、各種政務調査研究活動の結果として得られた資料や内容の整理、議会や委員会における審議内容の検討、質問内容の起草、議事録作成や地方議会の審議能力を強化し、議会機能を充実させていくことを目的として上記諸活動は行われている。政務調査費が地方議会の審議能力を強化し、議会機能を充実させていくことを目的として上記諸活動は行われている。政務調査費が地方議会の審議能力を強化し、議会機能を充実させていくことを目的として上記諸活動は行われている。政務調査費が地方議会の審議能力を強化し、議会機能を充実させていくことを目的として上記諸活動は行われている。 	<p>被告・補助参加人の主張</p>	
					<p>事務所の一体化について(③、後記すべての支出に共通の問題として)</p> <p>政務調査のための事務所が、後援会事務所、政党支部、議員控室など、他の設置されている事務所と一体化している場合には、他の設置された支出と運然一体でないことを、被告側が立証しない限りその支出は全て違法となる。そして、西森史議員は、公明党支部事務所のための事務所は存在しない。議員控室、公明党支部事務所及び後援会事務所が政務調査のための証明明もなされたい以上、すべての支出を政務調査費から「事務所費」として支出することは、その全額につき違法である。</p> <p>(会派共通経費について)</p> <p>市議員室と公明党支部の事務所を、政務調査のために使用しており、他の事務所との一体化が見られるため、西森史議員において、政務調査のための事務所所在地を公表し、控室と政務調査のための事務所の識別をしない限り、政務調査の費からの「事務所費」として支出することは違法である。</p>	<p>原告らの主張</p>	
					<p>西森史議員及び有馬純夫議員を含む公明党熊本市議員室は、公明党所属議員としての準備、各レベルにおける選挙活動、災害復旧対策本部など、熊本県本部において公明党所属の市町村議会議員や党員が多数集まって行われているものである。市議員室が使用されることは、政治資金規正法に基づき、熊本市の政務調査費から熊本支部や総支部の経費が支出されたり、政務調査費で購入した物品等が熊本支部や総支部において使用されたりすることはない。</p>	<p>被告・補助参加人の主張</p>	

	<p>・西秦史議員及び有馬純夫議員を含む公明党熊本市議会議員は鈴木議員を除き、政治団体としての後援会を熊本市選挙管理委員会に届け出ている。しかし、平成17年度当時の活動は全く行っておらず、その収入支出も皆無である。したがって後援会活動を市議団議員室で行うことはあり得ない。</p> <p>・市議団議員室は、西秦史議員及び有馬純夫議員を含む公明党熊本市議会議員が、熊本市政に関する政務調査研究活動のみを行っている事務所であり、市議団議員室の利用に際して必要となる備品購入等の経費は、すべて本件条例の事務所費に該当するものである。</p>				
	<p>・西秦史議員が支出した事務所費については、その支出のすべてについて領収書(丙へ2)による裏付けがなされている。各支出の具体的内容は、当該領収書(丙へ2)の各記載から明らかである(以下、【具体的使途】参照)。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は、文房具類、プリンター用紙(インクジェット用)等を購入したものである。</p> <p>【宛名の記載(ア)】 宛名のない領収書であっても、当該領収書を実際に所持保管し、その内容を会計帳簿等に記録して支出を管理している事実から、当該支出の事実が推認される。また、不特定多数の消費者を相手として取引を行う事業者の場合、宛名を省略しても構わないことが一般の取引慣行である。消費税法(同法施行令)でも同様の趣旨に基づき、記載の省略が認められている。</p> <p>【消耗品と備品(イ)】 消耗品であっても「調査研究活動のために必要な事務所の維持管理」、同事務所内における調査研究活動に必要なものをであれば、事務所費に計上することに問題は無い。</p>	<p>①領収書の裏付けなし)領収書に宛名がなく、「事務所に」対して領収書が発行されたのか不明である。「事務所費」には「備品」は含まれるが「消耗品」は含まれない。「事務用品代」という但書では「何に」対して支出をしたのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能なため領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>1,575</p>	<p>甲玉堂</p>
				<p>10,604</p>	<p>甲玉堂</p>
			<p>事務用品代 (平成17年 4月5日)</p>	<p>事務用品代 (平成17年 4月28日、 5月23日、 7月29日、 11月15 日)</p>	<p>2</p>

3	<p>事務用品代 (平成17年 4月5日、1 0月21日、 平成18年3 月20日)</p>	ホリ文具	<p>4,150</p> <p>(①)領収書の裏付けなし(但書の記載がなく「何に」対して支出をしたのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能なため領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該各領収書は、封筒等を購入したものである。</p> <p>【但書の記載(ウ)】 但書から購入品の種類が推認でき(文具店など)あるいは出納簿の記載や議員により購入品が合理的に説明されれば、その説明とおりの物品が購入されたものと推認できる。西森史議員が購入した物品は明確である。</p>
4	<p>はがき・切手 代(ストック ク)(平成1 7年4月13 日・5月10 日)</p>	大倉商店	<p>30,250</p> <p>(②)「事務所費」に該当せず(調査研究のための情報収集のためであれば通信費として「その他の経費」、調査結果報告のための費用であれば「広報費」ないしは「資料作成費」として支出項目に計上すべきであり、「事務所費」に該当せず違法支出である。)</p>	<p>【具体的使用】 当該各領収書は、事務連絡、姿勢報告会連絡用としてハガキ、切手を購入したものである。</p> <p>【使用内容・項目(エ)】 本件規則5条別表の定める各項目の内容は、政務調査費の有効適切な支出を確保するためにその使用内容を例示したものであり、具体的な支出はそこに記載されたものに限り、郵送料、切手、葉書の購入費、フロッピーディスク通信代は通信用の側面もあるが、切手や葉書は市議員議員室で保管、使用し、フロッピーディスク通信代は市議員議員室に設置したフロッピーディスクの通信料であることから、これら事務所費として計上するに何ら問題はない。また、支出内容についてはいかなる項目に計上すべきかが明らかでないものもあり、単に項目が異なることによつて当該支出が違法となるものではない。</p>
5	<p>段ボール代 (平成21年 5月7日)</p>	西濃運輸	<p>3,150</p> <p>(③)「事務所費」に該当せず(段ボールは、備品ではなく消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、資料整理保管用として段ボールを10枚購入したものである。</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のおり</p>

6	アンテナ機器・配電機器 (平成17年5月9日、5月10日、5月28日)	ベスト電器	10,224	<p>①領収書の裏付けなし)領収書に宛名がなく「誰に」対して領収書が発行されたのか不明であるため領収書による裏付けがない違法支出である。「アンテナキキ・ハイデンキキ」という但書では「何を」購入したのか不明であり、「消耗品」と「備品」との判別も不能であるため領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>②「事務所費」に該当せず)「アンテナキキ」が何のためのアンテナであるか不明であり、市政に関する研究とは関係なく「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該各領収書は、ブラスター(増幅器)、アンテナコード等(PC上でのテレビ電波受信・録画用)、PC用延長コードを購入したものである。 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
7	封筒代・用紙 (平成17年5月9日、6月14日、7月20日、8月12日、8月24日、平成18年3月13日)	ホリ文具	33,379	<p>①領収書の裏付けなし)5月9日付け領収書に日付がなく、「いつ」領収書が発行されたのか不明であるため、平成17年度における調査研究のための支出であるのか不明であり、領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>②「事務所費」に該当せず)封筒は、コピー用紙は、備品ではなく消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。</p> <p>(不相当あるいは高額な支出)大量のストック(まとも)買いは、前年度のストックが余ったまま新年度を迎えた場合、そのストック分が議員の私有財産と化すことを防ぐため、本件条例第7条は市長からの返還請求を認めており、法はストック買いを許さない趣旨であるから、大量のまとも買いは不相当に高額な支出として違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は、行政資料等送付用の封筒、用紙を購入したものである。 【日付(カ)】 領収書自体に日付の記載がなくとも、その支出にかかるとる支出伝票に記録されており、支払年月日は明らかである。</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【まとも買い】 前述(オ)のとおり</p>
8	事務用品代 (内容は不明) (平成17年5月20日、5月23日、日付け2枚、5月25日付け2枚、5月30日、平成18年1月24日、2月5日)	キャンドク (100円) シヨッ プ)・ダイ ソー(10 0円シヨッ プ)	13,230	<p>①領収書の裏付けなし)単なるレシートであり、レシートに宛名がなく、「誰に」対して発行されたのか不明であるため領収書による裏付けがない違法支出である。100円シヨッップにおいては多種多様な商品が販売されており、レシートにおいては100円の物を何点購入したのかについての記載しかないため、「何を」購入したか不明であるため領収書による裏付けのない違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は書架、書類棚整理用ブックエンド等を購入したものである。 【レシート(キ)】 レシートは「領収書」の英訳であり、取引慣行においても印紙税法上も領収書として取り扱われている。 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり</p>

9	事務用品収納品代(平成17年5月20日、平成18年1月24日)	ナフコ・サンコー・M r Max	7,851	<p>(使用について合理的な説明がない) 100円ショップのレジシートでは「何を」購入したか不明であるため、使用に関する研究との関連性を判断することができず、使用について合理的な説明がなされていないため違法支出である。</p> <p>①領収書の裏付けなし) 5月20日付けレジシートの印字が薄く、判読できないため、5年間の保管に耐えないものであり、「領収書」たりえない。領収書に宛名がなく、「誰に」対して領収書が発行されたのか不明であるため領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>・100円ショップでの物品購入については、西条史議員において当該レジシート、支出伝票及び出納帳によつて、それらが政務調査活動に必要な事務用品等を購入したものであることを明らかにしており、これが必要にして十分である。</p> <p>【具体的使用】 当該領収書は、ファイル整理用収納用品を購入したものである。 書類・文房具等整理用収納用品を購入したものである。 【判読の可否(ク)】 西条史議員が平成17年度政務調査費の事務所費として計上した支出を裏付ける領収書において判読しえないものは存在しない。</p> <p>【感熱紙による領収書(ケ)】 「領収書」の用紙に普通紙と感熱紙のいずれを用いるかは発行者側の問題であり、金額が多額でない場合に、普通紙による領収書まで要求しないのが一般の取引慣行である。感熱紙による場合、時間の経過によって感熱等が難となる場合もあるが、その領収書に基づいて帳簿等が作成されれば、支出日、支出先、金額、支出内容等の情報は確実に保存されるのであって、領収書の用紙が感熱紙であることは何ら問題とならない。 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり</p>
10	木材・接着材(平成17年5月20日)	サンコー	1,796	<p>①領収書の裏付けなし) 単なるレジシートであり、レジシートに宛名がなく、「誰に」対して発行されたのか不明であるため領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>②「事務所費」に該当せず) 「木材」は、市政に関する研究とは関係なく「事務所費」に該当しないから違法支出である。接着剤も「消耗品」であり「事務所費」に該当しないため違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、市議団議員室設置パソコン台を補強するための木材・接着剤を購入したものである。 【レジシート】 前述(キ)のとおり 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
11	電池代(平成17年5月29日、11月21日)	ゼブインレブン・ベスト電器	1,888	<p>①領収書の裏付けなし) 領収書に宛名がなく、「誰に」対して領収書が発行されたのか不明であるため領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>②「事務所費」に該当せず) 電池は消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は電池を購入したものである。 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>

12	熊本市役所 内郵便局	切手代 (ス トック) (平 成17年6月 3日、平成1 8年2月23 日、3月20 日、3月22 日)	42,160	<p>①「事務所費」に該当せず 調査研究のための情報収 集のためであれば通信費として「その他の経費」、調査 結果報告のための費用であれば「広報費」ないしは「資 料作成費」として支出項目に計上すべきであり、「事務 所費」に該当せず違法支出である。</p> <p>(不相当あるいは高額な支出) 大量のストック (ま とめ買い) は、前年度のストックが余ったまま新年度を 迎えた場合、そのストック分が議員の私有財産と化すこと を防ぐため、本件条例第7条は市長からの返還請求を認 めており、法はストック買いを許さない趣旨であるか ら、大量のまとも買いは不相当に高額な支出として違法 支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は、行政資料等送付用、市政報告会案内送 付用の切手を購入したものである。 【使途内容・項目】 前述 (エ) のとおり</p> <p>【まとも買い】 前述 (オ) のとおり</p>
13	熊本市役所 内郵便局	切手代 (平成 17年4月1 1日、6月8 日、8月25 日、9月30 日、12月1 4日)	3,450	<p>①領収書の裏付けなし) 単なるレシートであり、レ シートに宛名がなく、「誰に」対して発行されたのか不 明であるため領収書による裏付けがない違法支出であ る。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は、行政資料等送付用の切手を購入したも のである。 【レシート】 前述 (キ) のとおり 【宛名の記載】 前述 (ア) のとおり</p>
14	熊本市役所 内郵便局	郵便代 (料金 別納郵便) 平成17年 6月10日、 12月2日)	20,730	<p>②「事務所費」に該当せず 調査研究のための情報収 集のためであれば通信費として「その他の経費」、調査 結果報告のための費用であれば「広報費」ないしは「資 料作成費」として支出項目に計上すべきであり、「事務 所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は、行政資料等送付のための郵便料金であ る。 【使途内容・項目】 前述 (エ) のとおり</p>
15	熊本市役所 内郵便局	郵便代 (平成 17年6月2 8日、10月 3日、10月 7日、12月 13日、12 月19日)	2,180	<p>①領収書の裏付けなし) 領収書に宛名がなく、「誰 に」対して領収書が発行されたのか不明であるため領収 書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>②「事務所費」に該当せず 調査研究のための情報収 集のためであれば通信費として「その他の経費」、調査 結果報告のための費用であれば「広報費」ないしは「資 料作成費」として支出項目に計上すべきであり、「事務 所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は、行政資料等送付用の郵便料金である。 【宛名の記載】 前述 (ア) のとおり</p> <p>【使途内容・項目】 前述 (エ) のとおり</p>

16	パソコン用消耗品代(平成17年7月2日、8月12日)	ベスト電器	4,520	<p>(①)領収書の裏付けなし) 7月2日付けレシートは、印字が薄く判読不能であり、5年間の保管に耐えるものではないため、領収書の裏付けのない違法支出である。領収書に宛名がなく、「誰に」対して領収書が発行されたのか不明であるため領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>(②)「事務所費」に該当せず) インク等は消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的用途】 当該領収書はインクトナー、データ保存バックアップ用のCD-R、CDRWを購入したものである。</p> <p>【判読の可否】 前述(ク)のとおり</p> <p>【感熱紙による領収書】 前述(ケ)のとおり</p> <p>【宛名の記載】 前述(ア)のとおり</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
17	文具代(平成17年7月14日、7月10月1日、3月7日)	ナフコ・一誠堂文具店・ホリ文具	8,983	<p>(①)領収書の裏付けなし) 但書の記載が「文具代」ではなく、「何に」対して支出をしたのか不明であり、備品と消耗品の判別が不能なため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的用途】 当該領収書は文房具類等の購入である。</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
18	電話台・ライイト(平成17年7月19日)	産企画	12,834	<p>(③)事務所の一体化)</p>	<p>【事務所の一体化】 総論記載のとおり</p> <p>【具体的用途】 当該領収書は、市議団議員室設置電話台、卓上ライトを購入したものである。</p>
19	パソコン用消耗品代(平成17年10月13日、平成18年1月24日)	ベスト電器	51,717	<p>(②)「事務所費」に該当せず) インク・用紙は消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。</p> <p>(不相当あるいは高額な支出) 大量のストック(まとめ)買いは、前年度のストックが余ったまま新年度を迎えた場合、そのストック分が議員の私有財産と化すことを防ぐため、本件条例第7条は市長からの返還請求を認め、大量のまとめ買いは不相当に高額な支出として違法支出である。</p>	<p>【具体的用途】 当該領収書は、インク、用紙を購入したものである。</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p> <p>【まとめ買い】 前述(オ)のとおり</p>
20	事務用品代(平成17年8月17日、10月25日)	一誠堂文具店	4,644	<p>(①)領収書の裏付けなし) 「事務用品代」という但書では「何に」対して支出をしたのか不明であるため、備品と消耗品の判別も不能であり、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的用途】 当該領収書は、それぞれ文房具類、事務用品を購入したものである。</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>

21	はがき代 (ストック) (平成18年1月25日、2月24日)	熊本市役所 内郵便局	15,000	<p>①領収書の裏付けなし) 領収書に宛名がなく、「誰に」対して領収書が発行されたのか不明であるため領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>(不相当あるいは高額な支出) 大量のストック (まとめ) 買いは、前年度のストックが余ったまま新年度を迎えた場合、そのストックが議員の私有財産と化すことを防ぐため、本件条例第7条は市長からの返還請求を認めており、法はストック買いを許さない趣旨であるから、大量のまとめ買いは不相当に高額な支出として違法支出である。</p>	<p>【具体的用途】 当該領収書は、市政報告、事務連絡用のハガキを購入したものである。</p> <p>【宛名の記載】 前述 (ア) のとおり</p> <p>【まとめ買い】 前述 (オ) のとおり</p>
22	パソコン用消耗品代 (平成18年1月6日、2月12日、3月8日、)	ベスト電器	19,750	<p>①領収書の裏付けなし) 領収書に宛名がなく、「誰に」対して領収書が発行されたのか不明であるため領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>②「事務所費」に該当せず) インク・用紙は消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。</p> <p>(不相当あるいは高額な支出) 大量のストック (まとめ) 買いは、前年度のストックが余ったまま新年度を迎えた場合、そのストックが議員の私有財産と化すことを防ぐため、本件条例第7条は市長からの返還請求を認めており、法はストック買いを許さない趣旨であるから、大量のまとめ買いは不相当に高額な支出として違法支出である。</p>	<p>【具体的用途】 当該領収書は、インクトナー、用紙を購入したものである。</p> <p>【宛名の記載】 前述 (ア) のとおり</p> <p>【消耗品と備品】 前述 (イ) のとおり</p> <p>【まとめ買い】 前述 (オ) のとおり</p>
23	椅子代 (平成18年2月22日)	産企画	21,735	<p>③事務所の一体化)</p>	<p>【事務所の一体化】 総論記載のとおり</p> <p>【具体的用途】 当該領収書は、PC作業用椅子を購入したものである。</p> <p>・西条史議員は市議団議員室において政務調査活動を行うため、その環境整備のため、当該事務用椅子の購入は必要かつ相当な判断である。また、当該事務用椅子は決して高額とはいえない。</p>
24	事務用品代 (内容は不明) (平成18年3月2日)	善文堂書店	1,250	<p>①領収書の裏付けなし) そもそもレシートの印字が薄くて文字が判読できないものであり、条例規則が要求する「領収書」たりえず、違法支出である。レシートから、誰が何をいくつ購入したのか全く不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的用途】 当該領収書は、ノート10冊を購入したものである。</p> <p>【判読の可否】 前述 (ク) のとおり</p> <p>【宛名の記載】 前述 (ア) のとおり</p> <p>【消耗品と備品】 前述 (イ) のとおり</p>

25	切手代(平成18年3月9日)	市役所内郵便局	8,060	<p>①領収書の裏付けなし)領収書に宛名がなく、「誰に」対して領収書が発行されたのか不明であるため領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>②「事務所費」に該当せず)調査研究のための情報収集のためであれば通信費として「その他の経費」、調査結果報告のための費用であれば「広報費」ないしは「資料作成費」として支出項目に計上すべきであり、「事務所費」に該当せず違法支出である。</p> <p>(不相当あるいは高額な支出)大量のストック(まとめ買い)は、前年度のストックが余ったまま新年度を迎えた場合、そのストック分が議員の私有財産と化すことを防ぐため、本件条例第7条は市長からの返還請求を認め、大量のまとめ買いは不相当に高額な支出として違法支出である。</p>	<p>【具体的用途】 当該領収書は、行政資料等送付用の切手を購入したものである。</p> <p>【宛名の記載】 前述(ア)のとおり</p> <p>【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり</p> <p>【まとめ買い】 前述(オ)のとおり</p>
26	紙袋代(平成18年3月31日)	ローソン	682	<p>①領収書の裏付けなし)領収書に宛名がなく、「誰に」対して領収書が発行されたのか不明であるため領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>②「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。紙袋は、市政に関する調査研究との関連性がなく「事務所費」に該当しないため違法支出である。</p>	<p>【具体的用途】 当該領収書は、資料整理保管用の紙袋を購入したものである。</p> <p>【宛名の記載】 前述(ア)のとおり</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
27	駐車場料(平成17年6月1日～平成18年3月31日)	イリエパークینگ他	26,700	<p>①領収書の裏付けなし)領収書に宛名がなく、「誰に」対して領収書が発行されたのか不明であるため領収書による裏付けがない違法支出である。レシートの印字が薄くて文字が判読できないものもあり、本件規則が要求する「領収書」たりえず、違法支出である。</p>	<p>【宛名の記載】 前述(ア)のとおり</p> <p>【判読の可否】 前述(ク)のとおり</p> <p>・駐車場利用料金は、市役所の駐車場が平日日中(午前8時30分～午後10時)しか利用できず、それ以外の時間帯は民間の有料駐車場を利用するほかないために、早朝深夜あるいは休日に及んで市議会議員室で政務調査研究活動を行った際、これら有料駐車場を利用したものであり、これも「議員が行う調査研究活動のために必要な事務所」の利用のための経費であって、事務所費には含まれない。</p>
科目総額			362,492	(A)0	

28	会派共通経費 公明党市議団 (7名)	ADSL通信代 (平成17年5月22日、5月31日、6月30日、8月1日、9月31日、10月30日、11月30日、1月4日、1月31日、2月28日、3月31日)	NTTコミュニケーションズ	24,564	①領収書の裏付けなし) ADSL通信代については、そもそも領収書が添付されておらず、領収書による裏付けがない違法支出である。 ②「事務所費」に該当せず) ADSLはインターネット使用のための設備であり、インターネットは資料収集のために用いるのであるため、本件規則5条別表「資料購入費」に含まれ、資料作成のためであれば「資料作成費」、電メール等を使用するのであれば通信のための費用であって「その他の経費」から支出されるべきものであり、「事務所費」に該当しないから違法支出である。	【銀行口座引落としによる支払(コ)】 ADSL通信代の支出は、銀行口座からの自動引落であるため、支出内容は明確であって、何ら問題はない。 【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり
29		ゼロックスコピー代 (平成17年5月21日、5月31日、6月30日、8月1日、8月31日、9月30日、10月31日、11月30日、平成18年1月4日、1月31日、2月28日、3月31日)	飛本ゼロックス	256,310	①領収書の裏付けなし) ADSL通信代については、そもそも領収書が添付されておらず、領収書による裏付けがない違法支出である。 ②「事務所費」に該当せず) コピー代は、「印刷」費として「広聴費」「広報費」「資料作成費」等、他の支出項目に計上されるべきものであり、「事務所費」に該当しないから違法支出である。	【銀行口座引落としによる支払】 前述(コ)のとおり 【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり
30		控室FAX通信代 (平成17年4月14日、5月11日、6月17日、7月19日、8月19日、9月20日、10月18日、11月12日、平成18年1月19日、2月16日、3月20日)	西日本通信電話	150,001	②「事務所費」に該当せず) FAX通信代は、通信の用に供するものであるが、本件規則5条別表には、直接的に「通信費」としての支出項目は存在しないから、「その他の経費」に計上されるべきものであり、「事務所費」に該当しないから違法支出である。	【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり

31	控室事務用品 代(平成17年4月8日、8月3日、10月4日、11月7日、11月4日、2月3日)	リコーリース株式会社	153,943	<p>①領収書の裏付けなし)リコーリース株式会社を振込先とする振込兼受領証では、いかなる物品のリース料であるのか不明である。しかも平成17年11月4日付け受領証(52頁)には「封筒・インク代」、2月3日付け受領証(73頁)には「文具」との手書きの記載があり、事なる事務機器のリース料に限られるものでないことが明らかであり、支払いの内訳も判明しないため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>②「事務所費」に該当せず)事務用品リース代は、印刷機などの器械リース料であると考えられるが、印刷機等であれば「資料作成費」「広報費」等、他の支出項目に計上されるべきものであり、「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p> <p>③「事務所費」に該当せず)平成17年11月4日付け受領証の「封筒・インク代」は消耗品であって「備品」ではなく、事務通信費等、他の支出項目において支出すべきであるから、「事務所費」に該当せず、違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、印刷用紙等を購入したものである。 ・リコーリース株式会社への支払は、領収書(丙へ41頁等)から明らかなように、熊本リコー株式会社が発した文具類やプリンター・サプレイド商品につき、代金の回収をリコーリース株式会社が行っているのであって、リース料金の支払ではない。</p> <p>【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p> <p>【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>
32	文具事務用品 関係(平成17年4月12日)	ホリ文具	240	<p>①領収書の裏付けなし)但書の記載がなく「何を」購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は文具(特殊用紙、ペン等)を購入したものである。</p> <p>【但書の記載】 前述(ウ)のとおり</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
33	文具代(平成17年4月19日)	ホリ文具	260	<p>①領収書の裏付けなし)「文具代」という但書の記載では何を購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は文具(特殊用紙、ペン等)を購入したものである。</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
34	事務用品代 (平成17年5月23日)	甲玉堂	997	<p>①領収書の裏付けなし)「事務用品代」という但書の記載では何を購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は文具(ペン、用紙等)を購入したものである。</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
35	文具代(平成17年5月24日)	産企画	8,400	<p>①領収書の裏付けなし)「文具代」という但書の記載では何を購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は文具(ファイル等)を購入したものである。</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>

36	文具事務用品 関係(平成17年5月26日)	ホリ文具	250	(①領収書の裏付けなし) 但書の記載がなく「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は文具(マーカー等)を購入したものである。 【但書の記載】 前述(ウ)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
37	文具代(平成17年6月3日)	甲玉堂	561	(①領収書の裏付けなし) 異なるレシートであり、宛名がないため「誰に」発行されたものか不明である上、品名の「文具」という記載では何を購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【レシート】 前述(キ)のとおり 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
38	文具事務用品 関係(平成17年6月10日)	ホリ文具	480	(①領収書の裏付けなし) 但書の記載がなく「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【但書の記載】 前述(ウ)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
39	文具事務用品 関係(平成17年6月10日)	ホリ文具	140	(①領収書の裏付けなし) 宛名の記載がなく「誰に」対して発行されたものか不明であり、但書の記載がなく「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【但書の記載】 前述(ウ)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり
40	文具事務用品 関係(平成17年6月27日)	ホリ文具	130	(①領収書の裏付けなし) 宛名の記載がなく「誰に」対して発行されたものか不明であり、但書の記載がなく「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【但書の記載】 前述(ウ)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり



41	文具事務用品 関保(平成17年9月12日)	甲玉堂	630	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く日付の判読が不能である上、「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
42	文具事務用品 関保(平成17年9月22日)	甲玉堂	1,575	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く日付の判読が不能である上、「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
43	文具代(平成17年10月11日)	一誠堂文具店	570	(①)領収書の裏付けなし)「文具代」という但書の記載では何を購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
44	文具事務用品 関保(平成17年11月4日)	甲玉堂	577	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く、5年間の保管に耐えられるものではないため、そもそも領収書の判読が不能である上、「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
45	文具事務用品 関保(平成17年11月4日)	甲玉堂	1,050	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く、5年間の保管に耐えられるものではないため、そもそも領収書の判読が不能である上、「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
46	文具事務用品 関保(平成17年11月29日)	甲玉堂	735	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く日付等の判読が不能であるため、そもそも領収書判読が不能である上、「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり

47	文具代 (平成17年12月13日)	一誠堂文具店	525	(①)領収書の裏付けなし「文具代」という但書の記載では何を購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
48	文具事務用品関係 (平成17年12月15日)	甲玉堂	1,260	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く、日付等の判読が不能であるため、そもそも領収書たりえない。「事務用品代」という但書では「何を」購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
49	文具事務用品関係 (平成17年12月20日)	甲玉堂	4,767	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く、日付等の判読が不能であるため、そもそも領収書たりえない。「事務用品代」という但書では「何を」購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
50	文具事務用品関係 (平成18年1月30日)	甲玉堂	315	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く、日付等の判読が不能であるため、そもそも領収書たりえない。「事務用品代」という但書では「何を」購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
51	文具代 (平成18年3月24日)	一誠堂文具店	105	(①)領収書の裏付けなし「文具代」という但書では「何を」購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書はペンを購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
52	郵送関係費用 (平成17年4月26日、5月12日、9月12日、9月20日、12月28日)	市役所内郵便局	2,080	(①)領収書の裏付けなし)単なるレシートの発行され「何を」宛名がなく、「誰に」対して領収書が発行されたのか不明であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。 (②)「事務所費」に該当せず)郵送料は、本来、調査研究の結果報告及び市政の調査研究・資料・情報収集のため、郵送の費用として支出されるべきものであり、そのための通償に不可欠な費用として「その他の経費」に計上されるべきものであり、「事務所費」に該当しないから違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は、資料送付用の郵便料金である。 【レシート】 前述(キ)のとおり 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり 【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり

53	郵送関係費用 (平成17年 5月13日、 5月17日、 7月5日、8 月29日、9 月13日、平 成18年3月 17日)	市役所内郵 便局	32,020	(2)「事務所費」に該当せず) 郵送料は、本来、調査研 究の結果報告及び市政の調査研究、資料、情報収集のた めの郵送の費用として支出されるべきものであり、そう でなくとも通信に不可欠な費用として「その他の経費」 に計上されるべきものであり、「事務所費」に該当しな いから違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は資料送付用の郵便料金、切手を購入した ものである。 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり
54	パソコンカー トリッジ代 (平成17年 4月26日)	ベスト電器	9,418	(2)「事務所費」に該当せず) パソコンカートリッジは 消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないた め「事務所費」に該当せず違法支出である。パソコン カートリッジは資料作成などの用に供するものであるか ら、「資料作成費」「広報費」など他の支出項目におい て支出すべきものであり、「事務所費」に該当しないか ら違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は、パソコンプリンターカートリッジを購 入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり
55	コードカパー (平成17年 5月11日)	サソコー	3,507	(1)領収書の裏付けなし) 但書に記載がなく、「何を」 購入したか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であ るため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は、記録用コードカパーを購入したもので ある。 【但書の記載】 前述(ウ)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
56	封筒代(平成 17年5月1 7日)	ホリ文具	260	(2)「事務所費」に該当せず) 封筒は消耗品であり、 「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」 に該当せず違法支出である。封筒は通信や広報などのた めの郵送に供されるものであるから、「広報費」「その 他の経費」など他の支出項目において支出すべきもので あり「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は封筒を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり
57	控室用書架代 (平成17年 6月2日)	産企画	74,340	(3)事務所の一体化)	【事務所の一体化】 総論記載のとおり 【具体的使用】 当該領収書は市議団議員室設置書庫、ベース、インサ イトボックスを購入したものである。
58	控室ローカル LAN設置費 (平成17 年6月12 日)	スタジオパ リユー	230,000	(2)「事務所費」に該当せず) 控室ローカルLANは、 事務通信あるいは情報収集、資料作成の用に供するもの であるから「その他の経費」として支出すべきものであ り、「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は、市議団議員室内ローカルLAN設定・ 構築費として支出したものである。 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり

59	控室OAハブ 代(平成17 年9月28 日)	ベスト電器	4,498	<p>②「事務所費」に該当せず)控室OAハブについては、事務通信の用に供するものであるから「その他の経費」として支出すべきものであり、「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、市議団議員室設置OAハブを購入したものである。 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>
60	A3コピー用 紙代(平成1 7年10月6 日)	ホリ文具	4,284	<p>②「事務所費」に該当せず)コピー用紙は消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。コピー用紙は資料作成・広報・通信などの用に供されるものであるから「資料作成費」「広報費」「広報費」などの支出項目において支出すべきものであり、「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、カラー用紙を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>
61	事務用品・U S Bメモリー 他(平成17 年6月13 日)	甲玉堂	6,109	<p>①領収書の裏付けなし)領収書を紛失したとの理由により支払証明書しかなく、第三者が発行した領収書たりえない上、「何を」購入したか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該支払証明書は、事務用紙、USBメモリー他を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
62	事務用品・控 室備品(品名 等不明)(平 成17年7月 30日、8月 6日、8月1 8日)	スーパー キッド	16,303	<p>①領収書の裏付けなし)宛名、但書に記載がなく、「誰が」「何を」購入したか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、いずれも事務用品・控室備品を購入したものである。 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
63	控室消耗品 (平成17年 10月11 日、10月1 4日、平成1 8年3月7 日)	シモカワ	4,310	<p>②「事務所費」に該当せず)ティンシユ・洗剤は消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。市政の調査研究との関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、面談室用ウェットティッシュ、洗剤等を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
64	控室消耗品 (品名等不 明)(平成1 7年10月1 3日)	ベスト電器	450	<p>①領収書の裏付けなし)品名が不明であり「何を」購入したか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、デスク蛍光灯を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
65	パソコンプリン ター(平成 17年10月 25日)	ベスト電器	31,439	<p>②「事務所費」に該当せず)パソコンプリンターは、資料作成等のために供するものであり、「資料作成費」「広報費」など他の支出項目において支出すべきものであり、「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、市議団議員室設置パソコンプリンターを購入したものである。 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>

66	事務機器配達料(平成17年11月10日)	ベスト電器	525	(2)「事務所費」に該当せず)事務機器配達料は、少くとも事務通信に付帯する支出であり、「その他の経費」として支出すべきものであるから、「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書はパソコンプリンターは配送料として支出したものである。 【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり	
67	控室備品、消耗品(品名等不明)(平成17年11月16日)	サンコー	4,080	(1)領収書の裏付けなし)宛名、但書に記載がなく、「誰が」「何を」購入したか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり 【但書の記載】 前述(ウ)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり	
68	パソコン修理代引き	日本通運	49,350	(2)「事務所費」に該当せず)パソコン修理代は、少くとも事務通信に付帯する支出であり、「その他の経費」として支出すべきものであるから、「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書は、パソコン修理代として支出したものである。 【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり	
69	タオル(平成17年11月19日)	ナフコ	1,290	(2)「事務所費」に該当せず)タオルは、市政の調査研究との関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書は、タオル等を購入したものである。 【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり	1,290
70	紙コップ・コーヒーマルター(平成18年1月5日)	リコーリース株式会社	2,943	(1)領収書の裏付けなし)払込票兼受領証に払込者が書き込んだと思われる手書きの品目の記載があるが、第三者が発行した領収書たりえず、領収書による裏付けがない違法支出である。 (2)「事務所費」に該当せず)紙コップなどは消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」としての支出は違法支出である。また、市政の調査研究との関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書は、紙コップ、コーヒーマルター等を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり	
71	合艇代(平成18年1月6日)	ドクター	700	(2)「事務所費」に該当せず)合艇はあれば便利であるという一般論だけでは、市政の調査研究との関連性が不明確であり「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書は、市議団議員室の合艇を制作したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり	
72	控室電話コード代(平成18年1月20日)	ベスト電器	600	(1)領収書の裏付けなし)領収書の記載から品名が不明であり、「何を」購入したか不明であるため、備品と消耗品の判別も不能であり、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書は控室電話コードを購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり	

西条史議員

73	DVDプレーヤー代 (平成18年1月31日)	ベスト電器	19,889	<p>(①)領収書の裏付けなし)宛名、但書に記載がなく、「誰が」「何を」購入したか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>(②)「事務所費」に該当せず)DVDプレーヤーは、自ら撮影し、あるいは他人が撮影したDVDを資料として又はこれを再生することなどに用いるものであり、調査研究費として支出すべきものであり、「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、市議団議員室設置DVDプレーヤーを 購入したものである。 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>
74	控室ポット代 (平成17年3月6日)	ダイエー	798	<p>(②)「事務所費」に該当せず)ポットは、市政の調査研究との関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、電気ポットを購入したものである。</p>
75	控室消耗品等不明 (平成17年3月8日)	市役所職員売店	90	<p>(①)領収書の裏付けなし)領収書に但書の記載がなく、「何を」購入したか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は文具(ボールペン)を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
76	コピー用紙代 (平成18年3月28日)	ホリ文具	49,087	<p>(②)「事務所費」に該当せず)コピー用紙は消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。コピー用紙は資料作成、広報、通信などの用に供されるものであるから「資料作成費」「広報費」「その他の経費」など他の支出項目において支出すべきものであり、「事務所費」に該当せず違法支出である。市政の調査研究との関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支出である。</p> <p>(不相当あるいは高額な支出)大量のストック(まとめ買い)は、前年度のストックが余ったまま新年度を迎えた場合、そのストック分が議員の私有財産と化すことを防ぐため、本件条例第7条は市長からの返還請求を認められており、法はストック買いを許さない趣旨であるから、大量のまとめ買いは不相当に高額な支出として違法支出である。</p> <p>(年度末の駆け込み購入)政務調査費は、当該年度において調査研究に資するために必要な経費と認められるものでなければならぬところ、年度末におけるまとめ買いは、政務調査費の支出と、購入した品の利用の時期が対応しておらず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評価せざるを得ないため、違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、コピー用紙、ファイル等を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり 【まとめ買い】 前述(オ)のとおり 【まとめ買い】 前述(オ)のとおり</p> <p>【まとめ買い】 【年度末の購入(サ)】 コピー用紙や封筒、壁掛け時計やマットは市議団議員室で使用されており、年度をまたいでいるものであるから実際に政務調査研究活動に用いられているものであるから何ら違法支出というべきものではない。また、かかる各支出、購入はその必要に応じて行われているものであり、駆け込み購入との指摘は失当である。</p>

77	コーヒーフイ ルター代(平 成18年3月 30日)	市役所職員 売店	1,445	②「事務所費」に該当せず) コーヒーフイルターは消 耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないた め、「事務所費」に該当せず、違法支出である。コー ヒーフイルターは、市政の調査研究との関連性がないた め「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は、コーヒーフイルターを購入したもので ある。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり	
78	トレー代(平 成18年3月 30日)	セリア	420	②「事務所費」に該当せず) トレーと市政の調査研究 との関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支出 である。	【具体的用途】 当該領収書は、トレーを購入したものである。	
79	マット代(平 成18年3月 30日)	ダイエー	3,480	②「事務所費」に該当せず) マットと市政の調査研究 との関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支出 である。 (年度末の駆け込み購入) 政務調査費は、当該年度にお いて調査研究に資するため必要な経費と認められるも のでなければならぬところ、年度末において、マット を購入した場合、使用するのは翌年度となるため、政務 調査費の支出と、購入した品の利用の時期が対応してお らず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と 評価せざるを得ないため、違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は、市議団議員室入口室内マットを購入し たものである。 【まとめ買い】 前述のとおり 【年度末の購入】 前述(サ)のとおり	3,480
80	時計代(平成 18年3月3 1日)	鶴屋百貨店	10,500	②「事務所費」に該当せず) 時計と市政の調査研究と の関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支出で ある。 (年度末の駆け込み購入) 政務調査費は、当該年度にお いて調査研究に資するため必要な経費と認められるも のでなければならぬところ、年度末において、時計を 購入した場合、使用するのは翌年度となるため、政務調 査費の支出と、購入した品の利用の時期が対応しておら ず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評 価せざるを得ないため、違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は、壁掛け時計を購入したものである。 【まとめ買い】 前述(オ)のとおり 【年度末の購入】 前述(サ)のとおり	

81	封筒代(平成18年3月31日)	ホリ文具	28,875	<p>②「事務所費」に該当せず封筒は消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。封筒は通信や広報などのための郵送に供されるものであるから、「広報費」「その他の経費」など他の支出項目において支出すべきものであり「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は封筒を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>	9,080
				<p>(不相当あるいは高額な支出) 大量のストック(まとめ)買いは、前年度のストックが余ったまま新年度を迎えた場合、そのストック分が議員の私有財産と化すことを防ぐため、本件条例第7条は市長からの返還請求を認めたり、法はストック買いを許さない趣旨であるから、大量のまとめ買いは不相当に高額な支出として違法支出である。</p>	<p>【まとめ買い】 前述(オ)のとおり</p>	
				<p>(年度末の駆け込み購入) 政務調査費は、当該年度において調査研究に資するために必要な経費と認められるものでなければならず、年度末において、大量に封筒を購入した場合、使用するの翌年度となるため、政務調査費の支出と、購入した品の利用の時期が対応しておらず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評価せざるを得ないため、違法支出である。</p>	<p>【まとめ買い】 前述(オ)のとおり 【年度末の購入】 前述(サ)のとおり</p>	
		費目番号28~81の合計額 (会派全体の額)	1,201,475			9,080
		公明党市議団共通経費を7名で負担する場合の各議員負担分	1,201,475 ÷ 7 = 171,639			1,297
		科目総額	171,639			(B) 1,297
		合計	534,131			(A+B) 1,297

有馬純未議員

費目番号	科目	内訳	支出先	支出額	原告らの主張	被告・補助参加人の主張	本体用途基準に 合致しない額
1	事務所費	書類整理ケース (平成17 年5月9日)	ナフコ	7,900	総論部分につき、西泰史議員分記載を援用 (①領収書の裏付けなし) 領収書の印字が薄く、日付等の判読も不明であり、領収書たりえない。領収書に但書 の記載がなく、「何を」購入したのか不明であるため領 収書による裏付けがない違法支出である。	総論部分につき、西泰史議員分記載を援用 【具体的用途】 当該領収書は、新聞切抜等の資料整理用の市議団議員 室設置プラスチック製引出付書類整理ケースを購入した ものである。 【判読の可否】 平成17年度政務調査費の事務所費として計上した支 出を裏付ける領収書において判読しえないものは存在し ない。 【但書の記載】 但書の記載がなくとも、発行者から購入品の種類が推 認でき、あるいは出納帳の記載や議員により購入品が合 理的に説明されれば、その説明どおりの物品が購入され たものと推認できる。	
2		文具代 (平成 17年5月1 8日)	ホリ文具	420	(①領収書の裏付けなし) 領収書に但書の記載がなく 「何を」購入したのか不明であるため領収書による裏付 けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は、ボールペン数本、糊等の事務用品を購 入したものである。 【但書の記載】 前述のとおり	
3		3段ボックス 代 (平成17 年7月20 日)	ホームセ ンター バー	3,760	(③事務所の一体化)	【事務所の一体化】 総論記載のとおり 【具体的用途】 当該領収書は、書類・新聞切抜等の資料整理用の市議 団議員室設置書類ケース (3段ボックス) を購入したも のである。	

有馬純夫議員

4	<p>ディスク・書棚等(平成18年3月31日)</p>	くまもと版神	260,000	<p>(年度末の駆け込み購入)・政務調査費は、当該年度において調査研究に資するために必要な経費と認められるものでなければならぬ。年度末において机や書棚等を購入しても具体的な使用は翌年4月1日以降にないことには必然であり、政務調査費の支出と購入した品物の利用の時期が対応しておらず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評価せざるを得ないため、違法支出である。</p>	<p>・当該パソコンデスク等は、有馬純夫議員が市議団議員室において政務調査研究活動を行うに際し、既存の机等では手狭であったため、これとは別にパソコン用の机、椅子、書架などを購入する必要があり、購入したものと併せて購入した金額は納品書(丙2・9頁)に記載されており、高額のものは、限られた予算のなかから調査旅費、資料購入費、広報費等の政務調査活動に直接必要で不可欠な支出を優先した結果に過ぎない。</p> <p>・本件用途基準の内容(乙2)には、事務所費として「備品購入費」が掲げられており、仮に原告ら主張のとおりであれば、たとえばパソコンやデジタルカメラなど政務調査活動に有用かつ必要不可欠であり、かつ数年に及んで使用することが予定される備品の購入も許されないう極めて不合理な事象となる。この点、原告らの引用する「熊本市政務調査費の用途に関する調査報告書」(甲23・4頁)にも、原告ら主張に沿う意見を述べつつ、「数年間使用し得る備品の定数と取得後の取り扱いルールを明確にする必要が」あると指摘し、かかる備品購入を一切認めない趣旨ではないことが明らかである。</p> <p>・本件パソコンデスク等についても、平成18年3月に購入したのち、約3年経過しようとしている現存も市議団議員室に設置されて有馬純夫議員において政務調査活動のために使用を継続しており、今後も議員である限り使用し(次期市議会議員選挙は平成23年4月であり、有馬純夫議員の年齢(現在55歳)からすればさらに1・2年間は市議会議員を務める予定である)、その後は市議団議員室にて他の議員の用に供する予定である。</p>	<p>・このインターネット利用料は月額4,300円の定額であり、有馬純夫議員の名義の口座から自宅電話料金等と合算して引落決済されていたことから、個別の領収書を徴求しえず、年間利用料として支払証明書を作成していたものである。</p> <p>【用途内容・項目】 本件規則5条別表の定める各項目の内容は、政務調査費の有効適切な支出を確保するためにその用途内容を示したものであり、具体的な支出はそこに記載された項目に限定されない。また、支出内容によっては異なる項目に計上すべきか明らかでないものもあり、単に項目が異なることによつて当該支出が違法となるものではない。</p>	(A) 0
5	Bフレッツ回線料金(平成17年度分)	西日本電信電話株式会社	51,600	<p>①領収書の裏付けなし) そもそも領収書の添付がない、支払証明書が存在しないため、領収書の裏付けのない違法支出である。「やむを得ない理由により領収書を徴し得ない場合」には領収書の裏付けを必要としない(本件規則第8条3項)、領収書を利用した場合は(民法486条)、領収書を徴することは「やむを得ない理由」に当たるとはいえない。</p> <p>②「事務所費」に該当せず) インターネット接続料は、インターネット使用のために支出するものであるが、インターネットを資料収集のために用いるのであれば、本件規則第5条別表の「資料購入費」に含まれ、資料作成のための使用であれば「資料作成費」、費用として使用する場合は手紙と同様通信のための支出であるから、「その他の経費」から支出されるべきものであるから、「事務所費」としての支出は違法支出である。</p>	323,680	科目総額	(A) 0

6	<p>会派共通経費 公明党市議団 (7名)</p>	<p>ADSL通信代(平成17年5月2日、5月31日、6月30日、8月1日、9月1日、9月30日、10月31日、11月30日、1月4日、1月31日、2月28日、3月31日)</p>	<p>NTTコミュニケーションズ</p>	<p>24,564</p>	<p>①領収書の裏付けなし) ADSL通信代については、そもそも領収書が添付されておらず、領収書による裏付けがない違法支出である。 ②「事務所費」に該当せず) ADSLはインターネット使用のための設備であり、インターネットは資料収集のために用いるのである。インテラネットは資料購入の「資料作成費」に含まれ、資料作成のためであれば通信のための費用である。電メール等を使用するのであれば通信のための費用であり、「その他の経費」から支出されるべきものであり、「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	<p>【銀行口座引落としによる支払(コ)】 ADSL通信代の支出は、銀行口座からの自動引落であるため、支出内容は明確であって、何ら問題はない。 【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>
7		<p>ゼロックスコピー代(平成17年5月2日、5月31日、6月30日、8月1日、8月31日、9月30日、10月31日、11月1日、11月30日、平成18年1月4日、1月31日、2月28日、3月31日)</p>	<p>熊本ゼロックス</p>	<p>256,310</p>	<p>①領収書の裏付けなし) ADSL通信代については、そもそも領収書が添付されておらず、領収書による裏付けがない違法支出である。 ②「事務所費」に該当せず) コピー代は、「印刷」費として「広聴費」「広報費」「資料作成費」等、他の支出項目に計上されるべきものであり、「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	<p>【銀行口座引落としによる支払】 前述(コ)のとおり 【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>
8		<p>控室FAX通信代(平成17年4月14日、5月17日、6月17日、7月19日、8月19日、9月20日、10月11日、11月21日、平成18年1月18日、2月16日、3月20日)</p>	<p>西日本通信 電話</p>	<p>150,001</p>	<p>②「事務所費」に該当せず) FAX通信代は、通信の用に供するものであるが、本件規則5条別表には、直接的に「通信費」としての支出項目は存在しないから、「その他の経費」に計上されるべきものであり、「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	<p>【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>

9	控室事務用品代(平成17年4月8日、8月3日、10月4日、11月7日、11月4日、2月3日)	リコーリース株式会社	153,943	<p>(①領収書の裏付けなし)リコーリース株式会社を振込先とする振込兼受領証では、いかなる物品のリース料であるのか不明である。しかも平成17年11月4日付受領証(52頁)には「封筒・インク代」、2月3日付受領証(73頁)には「文具」との書きの記載があり、単なる事務機器のリース料に限られるものでないことが明らかであり、支払いの内訳も判明しないため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>(②「事務所費」に該当せず)事務用品リース代は、印刷機などの器械リース料であると考えられるが、印刷機等であれば「資料作成費」「広報費」等の支出項目に計上されるべきものであり、「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p> <p>(③「事務所費」に該当せず)平成17年11月4日付受領証の「封筒・インク代」は消耗品であって「備品」ではなく、事務通信費等、他の支出項目において支出すべきであるから、「事務所費」に該当せず、違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は、印刷用紙等を購入したものである。</p> <p>・リコーリース株式会社への支払は、領収書(丙へ4、1頁等)から明らかのように、熊本リコー株式会社が発売した文具類やプリンターやファイル商品につき、代金の回収をリコーリース株式会社が行っているのであって、リース料金の支払ではない。</p>
10	文具事務用品関係(平成17年4月12日)	ホリ文具	240	<p>(①領収書の裏付けなし)但書の記載がなく「何を」購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は文具(特殊用紙、ペン等)を購入したものである。</p> <p>【但書の記載】 前述(ウ)のとおり</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
11	文具代(平成17年4月19日)	ホリ文具	260	<p>(①領収書の裏付けなし)「文具代」という但書の記載では何を購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は文具(特殊用紙、ペン等)を購入したものである。</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
12	事務用品代(平成17年5月23日)	甲玉堂	997	<p>(①領収書の裏付けなし)「事務用品代」という但書の記載では何を購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は文具(ペン、用紙等)を購入したものである。</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
13	文具代(平成17年5月24日)	産企画	8,400	<p>(①領収書の裏付けなし)「文具代」という但書の記載では何を購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は文具(ファイル等)を購入したものである。</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>

14	文具事務用品 関係(平成17年5月26日)	ホリ文具	250	<p>①領収書の裏付けなし)但書の記載がなく「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は文具(マーカー等)を購入したものである。</p> <p>【但書の記載】 前述(ウ)のとおり</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
15	文具代(平成17年6月3日)	甲玉堂	561	<p>①領収書の裏付けなし)単なるレシートであり、宛名がないため「誰に」発行されたものか不明である上、品名の「文具」という記載では何を購入したのか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。</p> <p>【レシート】 前述(キ)のとおり</p> <p>【宛名の記載】 前述(ア)のとおり</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
16	文具事務用品 関係(平成17年6月10日)	ホリ文具	480	<p>①領収書の裏付けなし)但書の記載がなく「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。</p> <p>【但書の記載】 前述(ウ)のとおり</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
17	文具事務用品 関係(平成17年6月10日)	ホリ文具	140	<p>①領収書の裏付けなし)宛名の記載がなく「誰に」対して発行されたものか不明であり、但書の記載がなく「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。</p> <p>【但書の記載】 前述(ウ)のとおり</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p> <p>【宛名の記載】 前述(ア)のとおり</p>
18	文具事務用品 関係(平成17年6月27日)	ホリ文具	130	<p>①領収書の裏付けなし)宛名の記載がなく「誰に」対して発行されたものか不明であり、但書の記載がなく「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。</p> <p>【但書の記載】 前述(ウ)のとおり</p> <p>【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p> <p>【宛名の記載】 前述(ア)のとおり</p>

19	文具事務用品 関係(平成17年9月12日)	甲玉堂	630	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く日付の判読が不能である上、「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
20	文具事務用品 関係(平成17年9月22日)	甲玉堂	1,575	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く日付の判読が不能である上、「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
21	文具代(平成17年10月11日)	一誠堂文具店	570	(①)領収書の裏付けなし)「文具代」という但書の記載では何を購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
22	文具事務用品 関係(平成17年11月4日)	甲玉堂	577	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く、5年間の保管に耐えられるものではないため、そもそも領収書たりえない。「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
23	文具事務用品 関係(平成17年11月4日)	甲玉堂	1,050	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く、5年間の保管に耐えられるものではないため、そもそも領収書たりえない。「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
24	文具事務用品 関係(平成17年11月29日)	甲玉堂	735	(①)領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く、日付等の判読が不能であるため、そもそも領収書たりえない。「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり

25	文具代 (平成17年12月13日)	一誠堂文具店	525	<p>①領収書の裏付けなし)「文具代」という但書の記載では何を購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
26	文具事務用品関係 (平成17年12月15日)	甲玉堂	1,260	<p>①領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く、日付等の判読が不能であるため、そもそも領収書たりえない。「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
27	文具事務用品関係 (平成17年12月20日)	甲玉堂	4,767	<p>①領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く、日付等の判読が不能であるため、そもそも領収書たりえない。「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
28	文具事務用品関係 (平成18年1月30日)	甲玉堂	315	<p>①領収書の裏付けなし)領収書の印字が薄く、日付等の判読が不能であるため、そもそも領収書たりえない。「事務用品代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【判読の可否】 前述(ク)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>
29	文具代 (平成18年3月24日)	一誠堂文具店	105	<p>①領収書の裏付けなし)「文具代」という但書では「何を」購入したものが不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書はペンを購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>

30	<p>郵送関係費用 (平成17年 4月26日、 5月12日、 9月12日、 9月20日、 12月28 日)</p>	市役所内郵便局	2,080	<p>①領収書の裏付けなし、単なるレシートであり、レシートに宛名がなく、「誰に」対して領収書が発行されたのか不明であるため領収書による裏付けがない違法支出である。</p> <p>②「事務所費」に該当せず、郵送料は、本来、調査研究の結果報告及び市政の調査研究・資料・情報収集のため郵送の費用として支出されるべきものであり、そうでなくとも通信に不可欠な費用として「その他の経費」に計上されるべきものであり、「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、資料送付用の郵便料金である。 【レシート】 前述(キ)のとおり 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>	
31	<p>郵送関係費用 (平成17年 5月13日、 5月17日、 7月5日、8 月29日、9 月13日、平 成18年3月 17日)</p>	市役所内郵便局	32,020	<p>②「事務所費」に該当せず、郵送料は、本来、調査研究の結果報告及び市政の調査研究・資料・情報収集のため郵送の費用として支出されるべきものであり、そうでなくとも通信に不可欠な費用として「その他の経費」に計上されるべきものであり、「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は資料送付用の郵便料金、切手を購入したものである。 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>	
32	パソコンカートリッジ代 (平成17年 4月26日)	ベスト電器	9,418	<p>②「事務所費」に該当せず、パソコンカートリッジは消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。パソコンカートリッジは資料作成などの用に使われるものであるから、「資料作成費」「広報費」など他の支出項目において支出すべきものであり、「事務所費」に該当しないから違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、パソコンプリンターカートリッジを購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>	
33	コードカパー (平成17年 5月11日)	サンコー	3,507	<p>①領収書の裏付けなし、但書に記載がなく、「何を」購入したか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は、配線用コードカパーを購入したものである。 【但書の記載】 前述(ウ)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>	
34	封筒代(平成 17年5月1 7日)	ホリ文具	260	<p>②「事務所費」に該当せず、封筒は消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。封筒は通信や広報などのための郵送に供されるものであるから、「広報費」「その他の経費」など他の支出項目において支出すべきものであり「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使用】 当該領収書は封筒を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>	

35	控室用書架代 (平成17年 6月2日)	産企画	74,340	(3)事務所の一体化	【事務所の一体化】 総論記載のとおり 【具体的使用】 当該領収書は市議団議員室設置書庫、ベース、インサ イドボックスを購入したものである。	4
36	控室ローカル LAN設置費 (平成17 年6月12 日)	スタジオバ リユー	230,000	(2)「事務所費」に該当せず)控室ローカルLANは、 事務通信あるいは情報収集・資料作成の用に供するもの であるから「その他の経費」として支出すべきものであ り、「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は、市議団議員室内ローカルLAN設定・ 構築費として支出したものである。 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり	4
37	控室OAハ ブ代(平成1 7年9月28 日)	ベスト電器	4,498	(2)「事務所費」に該当せず)控室OAハブについて は、事務通信の用に供するものであるから「その他の経 費」として支出すべきものであり、「事務所費」に該当 せず違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は、市議団議員室設置OAハブを購入した ものである。 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり	4
38	A3コピー用 紙代(平成1 7年10月6 日)	ホリ文具	4,284	(2)「事務所費」に該当せず)コピー用紙は消耗品であ り、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所 費」に該当せず違法支出である。コピー用紙は資料作 成・広報・通信などの用に供されるものであるから「資 料作成費」「広報費」「通信費」「その他の支出項 目」において支出すべきものであり、「事務所費」に該当 せず違法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は、カラー用紙を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【使用内容・項目】 前述(エ)のとおり	4
39	事務用品・控 室用品(品名 等不明)(平 成17年7月 30日、8月 6日、8月1 8日)	甲玉堂	6,109	(1)領収書の裏付けなし)領収書を紛失したとの理由に より支払証明書がなく、第三者が発行した領収書たり えない上、「何を」「何を」購入したか不明であり、消耗 品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない 違法支出である。	【具体的使用】 当該支払証明書は、事務用紙、USBメモリー他を購 入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり	4
40	事務用品・控 室用品(品名 等不明)(平 成17年7月 30日、8月 6日、8月1 8日)	スーパー キッド	16,303	(1)領収書の裏付けなし)宛名、但書に記載がなく、 「誰が」「何を」購入したか不明であり、備品と消耗品 の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違 法支出である。	【具体的使用】 当該領収書は、いずれも事務用品・控室備品を購入し たものである。 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり	4
41	控室消耗品 (平成17年 10月11 日、10月1 4日、平成1 8年3月7 日)	シモカワ	4,310	(2)「事務所費」に該当せず)ティンシユ・洗剤は消耗 品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため 「事務所費」に該当せず違法支出である。市政の調査研 究との関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支 出である。	【具体的使用】 当該領収書は、面談室用ウエットティンシユ、洗剤等 を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり	4,310

42	控室消耗品 (品名等不明) (平成17年10月13日)	ベスト電器	450	(ウ)領収書の裏付けなし)品名が不明であり「何を」購入したか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具名・用途】 当該領収書は、デスク蛍光灯を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
43	パソコンプリンター (平成17年10月25日)	ベスト電器	31,439	(②「事務所費」に該当せず)パソコンプリンターは、資料作成等のために供するものであり、「資料作成費」「広報費」など他の支出項目において支出すべきものあり、「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は、市議団議員室設置パソコンプリンターを購入したものである。 【用途内容・項目】 前述(エ)のとおり
44	事務機器配達料 (平成17年11月10日)	ベスト電器	525	(②「事務所費」に該当せず)事務機器配達料は、少なくとも事務通信に付帯する支出であり、「その他の経費」として支出すべきものであるから、「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書はパソコンプリンターは配送料として支出したものである。 【用途内容・項目】 前述(エ)のとおり
45	控室備品、消耗品(品名等不明) (平成17年11月16日)	サンヨー	4,080	(①領収書の裏付けなし)宛名、但書に記載がなく「誰が」「何を」購入したか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は文具を購入したものである。 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり 【但書の記載】 前述(ウ)のとおり 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
46	パソコン修理代引き	日本通運	49,350	(②「事務所費」に該当せず)パソコン修理代は、少なくとも事務通信に付帯する支出であり、「その他の経費」として支出すべきものであるから、「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は、パソコン修理代として支出したものである。 【用途内容・項目】 前述(エ)のとおり
47	タオル (平成17年11月19日)	ナフコ	1,290	(②「事務所費」に該当せず)タオルは、市政の調査研究との関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は、タオル等を購入したものである。 1,290
48	紙コップ・コーヒーフィルター (平成18年1月5日)	リコーリース株式会社	2,943	(①領収書の裏付けなし)払込票兼受領証に払込者が書き込んだと思われる手書きの品目の記載があるが、第三者が発行した領収書たりえず、領収書による裏付けがない違法支出である。 (②「事務所費」に該当せず)紙コップなどは消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」としての支出は違法支出である。また、市政の調査研究との関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的用途】 当該領収書は、紙コップ、コーヒーフィルター等を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり

49	合鍵代(平成18年1月6日)	ドクター	700	(2)「事務所費」に該当せず)合鍵があれば便利であるという一般論だけでは、市政の調査研究との関連性が不明確であり「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書は、市議団議員室の合鍵を作製したものである。
50	控室電話コード代(平成18年1月20日)	ベスト電器	600	(1)領収書の裏付けなし)領収書の記載から品名が不明であり、「何を」購入したか不明であるため、備品と消耗品の判別も不能であり、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書は控室電話コードを購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
51	DVDプレーヤー代(平成18年1月31日)	ベスト電器	19,889	(1)領収書の裏付けなし)宛名、但書に記載がなく、「誰が」「何を」購入したか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。 (2)「事務所費」に該当せず)DVDプレーヤーは、自らが撮影し、あるいは他人が撮影したDVDを資料として又はこれを再生して報告することなどに用いるものであり、調査研究費として支出すべきものであるから、「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書は、市議団議員室設置DVDプレーヤーを購入したものである。 【宛名の記載】 前述(ア)のとおり 【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり
52	控室ポット代(平成17年3月6日)	ダイエー	798	(2)「事務所費」に該当せず)ポットは、市政の調査研究との関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書は、電気ポットを購入したものである。
53	控室消耗品(品名等不明)(平成17年3月8日)	市役所職員売店	90	(1)領収書の裏付けなし)領収書に但書の記載がなく、「何を」購入したか不明であり、備品と消耗品の判別も不能であるため、領収書による裏付けがない違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書は文具(ボールペン)を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり
54	コピー用紙代(平成18年3月28日)	ホリ文具	49,087	(2)「事務所費」に該当せず)コピー用紙は消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。コピー用紙は資料作成・広報・通信などの用に供されるものであるから「資料作成費」「広報費」「その他の経費」など他の支出項目において支出すべきものであり、「事務所費」に該当せず違法支出である。市政の調査研究との関連性がないため「事務所費」に該当せず違法支出である。 (不相当あるいは高額な支出)大量のストック(まとめ買い)は、前年度のストックが余ったまま新年度を迎えた場合、そのストック分が議員の私有財産と化すことを防ぐため、本件条例第7条は市長からの返還請求を求め、大量のまとめ買いは不相当に高額な支出として違法支出である。	【具体的使途】 当該領収書は、コピー用紙、ファイル等を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり 【まとめ買い】 前述(オ)のとおり



55	コーヒーマシン 18年3月30日	市役所職員 売店	1,445	<p>【(平)年度末の駆け込み購入】政務調査費は、当該年度において調査研究に資するために必要な経費と認められるものでなければならぬところ、年度末におけるまとめ買いは、政務調査費の支出と、購入した商品の利用の時期が対応しておらず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評価せざるを得ないため、違法支出である。</p> <p>【(平)年度末の駆け込み購入】政務調査費は、当該年度において調査研究に資するために必要な経費と認められるものでなければならぬところ、年度末におけるまとめ買いは、政務調査費の支出と、購入した商品の利用の時期が対応しておらず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評価せざるを得ないため、違法支出である。</p>	<p>【まとめ買い】 前述(オ)のとおり</p> <p>【年度末の購入(サ)】 【まとめ買い】 【年度末の購入(オ)】 【年度末の購入(サ)】</p> <p>【具体的用途】 当該領収書は、コーヒーマシンを購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり</p>	
56	トレイ 18年3月30日	セリア	420	<p>【(平)年度末の駆け込み購入】政務調査費は、当該年度において調査研究に資するために必要な経費と認められるものでなければならぬところ、年度末におけるまとめ買いは、政務調査費の支出と、購入した商品の利用の時期が対応しておらず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評価せざるを得ないため、違法支出である。</p> <p>【(平)年度末の駆け込み購入】政務調査費は、当該年度において調査研究に資するために必要な経費と認められるものでなければならぬところ、年度末におけるまとめ買いは、政務調査費の支出と、購入した商品の利用の時期が対応しておらず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評価せざるを得ないため、違法支出である。</p>	<p>【具体的用途】 当該領収書は、トレイを購入したものである。</p>	
57	マット 18年3月30日	ダイエー	3,480	<p>【(平)年度末の駆け込み購入】政務調査費は、当該年度において調査研究に資するために必要な経費と認められるものでなければならぬところ、年度末におけるまとめ買いは、政務調査費の支出と、購入した商品の利用の時期が対応しておらず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評価せざるを得ないため、違法支出である。</p> <p>【(平)年度末の駆け込み購入】政務調査費は、当該年度において調査研究に資するために必要な経費と認められるものでなければならぬところ、年度末におけるまとめ買いは、政務調査費の支出と、購入した商品の利用の時期が対応しておらず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評価せざるを得ないため、違法支出である。</p>	<p>【具体的用途】 当該領収書は、市議団職員室入口室内マットを購入したものである。</p>	3,480
58	時計 18年3月31日	鶴屋百貨店	10,500	<p>【(平)年度末の駆け込み購入】政務調査費は、当該年度において調査研究に資するために必要な経費と認められるものでなければならぬところ、年度末におけるまとめ買いは、政務調査費の支出と、購入した商品の利用の時期が対応しておらず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評価せざるを得ないため、違法支出である。</p> <p>【(平)年度末の駆け込み購入】政務調査費は、当該年度において調査研究に資するために必要な経費と認められるものでなければならぬところ、年度末におけるまとめ買いは、政務調査費の支出と、購入した商品の利用の時期が対応しておらず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評価せざるを得ないため、違法支出である。</p>	<p>【具体的用途】 当該領収書は、壁掛け時計を購入したものである。</p>	

有馬純夫議員

59	封筒代(平成18年3月31日)	ホリ文具	28,875	<p>②「事務所費」に該当せず)封筒は消耗品であり、「事務所費」には消耗品は含まれないため「事務所費」に該当せず違法支出である。封筒は通信や広報などのために郵送に供されるものであるから、「広報費」「その他の経費」など他の支出項目において支出すべきものであり「事務所費」に該当せず違法支出である。</p>	<p>【具体的使途】 当該領収書は封筒を購入したものである。 【消耗品と備品】 前述(イ)のとおり 【使途内容・項目】 前述(エ)のとおり</p>	
				<p>(不相当あるいは高額な支出)大量のストック(まとも)買いは、前年度のストックが余ったまま新年度を迎えた場合、そのストック分が議員の私有財産と化すことを防ぐため、本件条例第7条は市長からの返還請求を認め、大量のまとも買いは不相当に高額な支出として違法支出である。</p>	<p>【まとも買い】 前述(オ)のとおり</p>	9,080
			1,201,475	<p>(年度末の駆け込み購入)政務調査費は、当該年度において調査研究に資するために必要な経費と認められるものでなければならぬところ、年度末において、大量に封筒を購入した場合、使用するのには翌年度となるため、政務調査費の支出と、購入した品の利用の時期が対応しておらず、政務調査費の返還を免れるための駆け込み購入と評価せざるを得ないため、違法支出である。</p>	<p>【まとも買い】 前述(オ)のとおり 【年度末の購入】 前述(サ)のとおり</p>	1,297
		費目番号6~59の合計額 (会派全体の額)				(B)1,297
		公明党市議会共通経費を7名で負担する 場合の各議員負担分1,201,475÷7=171,639				
		科目総額	171,639			
		合計	495,319			(A+B) 1,297

費目番号	科目	内訳	支出額	原告らの主張	被告・補助参加人の主張	本件用途基準に合致しない額
1	個人的支出	不明(事務用品とされる)	7,196	①「領収書」からは関連性が判明せず(平成17年5月28日付けレシート(1260円)、6月22日付け(1526円)、8月21日付け(2646円)、8月25日付け(1764円)は、領収書からは品名が不明であり、市政に関する調査研究とは関連がないから違法支出である。	原告らが主張する「領収書」がなければ、政務調査費としての支出が違法となるものではない。原告らが指摘する支出についても、領収書は存在する。ただ、品名の記載はないが、発行元がジムランド、アマノトリアスと載った事務用品専門店であることから、商品が事務用品であることは明らかである。備品購入費として事務所に該当する。	4,797
2		茶封筒・両面テープ	63,000	②「事務所費」に該当しない(平成17年4月28日及び同年5月1日付けで支出した茶封筒(4万2000円)と、両面テープ(2万1000円)は、高島和男議員作成にかかり市政に関する調査研究とは関連性がないから、同支出は「事務所費」ではなく違法である。	事務所の備品購入費として、「事務所費」に該当するものである。仮に、原告らが主張するように「広報費」だとしても、政務調査費であることには変わりなく、その支出は適正である。	42,000
3		パソコンウイルス対策費	4,620	②「事務所費」に該当しない(平成17年12月3日付け4620円は、高島和男議員作成にかかり支出伝票の記載からも「資料作成費」のものであり市政に関する調査研究とは関連性がないから、同支出は「事務所費」ではなく違法である。	事務所の備品購入費として、「事務所費」に該当するものである。仮に、原告らが主張するように「資料作成費」だとしても、政務調査費であることには変わりなく、その支出は適正である。	3,080
4		デジタルカメラ	32,880	②「事務所費」に該当しない(平成17年10月8日付けデジタルカメラ代3万2880円は、同人作成にかかり支出伝票の記載からも「資料作成費」のものであり市政に関する調査研究とは関連性がないから、同支出は「事務所費」ではなく違法である。	事務所の備品購入費として、「事務所費」に該当するものである。仮に、原告らが主張するように「資料作成費」だとしても、政務調査費であることには変わりなく、その支出は適正である。(なお、領収書の日付は、平成18年2月3日付けである。)	21,920
5		後援会封筒デザイン代、封筒印刷代	189,000	②「事務所費」に該当せず(平成17年8月2日付け「高島和男後援会封筒デザイン」3万1500円とそこで完成したものを後援会名義が入ったものであって市政に関する調査研究のために使用されたかは不明であるから支出は違法である。	事務所の備品購入費として、「事務所費」に該当するものである。仮に、それに該当しないとしても、議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告するするためのものであり、「広報費」、そうではなくとも「その他の経費」に該当するものである。	189,000
6		コピー機リース代	207,900	①「領収書」が存せず(月々1万7325円のコピー機リース代は通帳のみの保管であり本件規則第8条が要求する「領収書」が存在しないので支出は違法である。 ②「事務所費」に該当せず(コピー機は印刷に関わるものであるが、印刷費としての支出は「資料作成費」「広報費」「広報費」に限定されているから支出は違法である。	原告らが主張する「領収書」がなければ、政務調査費としての支出が違法となるものではない。預金口座の引き落としのコピーは、「領収書等の証拠書類」であり、違法である。 事務所の維持のためのリース代として、「事務所費」に該当するものである。(現代において、事務所にコピー機を設置することは必要不可欠である。)	138,600

7	消耗品等	89,344	<p>(2) 「事務所費」に該当せず) 平成17年4月23日付けタックシール(5334円)、同6月5日付けコピー用紙(8400円)、同8月3日付けインクカートリッジ(1万0800円)、同9月2日付けインク(6750円)、同9月15日付けトナー(1万4700円)、同10月15日付けラベル(1万0500円)、同11月1日付けインク(11600円)、平成18年2月3日付けトナー(1万4700円)、同3月15日付けカートリッジ(2600円)は、単なる消耗品であって備品ではなく、また市政に関する調査研究との関連性も不明であって支出は違法である。</p>	59,562
8	その他の事務用品代	26,203	<p>(上記の全てについて③事務所の一体化) 上記はすべて自宅、後援会事務所及び政務調査のための事務所が一体化している自宅内で使用されているものであり、高島和男議員側において、それがもたらす政務調査のために使用されていることを証明しない限り、支出は違法である。</p>	17,468
9	会派共通経費 市民クラブ (7名)	620,143	<p>不明</p>	
10	ファクシミリ 利用料	56,815 (8,116)	<p>① 「領収書」が存しない) 平成17年5月17日付け7万0898円、5月6日付け2944円、5月20日付け298円、5月30日付け4720円、6月29日付け105円、7月1日付け420円、同12日付け500円、同14日付け315円、日付不明278円、日付不明185円、8月25日付け60円、日付不明298円、9月15日付け1134円、10月8日付け198円、11月21日付け105円、平成18年2月27日付け283円、同3月9日付け105円、3月22日付け5250円は、いかなる用途に用いた支出か不明であり、「領収書」たり得ず、また合理的な説明がない限り違法である。</p>	
11	ケーブルテレビ 料	25,200 (3,600)	<p>② 「事務所費」に該当せず) 会派としてのファクシミリ利用料5万6815円(平成17年4月期から平成18年3月期)は通信費であって事務所費には該当せず違法である。</p>	3,600

高島和男議員

12	ゼンリン住宅地図	50,400 (7,200)	②「事務所費」に該当せずゼンリン住宅地図は資料であるから「資料購入費」であり、「事務所費」ではない。	事務所の備品。事務所の備品。原告らの主張するとおり「資料購入費」であり、政務調査費に該当するのであり、その支出は適正である。	7,283
13	その他	(7,283)	(上記の全てについて④事務所の一体化)上記は市民クラブの市議会控室と政務調査のための事務所が一体化している場所以で使用されているものであり、高島和男議員側において、それがもたらばら政務調査のために使用されていることを証明しない限り、支出は違法である。	本件事例では、政務調査費の支出のための政務調査事務所の届出あるいは公表を求めている。また、それが一つでなければならぬという事もない。議員は、個人としての政務調査事務所以外に議会控室等を仕立として使用せざるを得ないことが多く、事務所及び控室両方で調査活動する必然性がある。よって、違法ではない。	
	科目総額	38,442			
	合計	658,585			487,310

費目番号	用務先	出張期間	用務	旅費	原告らの主張	被告・補助参加人の主張	本件用途基準に合致しない額
1	滋賀県大津市及び草津	平成17年4月7日ないし同月8日(泊2日)	大津市視察	63,827	用務は、「大津市視察」となっているが、市政との関係でいかなる必要性があったのか、いかなる目的のもとに行われたのか明らかなでない。また、嶋田幾雄議員は出張記録書の中で調査概要に出張先の概略と簡単な感想を記載するだけであり、その真実の内容は明らかではない。その記載からは、草津宿本陣、義仲寺、大津市歴史博物館、三井寺などの観光地を訪問しただけであり、官庁の職員等と意見交換や情報収集等を行っていない。結局、平成17年度第1出張は、市政に活用する目的もないまま、ただ観光地を観光してまわった私的な旅行にすぎず、調査の実質すらないものと言わざるを得ない。施設の管理運営や行政担当者等と面談して、事実の聴取りをしたり、質疑応答をするなどの事実を行っていない。出張の結果を議員活動に反映していない。	本件は、大津市周辺がどのような発展し整備されてきたか、また、観光資源としてのどのようなものが開発されてきたかなどを目的とする視察であつて、調査旅費として当然認められるものである。出張先の行政担当者や施設運営管理者等との面談がなければ出張の必要性・合理性が断定できず、出張の結果も経済委員会の委員としての立場を含めた議員活動に反映されている。	63,827
2	兵庫県赤穂市、姫野市、姫路市	平成17年4月24日ないし同月26日(泊2日)	視察(観光行政)	84,910	用務は、「視察(観光行政)」となつてはいるが、市政との関係でいかなる必要性があったのか、いかなる目的のもとに行われたのか明らかなでない。また、嶋田幾雄議員は出張記録書の中で調査概要に出張先の概略と簡単な感想を記載するだけであり、その真実の内容は明らかではない。その記載からは、大石資料館、赤穂歴史博物館、龍野歴史文化資料館などの観光地を訪問しただけであり、官庁の職員等と意見交換や情報収集等を行っていない。結局、平成17年度第2出張は、市政に活用する目的もないまま、ただ観光地を観光してまわった私的な旅行にすぎず、調査の実質すらないものと言わざるを得ない。施設の管理運営や行政担当者等と面談して、事実の聴取りをしたり、質疑応答をするなどの事実を行っていない。出張の結果を議員活動に反映していない。	本件は、赤穂市の赤穂城や姫路市の姫路城における観光行政が熊本城のそれと比較してどのようなものかなどを目的とする視察であつて、調査旅費として当然認められるものである。出張先の行政担当者や施設運営管理者等との面談がなければ出張の必要性・合理性が断定できず、出張の結果も経済委員会の委員としての立場を含めた議員活動に反映されている。	84,910
3	大阪府茨木市	平成17年5月23日	南茨木駅周辺の調査(駐輪場他)	30,480	用務は、「南茨木駅周辺の調査(駐輪場他)」となつてはいるが、そもそも市政との関係で南茨木駅周辺の調査をする必要性があったのか、いかなる目的のもとに行われたのか明らかなでない。また、出張記録書の記載から判断すると、南茨木駅周辺を見学しただけであり、官庁の職員等との意見交換や情報収集等を行っていない。結局、平成17年度第3出張は、調査の実質すらないもの、市政との関連性がないこと、必要性・合理性がないものと言わざるを得ない。施設の管理運営や行政担当者等と面談して、事実の聴取りをしたり、質疑応答をするなどの事実を行っていない。出張の結果を議員活動に反映していない。	本件は、都市中心部における放置自転車や違法駐輪の解決策を、施設することを目的とする視察であつて、調査旅費として当然認められるものである。出張先の行政担当者や施設運営管理者等との面談がなければ出張の必要性・合理性が断定できず、出張の結果も経済委員会の委員としての立場を含めた議員活動に反映されている。	30,480

4	宮崎県日南市、串間市、都城市	平成17年7月24日ないし同日25日(1泊2日)	視察(観光行政)	37,359	<p>用務は、視察(観光行政)となっており、市政との関係が重要な必要性があったのか、いかなる目的で行われたのか明らかならないう。また、嶋田幾雄議員は、出張記録書の中で調査概要に出張先の概略と簡単な感想を記載するだけであり、その具体的な内容は明らかでないが、その記載からは、飯肥郡、宮崎県総合農産試験場、都井岬などの観光地を訪問しただけであり、官庁の職員等と意見交換や情報収集等を行ってはいない。結局、平成17年度第4出張は、市政に活用する目的もなしに、ただ観光地を観光してまわった私的な旅行にすぎない。調査の実質や行政担当者等と面談して、事業の取組をしたり、質疑応答をするなどの事実を行っていない。出張の結果を議員活動に反映していない。</p>
5	京都市	平成17年7月16日ないし同日17日(1泊2日)	京都三大祭の一つの祇園祭の観光客の視察	49,200	<p>用務は、「京都三大祭の一つの祇園祭」の視察と観光客の動向を調査したものであり、市政との関係が重要な必要性があったのか、いかなる目的で行われたのか明らかならないう。また、嶋田幾雄議員は、出張記録書の中で調査概要に出張先の概略と簡単な感想を記載するだけであり、その具体的な内容は明らかでないが、その記載からは、祇園祭に参加しただけであり、官庁の職員等と意見交換や情報収集等を行ってはいない。結局、平成17年度第5出張は、市政に活用する目的もなしに、ただ祇園祭を観光した私的な旅行にすぎない。調査の実質や行政担当者等と面談して、事業の取組をしたり、質疑応答をするなどの事実を行っていない。出張の結果を議員活動に反映していない。</p>
6	長崎県島原市及び深江町	平成17年8月8日ないし同日9日(1泊2日)	雲仙普賢岳災害復旧状況視察	36,880	<p>出張記録書の中で調査概要に出張先の概略と簡単な感想を記載するだけであり、その内容も島原城、普賢岳災害復旧状況視察などから雲仙普賢岳災害復旧状況に関する情報収集等を行ってはいない。「雲仙普賢岳災害復旧状況視察」となっているが、島原城は上記用途とは無関係であり、それ以外についても訪問せずとも容易に調査しうるものであり、上記目的のために上記施設を訪問する必要性も関連性もない。結局、平成17年度第6出張の主要な目的は長崎観光にあるのであり、市政に活用する目的もなしに、ただ観光地を観光してまわった私的な旅行にすぎない。調査の結果を議員活動に反映していない。</p>
				37,359	<p>本件は、九州各県の観光地の現状を確認する一環として宮崎県の日南市、串間市、都城市を視察したものであり、出張旅費として当然認められるものである。出張先の行政担当者や施設運営管理者等との面談がなげれば出張の必要性・合理性が断定できないう。出張の結果も経済委員会の委員としての立場を反映している。</p>
				49,200	<p>本件は、熊本市の祭りに観光客を呼び込むための参考とするべく、京都三大祭の一つである祇園祭を視察したものである。出張旅費として当然認められるものである。出張先の行政担当者や施設運営管理者等との面談がなげれば出張の必要性・合理性が断定できないう。出張の結果も経済委員会の委員としての立場を反映している。</p>
				36,880	<p>本件は、雲仙普賢岳の噴火によつて被害を受けた島原市と深江町がその後の復旧状況がどのようになっているのか、また、同所の観光(温泉街や島原城)の現状がどのようになっているのかを視察したものであり、出張旅費として当然認められるものである。出張先の行政担当者や施設運営管理者等との面談がなげれば出張の必要性・合理性が断定できないう。出張の結果も経済委員会の委員としての立場を反映している。</p>

10	京都市	平成17年1月22日 いし泊2日	京都時代 祭考証	68, 690	<p>用務は、「京都時代祭考証」となっているが、市政との関係でいかなる必要性があったのか、いかなる目的もとに行われたのか明らかでない。また、嶋田幾雄議員は、出張記事の中で調査概要に出張先の概略と簡単な感想を記載するだけであり、その具体的な内容は明らかでない。官庁の職員等と意見交換や情報収集等を行っていても、結局、平成17年度第10出張は、市政に活用する目的もないまま、ただ時代祭を観光した私的な旅行にすぎず、調査の実質すらもないと言わざるを得ない。施設の管理運営者や行政担当者等と面談して、事実の瞭取りをしたり、質疑応答をするなどの事実を行っていない。出張の結果を議員活動に反映していない。</p>	68, 690
11	鹿児島県 指宿市及び 枕崎市	平成17年1月23日 いし泊2日	薩南地方 の観光動 向調査	41, 223	<p>用務は、「薩南地方の観光動向調査」となっているが、市政との関係でいかなる必要性があったのか、いかなる目的のもとに行われたのか明らかでない。また、嶋田幾雄議員は、出張記事の中で調査概要に出張先の概略と簡単な感想を記載するだけで、出張の具体的な内容は明らかでない。知覧特攻平和会館、薩摩酒場文化資料館、お魚センターなどの観光地を訪問しているが、官庁の職員等から観光動向に関する情報収集等を行っていてもいない。結局、平成17年度第11出張の主要な目的は薩南地方観光にあるのであり、市政に活用する目的もないまま、ただ観光地を観光してまわった私的な旅行にすぎず、調査の実質すらもないものと言わざるを得ない。施設の瞭取りや行政担当者等との事実を行っていない。出張の結果を議員活動に反映していない。</p>	41, 223
					<p>本件は、熊本市の祭りに観光客を呼び込むための参考とするべく、京都三大祭りの一つである時代祭を視察したものであって、調査旅費として当然認められるもの面談がなければ出張の必要性・合理性がないと断定することはできない。出張の結果も経済委員会の委員としての立場を含めた議員活動に反映されている。</p>	
					<p>本件は、九州を統一した観光政策を樹立することを目的に、九州各県の観光地の現状を確認する一環として鹿児島県の薩南地方（知覧、枕崎）を視察したものであって、調査旅費として当然認められるものである。出張先の行政担当者や施設運営管理者等との面談がなければ出張の必要性・合理性がないと断定することはできない。出張の結果も経済委員会の委員としての立場を含めた議員活動に反映されている。</p>	

12	和歌山市 平成17年1月26日ないし同月7日(1泊2日)	和歌山市の観光行政と市民サービスカードの調査	62, 090	<p>用務は、「和歌山市の観光行政と市民サービスカードの調査」となっているが、市政との関係で行われたのか明らかでない。また、嶋田幾雄議員は、出張記録書の中で出張の概要の出張先の概略と簡単な感想を記載するだけで出張の具体的な内容は明らかでないが、その記載から判断すると、和歌山の浦、和歌山城、紀三井寺などの観光地を訪問しているが、官庁の職員等と観光行政についての意見交換や情報収集等を行っていない。また、市民サービスカードの調査内容については、和歌山駅地下にある「わかちかサービスセンター」に立ち寄り情報収集を行ったか全く不明である。結局、平成17年度第12出張の目的は和歌山市観光にあるのであり、市政に活用する目的もない。調査の実質は「係りの人の名刺はもらえなかつたが、親切に私の質問に答えて頂き」と記載されているが、そもそも嶋田幾雄議員が「わかちかサービスセンター」に訪問したという事実も明らかでない以上、出張の結果と面談したとの事実を認めることはできない。出張の結果を議員活動に反映していない。</p>	62, 090
13	宮崎市 平成18年1月26日ないし同月3日(1泊2日)	熊本A地区再開発の観光行政と市民サービスカードの調査	37, 794	<p>用務は、「熊本A地区再開発に類する施設等の調査」となっているが、出張記録書の記載から判断すると、宮崎科学技術館、薩町酒泉の社などの観光地を訪問しただけであり、官庁の職員等と観光行政についての意見交換や情報収集等を行っていない。出張の主要な目的は宮崎観光にあるのであり、市政に活用する目的もないまま、調査の実質は「係りの人の名刺はもらえなかつたが、親切に私の質問に答えて頂き」と記載されているが、そもそも嶋田幾雄議員が「わかちかサービスセンター」に訪問したという事実も明らかでない以上、出張の結果と面談したとの事実を認めることはできない。出張の結果を議員活動に反映していない。</p>	37, 794

嶋田幾雄議員

14	奈良市及び柳生の里	平成18年2月9日ないし同月10日 (1泊2日)	柳生の里視察、奈良公立公会堂及び奈良国立博物館視察	61,417	用務は、柳生の里視察、奈良公立公会堂及び奈良国立博物館視察」となっているが、市政との関係でいかなる必要性があったのか、いかなる目的のもとに行われたのか明らかならでない。また、嶋田幾雄議員は、出張記録書の中で調査概要に出張先の内容を記載しているが、その中で柳生の里、奈良国立公園などの観光地を訪問した点については、官庁の職員等と意見交換や情報収集等を行っていてもいない。結局、平成17年度第14出張は、市政に活用する目的もないまま、ただ観光地を観光してまわった私的な旅行にすぎず、調査の実質すらないものと言わざるを得ない。施設の管理者や行政担当者等と面談して、事実の聴取りをしたり、質疑応答をするなどの事実を行っていない。出張の結果を議員活動に反映してはいない。	38,300	本件は、城としての熊本市に観光客を呼び込むための文化施設の参考とするべく、奈良の柳生の里、奈良県立新公会堂、奈良国立博物館を視察したものであって、調査旅費として当然認められるものである。出張先の行政担当者や施設管理者等との面談がなれば出張の必要性・合理性がないと断定することはできない。出張の結果も経済委員会の委員としての立場を含めた議員活動に反映されている。	61,417
15	山口県長門市及び萩市	平成18年3月29日ないし同月30日 (1泊2日)	長門市及び萩市の記念館等の視察	38,300	用務は、「長門市及び萩市の記念館等の視察」となっているが、市政との関係でいかなる必要性があったのか、いかなる目的のもとに行われたのか明らかならでない。また、嶋田幾雄議員は、出張記録書の中で調査概要に出張先の内容を記載しているが、その中で萩市の観光地を訪問した点については、官庁の職員等と意見交換や情報収集等を行っていてもいない。結局、平成17年度第15出張は、市政に活用する目的もないまま、ただ観光地を観光してまわった私的な旅行にすぎず、調査の実質すらないものと言わざるを得ない。施設の管理者や行政担当者等と面談して、事実の聴取りをしたり、質疑応答をするなどの事実を行っていない。出張の結果を議員活動に反映してはいない。	38,300	本件は、九州を統一した観光政策を樹立する場合に九州と繋がりの深い山口県も含めることを目的に、山口県の観光地の現状を確認する一環として長門市、萩市を視察したものであって、調査旅費として当然認められるものである。出張先の行政担当者や施設管理者等との面談がなれば出張の必要性・合理性がないと断定することはできない。出張の結果も経済委員会の委員としての立場を含めた議員活動に反映されている。	830,279
合計				830,279				

費目番号	用務先	出張期間	用務	旅費	原告らの主張	被告・補助参加人の主張	本件使途基準に合致しない額
					<p>【判断基準＝裁量論】</p> <p>政務調査費は、地方分権一括法により地方自治体の担う役割が増大したことに伴って、多様化する社会情勢や市民のニーズに対応し、地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化し、議会機能を充実させることが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図るために設置されたものである。</p> <p>そして、地方自治体の議会は、条例の制定、予算の議決等地方行政全般について広範な権限を持つことに鑑みれば、この権限を適正かつ有効に行使するためには、各議員の調査活動も多岐にわたるものである。かかる観点からすれば、各議員が行う調査活動における調査対象の選定、調査方法等の判断については、各議員の自由な裁量に委ねられていると考えるべきである。その一方で、当該調査活動が、かかる裁量の範囲を著しく逸脱したり、そのために支出した金額が相当な範囲を超える場合にあっては、法律上の原因を欠く支出とみとらざるべきである。</p>	<p>【判断基準＝裁量論】</p> <p>政務調査費は、地方分権一括法により地方自治体の担う役割が増大したことに伴って、多様化する社会情勢や市民のニーズに対応し、地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化し、議会機能を充実させることが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図るために設置されたものである。</p> <p>そして、地方自治体の議会は、条例の制定、予算の議決等地方行政全般について広範な権限を持つことに鑑みれば、この権限を適正かつ有効に行使するためには、各議員の調査活動も多岐にわたるものである。かかる観点からすれば、各議員が行う調査活動における調査対象の選定、調査方法等の判断については、各議員の自由な裁量に委ねられていると考えるべきである。その一方で、当該調査活動が、かかる裁量の範囲を著しく逸脱したり、そのために支出した金額が相当な範囲を超える場合にあっては、法律上の原因を欠く支出とみとらざるべきである。</p>	
					<p>【島田俊六議員が支出した旅費積算の基準＝旅費条例】</p> <p>島田俊六議員は、熊本市旅費条例」の基準をもとに調査旅費（旅費、宿泊代）を計上した。公共交通機関を利用する場合、議会事務局に旅費条例に基づく旅費計算内訳書を作成させ旅費として計上し、自家用車を利用して出張する場合、実際の走行距離に定める1キロメートル当たり37円（旅費条例16条）の基準で車賃を計上し、宿泊費は旅費条例別表第1区分1号の宿泊料1泊16,500円を定額として計上した。「日当」は計上せず、目的地到着後の交通費、自家用車を利用する場合の高速道路利用料金は計上していない。定額方式が採用されている公務員の旅費については、国、地方を問わず、定額方式が採用されている。これは、全ての領収書を要求した場合には事務処理量が増大することから、計上のための経費を節約するためである。旅費法、旅費条例で定められている基準は、当該旅行によって標準的な金額である。</p>	<p>【島田俊六議員が支出した旅費積算の基準＝旅費条例】</p> <p>島田俊六議員は、熊本市旅費条例」の基準をもとに調査旅費（旅費、宿泊代）を計上した。公共交通機関を利用する場合、議会事務局に旅費条例に基づく旅費計算内訳書を作成させ旅費として計上し、自家用車を利用して出張する場合、実際の走行距離に定める1キロメートル当たり37円（旅費条例16条）の基準で車賃を計上し、宿泊費は旅費条例別表第1区分1号の宿泊料1泊16,500円を定額として計上した。「日当」は計上せず、目的地到着後の交通費、自家用車を利用する場合の高速道路利用料金は計上していない。定額方式が採用されている公務員の旅費については、国、地方を問わず、定額方式が採用されている。これは、全ての領収書を要求した場合には事務処理量が増大することから、計上のための経費を節約するためである。旅費法、旅費条例で定められている基準は、当該旅行によって標準的な金額である。</p>	
					<p>【各出張の必要性＝所属委員会との関連性（総論）】</p> <p>地方議会は、条例の制定、予算の議決等地方行政全般について広範な権限を持つことから、議員の政務調査活動の対象も広範囲に及ぶ。さらさらに、議員は本会議の審議のほか、所属委員会の審議に参加することで議会活動をjする。島田俊六議員は、経済交通委員会、総合的都市活性化特別委員会に所属していた。経済交通委員会は、「経済振興局、農業委員会、交通局の所管に属する事項」の審議を所管事項としていた。総合的都市活性化特別委員会は、「新幹線整備、都市及び経済活性化並びに雇用促進のための総合的な対策に関する調査」を目的として設置された委員会であり、具体的には、①九州新幹線開通と熊本駅周辺整備、②都市交通網の整備、③中心市街地の活性化、④観光コンベンションショー対策、⑤雇用促進対策を審議の柱としていた。島田俊六議員の出張の多くは、この委員会と密接に関連するものである。</p>	<p>【各出張の必要性＝所属委員会との関連性（総論）】</p> <p>地方議会は、条例の制定、予算の議決等地方行政全般について広範な権限を持つことから、議員の政務調査活動の対象も広範囲に及ぶ。さらさらに、議員は本会議の審議のほか、所属委員会の審議に参加することで議会活動をjする。島田俊六議員は、経済交通委員会、総合的都市活性化特別委員会に所属していた。経済交通委員会は、「経済振興局、農業委員会、交通局の所管に属する事項」の審議を所管事項としていた。総合的都市活性化特別委員会は、「新幹線整備、都市及び経済活性化並びに雇用促進のための総合的な対策に関する調査」を目的として設置された委員会であり、具体的には、①九州新幹線開通と熊本駅周辺整備、②都市交通網の整備、③中心市街地の活性化、④観光コンベンションショー対策、⑤雇用促進対策を審議の柱としていた。島田俊六議員の出張の多くは、この委員会と密接に関連するものである。</p>	
					<p>【調査内容の活用＝会派内での情報共有、記録閲覧】</p> <p>公開党熊本市議団では、各議員の出張や市民相談活動の内容を市議団議員室にて情報交換し、出張等で得た資料等は随時閲覧等に供し、各議員が政務調査研究結果を相互に活用しつつ、審議能力の向上に努めてきた。</p>	<p>【調査内容の活用＝会派内での情報共有、記録閲覧】</p> <p>公開党熊本市議団では、各議員の出張や市民相談活動の内容を市議団議員室にて情報交換し、出張等で得た資料等は随時閲覧等に供し、各議員が政務調査研究結果を相互に活用しつつ、審議能力の向上に努めてきた。</p>	

1	弘前市、函館市、会津若松市	平成17年4月19日～22日(3泊4日)	131, 390	<p>お城を中心としたまちづくり、観光客誘致の調査)となつている。市政との関係で具体的にいかなる必要性があるのか明らかでない。また、出張報告書の中で調査概要に当該の概略と簡単な調査内容を記載するだけであり、具体的な調査内容は明らかでない。</p> <p>すなわち、弘前市議会事務局参事等と面談しているが、その具体的な内容や面談時間は明らかでない。</p> <p>市立観光会館、五稜郭、函館山などの観光地を訪問し、弘前またままつりに参加しているが、具体的な調査内容は明らかでない。市政に活用する目的がない私的な旅行にすぎず、調査の実質的でないものと言わざるを得ない。</p>	<p>出張の必要性、市政との関連性、経済振興局を所管する経済交通委員会委員会の委員として、熊本城築城400年記念事業を有勢なものとするため、城郭を観光の中心としながら観光客が市街地に周遊する先進地の調査が必要であると考へた。</p> <p>イ 事前準備 a 調査対象の選択 ①城郭が市街地と接近していること、②観光客誘致に熱心であること、③を遊覧の条件として、議会事務局と相談し、インターネットによる情報収集の結果、弘前市、函館市、会津若松市を選択した。 b 調査先への連絡 議会事務局を通じて、調査先の議会事務局に調査日程、調査内容を連絡し、十分な調査が行えるよう手配した。</p> <p>ウ 調査研究内容 a 弘前市 弘前市商工観光部観光課課長補佐から、約1時間、弘前城を中心とした観光行政、弘前城の活用策について説明を受け、弘前城及び弘前市内を視察した。春は「弘前さくらまつり」、夏は「弘前ねぶたままつり」、秋は「弘前城菊と紅葉まつり」、冬は「弘前城雪灯籠まつり」があり、季節に応じたイベントが年間を通じて組まれ、弘前城を重要な観光資源として活用していた。観光客の周遊性を高めるために、弘前城隣接地に弘前市立観光館があり、ねぶたの展示や名産品販売が行われていた。老木に挿し木して新芽を出す技術なども参考になった。</p> <p>b 函館市 函館市商工観光部観光課課長から、約1時間半、五稜郭を中心とした観光行政、五稜郭の活用策について説明を受け、五稜郭及び函館市内を視察した。</p> <p>ウ 函館市では、「『観光文化』のあるまち・函館～住むこと、訪れたことが『自慢』でさちつくり～」を基本理念に、市民、企業、行政、さらには観光客も一線になって、函館の魅力を引き出し、観光客にとつてあこがれる町、住みたい町になるよう、美化も含めた取り組みがなされていた。海外観光客の誘致も盛んで、6か国語のパンフレットが作成されていた。函館山からの「函館夜景」の存在は、宿泊客の誘致に大きく貢献しており、ライトアップ施設の整備等も充実していた。</p> <p>エ 会津若松市 会津若松市産業振興部観光課主幹から、約1時間半、若松城を中心とした観光行政、若松城の活用策について説明を受け、その後若松城とその周辺を主幹の案内で視察した。</p> <p>エ 会津若松市では、若松城を中心として、武家屋敷等の歴史的建造物を保存し活用し、観光客が歩いて楽しめるような工夫がなされ、観光客の周遊性を高めたい。但し、同市も宿泊客が少くないことは熊本市と同じであり、夜に観光客を集める工夫が必要と思われた。</p> <p>エ 調査内容の活用 a 上記出張後、熊本城総合事務局、観光政策課長に、先進地で入手した資料やパンフレットなどのコピーを渡し、調査先の模様を伝え、熊本市でも参考にしたいと要望した。 b 経済交通委員会において、視察を踏まえて熊本城を中心とした観光のPRについて質問した。</p>
①	調査研究内容	弘前市		<p>①調査研究内容 a 弘前市 島田俊六議員は、弘前市において、市の担当者と面談して観光行政、弘前城の活用策について説明を受けた旨主張するが、その時間はわずか約1時間程度にすぎず、その後は、弘前城や弘前市立観光館などの観光地を見学したにすぎない。</p> <p>イ 函館市 島田俊六議員は、函館市において、市の担当者と面談して観光行政、五稜郭等の活用策について説明を受けた旨主張するが、その時間はわずか約1時間半程度にすぎず、その後は、五稜郭、函館山などの観光地を見学したにすぎない。</p> <p>ウ 会津若松市 島田俊六議員は、会津若松市において、市の担当者と面談して観光行政、若松城の活用策について説明を受けた旨主張するが、その時間はわずか約1時間半程度にすぎず、その後は、若松城などの観光地を見学したにすぎない。</p> <p>エ 全体として見れば観光旅行にすぎず、調査の実質はない。</p>	
②	調査内容の活用	熊本城総合事務局		<p>②調査内容の活用 島田俊六議員は、本件出張後、経済振興局に所属する熊本城総合事務局長、島田祐介、観光政策課長大塚和規に資料やパンフレットを渡し、本件出張する。しかしながら、資料やパンフレットはわざわざ現地に赴かなくても容易に入手できるものである。</p> <p>イ 島田俊六議員は前記濱田らに、訪問先の様子を伝え、熊本市でも参考にしたい旨と要望したが、面談日時、場所、具体的な取り取りが一切なく、熊本市高齢保険福祉課との上記面談の存在自体が信用することができず、訪問先の様子を伝えるだけであれば、わざわざ現地に訪問する必要はない。</p> <p>エ 島田俊六議員は、平成17年6月17日の経済交通委員会において、本件出張にわづかに言及しているにすぎない。また、島田俊六議員の質問は、わざわざ政務調査費を利用して弘前市等の現地に赴かなくてもインターネットや報道等で容易に知りうる内容であり、本件出張の結果を活用した質問という点ではできない。</p>	

2 東京(衆議院議員会館) 谷中上野動物園

平成17年5月12日～13日(1泊2日)

「観光立国・日本」の概要と外国人観光客誘致の調査

76,280

用務は、「観光立国・日本」の概要と外国人観光客誘致の調査とをなっている。市政との関係で具体的にいかん必要性があったのか明らかでない。また、出張報告書の中で調査概要に出張先が明らかな調査内容を記載するだけでなく、江田康幸衆議院議員秘書新田静男と面談しているが、出張報告書からは各種資料を受領したとしか明らかなでなく、その具体的内容や面談時間は明らかでない。日本旅館や上野動物園などの観光地を訪問しているが、職員等と意見交換や情報収集等を行っており、具体的調査内容は明らかではない。また、平成17年度第2出張は、市政に活用する目的がない私的な旅行にすぎず、調査の実質がないものと言わざるを得ない。

出張の必要性、市政との関連性、観光立国政策の概要を知ることが、「観光立国」の政策立案にとって有効であると考えた。また外国人観光客誘致に向けた国の施策を知ることが、熊本城築城400年祭にむけて熊本市への外国人観光客誘致の取り組みに参考になると考えた。
a 動物園は経済規模高所管事業であり、経済交通委員会の所管である。熊本市では平成17年第1回定例会において、平成17年度予算に動物園活性化施策として、新たな遊具施設の導入、動物ふれあいランドの開設に伴う経費が計上された。島田俊六議員は、我が国多数の動物園である上野動物園を先進施設として視察する必要があると考えた。

事前準備
イ 予察議員秘書には国の観光政策について調査したいこと、そのための資料収集を依頼した。これは地方議員が国土交通省等に資料提供を求めたよりも衆議院議員秘書が資料提供を求めた方が迅速であり、かつ良質な情報が得られたためである。

ウ 調査研究内容
a 島田俊六議員は、衆議院秘書に面談し、約2時間にわたり、同人が入手した資料等の説明を受けた。その際、熊本市にとって重要と思われるところには赤鉛筆で印をつけた。
b 同秘書からの説明により外国人にとつての人気旅館が東京に存在することを知ったことから、当該旅館が存在する下町の風情を視察することを思い立ち、台東区谷中を訪れて町の風情を視察した。
c 翌日、上野動物園を視察し、上野動物園がリビーターを増やすために様々な催しを行ったり、これらの工夫がリビーターを増やすことにつながることを知り、これらの工夫がリビーターを増やすことになると実感した。熊本市動物園においても小動物とのふれあいの場が設けられていたが、上野動物園では触れ合える動物の種類も多く、中学生以上も訪れていたのが特徴的だった。

エ 調査内容の活用
a 視察後、島田俊六議員は熊本市動物園園長黒野原潔に、上野動物園における子供と動物とのふれあいについて説明した。
b 島田俊六議員は、平成18年定例会において、総理大臣自ら外国人観光客の誘致のためにコマースチャールに出演するという国のトップセールスの施策を紹介しつつ市長のトップセールスの重要性を訴えた。
c 島田俊六議員は、平成17年6月17日経済交通委員会において、谷中での視察内容を紹介した。

3	山武ケアネットワーク(株)・安全センター(株)(東京都大田区内)	平成17年6月18日～19日(1泊2日)	高齢者福祉施設視察	76, 280	<p>用務は高齢者福祉施設視察とされ、その目的は「一人暮らしの高齢者に対する支援の施設視察」となっているが、市政との関係で熊本県内ではなぐ東京都にある当該用務先を視察することに具体的にかかわる必要性があったか明らかでない。</p> <p>また、出張報告書の中で調査概要に出張先の概略と簡単な調査内容を記載するだけであり、具体的調査内容は明らかではない。用務先職員等と面談しているが、出張報告書からは各種資料を受領したその具体的な内容や面談時間等は不明である。</p> <p>結局、平成17年度第3出張は、市政に活用する目的がなく、調査の実質がないものと言わざるを得ない。</p>	<p>①調査研究内容 島田俊六議員は、平成17年6月18日に、安全センター(株)を訪問し、出張調査本部部長末崎朝から約3時間にお互いに出張報告書と「各地のセンターが自然災害により緊急通報システムが併稼した際」という程度にすぎない。もともと島田俊六議員は、熊本安全センター(株)から熊本市内の通報先が機能しなくなっても東京都所在の安全センターについて「つながることから大丈夫であり、すでに熊本安全センター(株)から説明を受けた事項につき確認するのでは」と確認する。中越地震発生時の発生状況を中越地震発生時における緊急通報システムは「健康と安心」という発行者を中心に説明を受けた旨主張するが、出張報告書は「健康と安心」という発行者については何ら記載がなく、仮に中越地震発生時における緊急システム発生状況につき説明を受けたとしても、同発行者に記載された以上の情報は得られておらず、わざわざ出張する必要性がない。</p> <p>②調査内容の活用 島田俊六議員は、視察後、熊本高齢保健福祉課に緊急通報システムのバックアップ体制等について調査内容を伝えた旨主張するが、熊本高齢保健福祉課担当者の氏名や面談日時、場所、具体的なやり取りが一切なく、熊本高齢保健福祉課との上記面談の存在自体が信用することができない。</p>
76, 280	高齢者福祉施設視察				<p>出張の必要性、市政との関連性、熊本市において、平成9年から独居老人対策として、民間委託による在宅高齢者緊急通報システム事業を導入している。当時、島田俊六議員は同システム内の民間委託を積極的に推進した。同システムは、緊急通報センターを熊本市内に設置し、24時間体制で利用者の通報に対応していた。</p> <p>平成16年10月23日、中越地震が発生し、同システムの利用者等から、熊本市が災害に身まわされたときに緊急通報システムは運用できなくなるなどの疑問の声があり、民間委託先である熊本安全センター(株)の説明では熊本市内の通報先が機能しなくなっても東京都所在の安全センターに繋がると考え、熊本市内の通報先が機能しなくなるときのバックアップ施設である東京都所在の安全センター(株)を視察した。</p> <p>さらに東京都内の山武ケアセンターを訪問し、大都会における訪問介護の実態を視察した。</p>	<p>イ 事前準備 島田俊六議員は、熊本安全センター(株)を通じて安全センター(株)に視察の目的、日程を伝えた。</p> <p>ウ 調査研究内容 a 東京都大田区所在の安全センター(株)を訪れ、同社営業本部副部長から約3時間にお互いに説明を受け、通報システムによる電話対応がなされている様子について説明を受けた。その際、中越地震発生時における緊急通報システムの運用状況を説明を受けた。 b 世田谷区所在の山武ケアネット(株)の訪問介護サービス事務所を視察し、緊急通報システムと連携した訪問介護システムを視察した。</p> <p>エ 調査内容の活用 視察後、島田俊六議員は、熊本高齢保健福祉課に緊急通報システムのバックアップ体制等について調査内容を伝えた。</p>

4	八代市 平成17 年8月 10日	中心商店 街の現 状、大型 店進出に よる影響 の調査	3,774 用務は、「中心商店街の現状、大型店進出による影響の調査」となっているが、熊本市政との関係で調査概要に調査の必要がなくなったのか明らかでない。また、出張報告書の中で調査概要に調査の必要がなくなったのか明らかでない。ただし、具体的な調査内容は明らかでない。結局、平成17年度第4出張は、市政との関連性・必要性・合理性のないものと言わざるを得ない。	<p>ア 出張の必要性、市政との関連性 総合的都市活性化特別委員会として、熊本市における中心市街地活性化対策の参考にするため、平成16年にイオン八代ショッピングセンターとゆめタウンが相次いでオープンした八代市において中心商店街の現状を視察することにした。</p> <p>イ 事前準備 八代市中心商店街がゆめタウンと、①ゆめタウンのバスを商店街にも乗り入れる、②ゆめタウンのチャラランに地元商店街の案内を掲載する、③ゆめタウン内で商店街のイベントを行うとの協定を結ぶなどの工夫がなされていることを聞いていた。それらの方策が効いているか否かをポイントとして視察した。</p> <p>ウ 調査研究内容 八代市中心商店街を視察し、幾つかの店舗から各10分程度、ゆめタウンとイオン八代ショッピングセンターによる影響、ゆめタウンとの上記協定の効果などを聴取した。聴取先はほとんど全てにおいて売上が減少していること、商店街でイベントを行うときには集客が増加するが、普段はほとんど集客がないこと、商店街周辺の駐車場の使い勝手が良くないことも集客できない理由の1つになっていると述べていた。</p> <p>エ 調査内容の活用 島田俊六議員は、経済交通委員会において、八代のゆめタウンと本町商店街の協定内容を紹介し、平成18年定例会では、中心市街地の活性化対策に関する質問として、八代市における調査内容を紹介した。</p>
---	---------------------------	--	--	---

名古市 平成17年9月17日～18日 (1泊2日)

愛知万博博覧会視察予定遊具(遊入視察等)

72, 540

用務は、愛知万博博覧会視察(予定遊具視察等)とされ、その目的は「熊本市動物園に導入予定の遊具2種の視察、安全性」「世界各団の文化、民族、最先端の技術の視察」となっている。...

①出張の必要性 愛知万博博覧会視察(予定遊具視察等)とされ、その目的は「熊本市動物園に導入予定の遊具2種の視察、安全性」「世界各団の文化、民族、最先端の技術の視察」となっている。...

③調査内容の活用 平成17年9月26日の経済交通委員会において、愛知万博博覧会視察予定遊具(遊入視察等)の視察結果を踏まえ、熊本市として研究していただきたいと要望した。

出張の必要性、市政との関連性、事前準備、動物園は経済振興局所管で経済交通委員会の所管事項である。平成17年度予算で、動物園再活性化対策として、リピーター向けに導入予定の遊具2種の視察、安全性」「世界各団の文化、民族、最先端の技術の視察」となっている。

調査研究内容 島田俊六議員は、愛知万博博覧会会場を訪れ、上記2種の遊具を視察した。...

調査内容の活用 経済交通委員会において、愛知万博博覧会の様子や、愛知万博博覧会視察予定遊具(遊入視察等)の視察結果を踏まえ、熊本市として研究していただきたいと要望した。

6	荒尾市 平成17 年12月 2日	ベルト型ろ過濃縮機特許出願の経緯等の調査	<p>4,144 用務は、「ベルト型ろ過濃縮機特許出願の経緯等の調査」となっているが、市政との関係で具体的にいかにならなければならない必要性があったのか明らかでない。また、出張報告書の中で調査概要に出張先の概略と簡単な調査内容を記載するだけであり、具体的調査内容は明らかではない。また、荒尾市建設部下水道課課長補佐宮本圭介氏と面談しているが、その具体的内容や面談時間は明らかではない。</p> <p>平成17年度第6出張は、市政との関連性・必要性・合理性の無いもの結局、平成17年度第6出張は、市政との関連性・必要性・合理性の無いものと言わざるを得ない。</p>	<p>ア 出張の必要性、市政との関連性、ベルト型ろ過濃縮機は、ステンレススペルトを用いて汚泥中の水分を除いて汚泥の体積を減少させて汚泥処理をするもので、20秒という短時間で高濃度に濃縮できる特徴を有する低コストの機械である。この機械は、平成6年から荒尾市浄水センターで研究開発が進められ、平成15年9月に実用機が完成し、同年12月に特許を取得した。</p> <p>熊本市においては、平成17年、西部浄化センターにベルト型ろ過濃縮機が設置されている。荒尾市ではこの機械の販売により年間1000万円が市の収入となつている。</p> <p>島田俊六議員は、回濃縮機よりも、荒尾市職員が約10年にわたって研究できた環境に着目し、熊本市でも職員の活用により、新たな産業開発ができるのではないかと考えた。</p> <p>イ 事前準備 島田俊六議員は、担当職員から説明を受けると、荒尾市浄水センターに訪問の予定、視察の内容を伝え、また職員への意識啓蒙の意味を含めて熊本市職員数名にも同行してもらうことにした。</p> <p>ウ 調査研究内容 荒尾市浄水センターを訪れ、荒尾市建設部下水道課課長補佐宮本圭介氏から約1時間、ベルト型ろ過濃縮機、その開発に至るまでの経過、回濃縮機による荒尾市の収入についての説明をうけた。また開発者である宮本に人事異動がなく、長年浄水センターに勤務しえたのは、市長の英断によることとであつた。</p> <p>エ 調査内容の活用 平成18年度例会において、職員の能力開発と活用について、島田俊六議員は、平成18年度例会において、職員の能力開発と活用について、上記出張で得た知識をもとに質問した。</p>
---	---------------------------	----------------------	---	---

7	酒田 市、鶴 岡市	平成18 年1月～ 18日～ 20日 (2泊3 日)	中心市街 地活性化 策と観光 施策の調 査	125,260	<p>用務は、「中心市街地活性化策と観光施策の調査」となっているが、当該調査が市政との関係で具体的に調査内容が明らかでない。また、出張報告書の中で調査概要に出張先の内容を記載するだけであるが、具体的調査内容や面談時間は明らかでない。また、調査内容からは、三川町シヨッピングモールや酒田市内商店街などを視察しているが、その具体的な調査内容、方法が不明である。また、調査の趣旨や目的が不明である。また、調査の趣旨や目的が不明である。また、調査の趣旨や目的が不明である。</p>
					<p>出張の必要性、市政との関連性 平成17年6月、イオンモールが熊本市佐土原に新店を出店する計画があることが公表された。出店予定地域は都市計画法による市街地調整区域であり、開発には熊本市の許可が必要であるところ、熊本市内の商店街が開発許可を出さないよう求める要望を熊本市に提出し、熊本市においても「市外大型大規模商業施設に対する要請」を提出し、事前審査が提出された場合の対応を協議することとなった。同年10月、イオンモール側が開発許可の事前審査中出書を熊本市に提出し、その結果区対署名が約20万人以上になった。これとは別に熊本市の周辺で上記出張時は、熊本市が開発許可をめぐって大型ショッピングセンター出店にいかなる対応を取るべきかが焦点となっていた。</p>
					<p>事前準備 a 島田後六議員は、2つの大型ショッピングセンターができた場合、中心市街地がどうなるのか、大型ショッピングセンターが林立した場合、商店街が生き残るための方策があるのかを考慮するため、議会事務局と相談して、同様な状況におかれているなかで商店街の活性化が図られている都市を視察して「鶴岡市」と題して講演を行った際に商店街の取り組みを紹介していたことであって、先進地として鶴岡市を是非とも視察したいと考え、山形県酒田市と鶴岡市を視察することにした。</p>
					<p>b 島田後六議員は、議会事務局を通じて調査先の議会事務局に調査日程、調査内容を連絡し、十分な調査が行えるよう手配してもらった。</p>
					<p>調査研究内容 a 酒田市 酒田市の観光振興課課長、商工観光部観光物産課長補佐から、約1時間、酒田市の観光施策を中心とした説明を受けた。酒田市の観光振興課課長、商工観光部観光物産課長補佐から、約1時間、酒田市の観光施策を中心とした説明を受けた。酒田市の観光振興課課長、商工観光部観光物産課長補佐から、約1時間、酒田市の観光施策を中心とした説明を受けた。酒田市の観光振興課課長、商工観光部観光物産課長補佐から、約1時間、酒田市の観光施策を中心とした説明を受けた。</p>
					<p>b 鶴岡市 鶴岡市産業課課長、産業部商工課主査、鶴岡商工会議所中小企業相談所員、同街の活性化対策について説明を受けた。鶴岡市産業課課長、産業部商工課主査、鶴岡商工会議所中小企業相談所員、同街の活性化対策について説明を受けた。鶴岡市産業課課長、産業部商工課主査、鶴岡商工会議所中小企業相談所員、同街の活性化対策について説明を受けた。</p>
					<p>エ 調査内容の活用 a 経済振興局局長、経済企画課長に、調査先で入手した上記資料やパンフレットなどのコピーを渡し、調査内容を説明した。経済振興局局長、経済企画課長に、調査先で入手した上記資料やパンフレットなどのコピーを渡し、調査内容を説明した。経済振興局局長、経済企画課長に、調査先で入手した上記資料やパンフレットなどのコピーを渡し、調査内容を説明した。</p>
					<p>b 島田後六議員は、平成18年1月17日、熊本市における中心市街地活性化の取組みを質問した。島田後六議員は、平成18年1月17日、熊本市における中心市街地活性化の取組みを質問した。島田後六議員は、平成18年1月17日、熊本市における中心市街地活性化の取組みを質問した。</p>

<p>8 鹿児島市</p>	<p>平成18年1月30日～31日(泊2日)</p>	<p>交通局(路面電車)の経営状況、市政との関係について、出張報告書の中で調査概要に出張先の概要と簡単な調査内容を記載しているが、その具体的な内容や面談時間は明らかでない。平成17年度第8出張は、市政との関連性・必要性、合理性のいものと言わざるを得ない。</p>	<p>出張の必要性、市政との関連性、鹿本市においては、市電乗客数は減少し続けているが、鹿児島市電は近年ほぼ1000万人を超えている。島田俊六議員はその要因を調査した。また市電の存在が中心商店街の活性化に役立っている様子を視察した。</p> <p>事前準備 議会事務局を通じて、調査先の議会事務局に調査日程、調査内容を連絡し、十分な調査が行えるよう手配してもらった。</p> <p>調査研究内容 鹿児島市交通局電車事業課主幹運輸係長、同課運輸係主事から約1時間、市電の利用状況、乗客数増加の理由の説明を受けた。増加の理由には新路線効果が大きいが、それに依存することなく低床電車やICカードの導入により市民の利便性が増加したことと市民の利用数が増加したこととも一因であるとのことであった。</p> <p>鹿児島市建設局管理部長、同部道路管理課長、同部道路管理課主幹から、約40分間、市電電停路面に敷設しているグリーンペイントについて説明を受けた。電停にアラタターを置いて季節の花で飾り、軌道上に芝生を植えてグリーンペイントとする計画を親しみやすい市電を目指しているとのことであった。このグリーンペイントは乗客増加のほか、ヒートアイランド現象の緩和、都市景観の向上も期待できると説明を受けた。</p> <p>経済局観光振興課商業係長から、中心市街地活性化対策について約1時間説明を受けた。鹿児島市では郊外に1つの大型店と4つの中型店が進出予定とのこととあり、これに對抗して中心街のデパートや天文館内店舗のリニューアルを計画しており、市電の存在が中心商店街の活性化に役立っているとのこととあり、熊本でも市電の活用が中心商店街の活性化に役立つものと思われる。翌日、海岸周辺の大型店舗予定地と中心商店街(天文館)を視察した。</p> <p>交通局交通事業管理、次長、電車課長に調査先で愛顧した資料のコピーを渡して、視察内容を伝えた。また商工課長、経済企画課長には中心市街地活性化対策として市電の利便性を高めることが重要であることを説明した。平成18年第1回定例会において、中心商店街活性化の取組みの1つとして上記視察で得た内容を紹介した。</p>
---------------	----------------------------	---	---

9	水俣市 平成18 年2月6 日	最終処分 場建設に 関する調 査(水俣 市の実態 調査)	7,326	<p>用務は、「最終処分場建設に関する調査(水俣市の実態調査)」となつておられるが、当該調査が熊本市政との関係で具体的にいかなる必要性があつたのか明らかでない。また、出張報告書の中で調査概要に出張先の概略と簡潔な調査内容等を記載するだけであり、具体的調査内容は明らかではない。結局、平成17年度第9出張は、市政との関連性・必要性・合理性のないものと言わざるを得ない。</p>	<p>出張の必要性、市政との関連性 熊本市で平成13年にオープンした岡田環境センター産業廃棄物最終処分場(理立型)は平成28年までしか使えない。そのためその後の処分場建設計画を早急に行う必要があるか否かを調査しておく必要がある。折から水俣市において最終処分場計画が進んでおり、島田俊六議員は、その現状を見聞きすることと熊本市の今後の計画に役立てることを考えた。</p> <p>事前準備 産業廃棄物処理場建設計画についての意見を聞くために、予めその旨を水俣市議会議員に伝え、地元住民に集まってもらつた。</p> <p>調査研究内容 水俣市内2カ所において地元市民各数名とそれぞれ約40分をわたつて産業廃棄物処理場建設計画についての意見を聞いた。住民の多くは、必要性は分かるが計画されてきた住所は水源に近いことから反対というものであつた。水俣府で悩まされてきた住民にとつてこの問題は極めて深刻であり、敏感であると感じた。安定期最終処分場であり、地元住民の同意は必要ないものの強い反対があれば許しづらい状況であり、住民への粘り強い説明が必要と思われた。</p> <p>調査内容の活用 熊本環境保全局に水俣市の現状を伝え、仮に反対の意見が強くなつたときには、住民への粘り強い説明が必要であることを考え、早急に候補地を決めて計画を立ち上げるべきであると説明した。</p>
10	水俣市 平成18 年2月6 日	最終処分 場建設に 関する調 査(水俣 市の実態 調査)	7,326	<p>①調査内容 島田俊六議員は、本件出張についての調査内容として、平成18年2月6日に、水俣市内2カ所地元住民数名からそれぞれ約40分をわたつて産業廃棄物処分場建設計画の意見を聴取した旨主張する。「水俣市における最終処分場建設予定地視察」と記載された内容として、地元住民からの意見聴取した住民の氏名や場所等の具体的記載もない。</p> <p>また、仮に上記聴取を実施していたとしても、報道やインターネット等で容易に知ることができるとも、わざわざ現地を訪問する必要性はない。</p> <p>②調査内容の活用 島田俊六議員は、調査内容の活用として、視察後、熊本環境保全局に水俣市の現状を伝え、早急に候補地を決めて計画を立ち上げるべきであると述べた旨主張する。</p> <p>しかしながら、島田俊六議員の主張には熊本環境保全局担当者の氏名や面談日時、場所、具体的なやり取りが一切なく、環境保全局の上記面談の存在自体が信用することができず、仮に上記面談があつたとしても、前記のとおり島田俊六議員の得られた情報は、報道等以上のものではなく、当然環境保全局が知つていたか、容易に知りうる情報に過ぎないものであるから、島田俊六議員が本件出張によつて得られた調査内容を活用したと評価することはできない。また、島田俊六議員は、定例議会や委員会等で岡田環境センターに関する発言を行つていない。</p>	<p>出張の必要性、市政との関連性 熊本市で平成13年にオープンした岡田環境センター産業廃棄物最終処分場(理立型)は平成28年までしか使えない。そのためその後の処分場建設計画を早急に行う必要があるか否かを調査しておく必要がある。折から水俣市において最終処分場計画が進んでおり、島田俊六議員は、その現状を見聞きすることと熊本市の今後の計画に役立てることを考えた。</p> <p>事前準備 産業廃棄物処理場建設計画についての意見を聞くために、予めその旨を水俣市議会議員に伝え、地元住民に集まってもらつた。</p> <p>調査研究内容 水俣市内2カ所において地元市民各数名とそれぞれ約40分をわたつて産業廃棄物処理場建設計画についての意見を聞いた。住民の多くは、必要性は分かるが計画されてきた住所は水源に近いことから反対というものであつた。水俣府で悩まされてきた住民にとつてこの問題は極めて深刻であり、敏感であると感じた。安定期最終処分場であり、地元住民の同意は必要ないものの強い反対があれば許しづらい状況であり、住民への粘り強い説明が必要と思われた。</p> <p>調査内容の活用 熊本環境保全局に水俣市の現状を伝え、仮に反対の意見が強くなつたときには、住民への粘り強い説明が必要であることを考え、早急に候補地を決めて計画を立ち上げるべきであると説明した。</p>

10	五木村、相良村	平成18年2月27日	ダム建設現場視察(五木村の現状など)	<p>14, 319 用務は、「ダム建設現場視察(五木村の現状など)」となっているが、当該調査が熊本市政との関係で具体的な必要があったのか明らかでない。また、出張報告書の中で調査概要に出張先の概略と簡単な調査内容を記載するだけであり、具体的な調査内容は明らかではない。結局、平成17年度第10出張は、市政との関連性・必要性・合理性のないものと言わざるを得ない。</p> <p>①出張の必要性、市政との関連性 島田俊六議員は、立野ダムは、川辺川ダム完成後の着工とされており、川辺川ダム建設計画は熊本市の政策と関連性があること、熊本市の周辺住民の意見を聞くことも必要であるなどとして本件出張の必要性、市政との関連性がある旨主張する。 しかしながら、立野ダムと川辺川ダムは、あくまで別計画に基づいて建設が進められているところであり、国も立野ダム建設は、川辺川ダム建設が完了するまでという方針は明言していない。立野ダム建設が進まないのは、川辺川ダム建設とは無関係であり、川辺川ダム建設は熊本市の政策とは関連性がない。 また、熊本市の周辺住民からの意見聴取の必要性を言うが、なぜ意見聴取が熊本市政との関係で必要なのかは全く明らかとなっていない。 本件出張の目的が明らかとならして、出張の必要性、市政との関連性は無い。</p> <p>②調査研究内容 島田俊六議員は、平成18年2月27日に、五木村で、約1時間、元郵便局員であった者から説明を受けた旨主張するが、意見聴取をした住民の氏名や場所、具体的な聴取内容等が明らかでなく、到底信用できない。到着後、約1時間の聴取で、仮に上記聴取を実施したとしても、わずか1時間の情報を得ることは著しく困難である。また、報道やインターネット等で得られる情報よりも出張報告書は、報られない情報に関する記載はない。結局、島田俊六議員の調査研究内容は、報道等で容易に知ることとができ、わざわざ現地を訪問する必要性はない。</p> <p>③調査内容の活用 島田俊六議員は、本件出張について、何ら議会活動や委員会活動などで発言するなどの議員活動に反映させていない。</p>	262, 273
11	その他		合計	<p>803, 998</p>	72, 540

ア 出張の必要性、市政との関連性
熊本市は、昭和28年6月に白川の氾濫で大被害を被った。そのため治水対策として立野ダムは有効だが、国の方針で立野ダムは川辺川ダム完成後の着工とされ、川辺川ダムの建設計画はその意味で熊本市の政策と関連性がある。川辺川ダム建設で水没する五木村、建設予定地である相良村の住民の現状や意見は直接熊本市政に結びつくものではないが、熊本市政にとって同市の周辺住民の意見を聞くことも必要と思われた。

イ 事前準備
川辺川ダムについて議員間の勉強会や市や県の職員、国土交通省担当者から現状を聞いたりしていた。川辺川ダム建設計画については長い年月にわたる経緯や曲折があり、即座に解決できるものではないことは新聞報道などで見知っている。五木村で長年郵便局に勤務していた者にダム建設に翻弄されてきた五木村、相良村の現状を聞きたいと予め連絡した。

ウ 調査研究内容
約1時間におわたり、五木村で長年郵便局員だった者から説明を受け、まさに長年におわたり、五木村でダム建設に翻弄されてきた歴史や現在の生活を知ることができた。

エ 調査内容の活用
川辺川ダム建設は広範囲におわたり、しかも計画着手から現在までの間にダム建設の3つの目的(治水、発電、かんがい)のうち発電、かんがい目的が失われたことと建設計画自体が暗礁に乗り上げてきている状況にあり、そのなかでダム建設に直接影響を及ぼさず、それも要因ともなっている。高地向への移転を余儀なくされ、住民の生活に配慮しなされる場合、その計画によって多大な影響を受ける住民の生活に配慮しなければならぬと、考えさせられた。ダム建設計画は、その推進、中止いずれの方向であれ、多くの入居者の生活に多大な影響を与える問題であり、一定の合意形成に向けた一層の議論の積み重ねが必要と受け止めた。

これは正本である。

平成22年3月26日

熊本地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 開

勝

